

# 姫路市中心市街地活性化基本計画

令和7年4月

〔 令和7年3月14日 認定  
      令和7年8月26日 変更 〕

# 姫路市中心市街地活性化基本計画 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 .....	3
1.1 これまでの中心市街地活性化に関する取組みの検証 .....	3
1.2 中心市街地活性化の課題 .....	17
1.3 中心市街地活性化の方針(基本的方向性) .....	33
2. 中心市街地の位置及び区域 .....	35
2.1 位置 .....	35
2.2 中心市街地の区域 .....	43
2.3 中心市街地の要件に適合していることの説明 .....	46
3. 中心市街地の活性化の目標 .....	55
3.1 目標設定 .....	55
3.2 計画期間 .....	55
3.3 目標指標の設定の考え方 .....	56
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 .....	65
4.1 市街地の整備改善の必要性 .....	65
4.2 具体的事業の内容 .....	66
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 .....	70
5.1 都市福利施設の整備の必要性 .....	70
5.2 具体的事業の内容 .....	71
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項 .....	80
6.1 まちなか居住の推進の必要性 .....	80
6.2 具体的事業の内容 .....	81
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 .....	83
7.1 経済活力の向上の必要性 .....	83
7.2 具体的事業の内容 .....	84
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 .....	98
8.1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性 .....	98
8.2 具体的事業の内容 .....	99
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 .....	102
9.1 本市の推進体制の整備 .....	102
9.2 中心市街地活性化協議会に関する事項 .....	104
9.3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等 .....	115

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 .....	116
10.1 都市機能の集積の促進の考え方 .....	116
10.2 都市計画手法の活用 .....	118
10.3 都市機能の集積のための事業等 .....	119
11. その他中心市街地の活性化に資する事項 .....	120
11.1 都市計画等との調和 .....	120
11.2 その他中心市街地の活性化に資する事項 .....	122

○基本計画の名称:姫路市中心市街地活性化基本計画

○作成主体:兵庫県姫路市

○計画期間:令和7年4月～令和12年3月(5年)

## 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

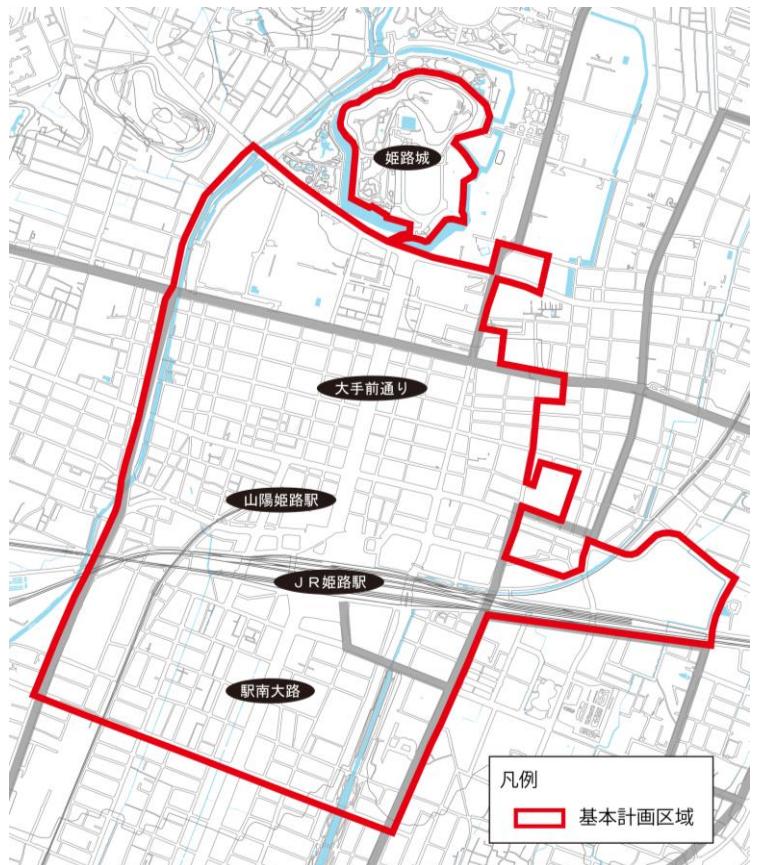
### 1.1 これまでの中心市街地活性化に関する取組みの検証

#### (1) 前計画の概要

本市は、姫路駅を中心とするエリア約 222ha を対象区域に、平成 27 年 4 月から令和 2 年 3 月までを計画期間とする「姫路市中心市街地活性化基本計画」（以下、「前計画」）を策定した。

ここでは、新たな「姫路市中心市街地活性化基本計画」（以下、「新計画」）策定にあたり、前計画の評価・検証を行う。

前計画では「国内外の人々が行き交い愛され、市民が愛着をもつ城下（まち）」を基本テーマに掲げ、この実現に向けて 4 つの基本方針と 4 つの目標を設定し、目標に沿った事業展開を実施することにより活性化を図った。

計画名称	姫路市中心市街地活性化基本計画
計画期間	令和2年4月～令和7年3月(5年)
区域面積	約222ha 

## < 基本テーマ及び基本的な方針 >

基本テーマ	国内外の人々が行き交い愛され、市民が愛着をもつ城下
基本的な方針	行きたい城下—国内外の人々が訪れるまちづくり—
	にぎわう城下—人々が集い回遊するまちづくり—
	住みたい城下—人々が安心し暮らしやすいまちづくり—
	市民が主役の城下—市民が躍動できるまちづくり—

## < 数値目標 >

数値目標	歩行者・自転車通行量	110,000人／日
	新規出店店舗数	60店舗(5年間)
	居住者数	10,820人
	来街者の中心市街地での滞留時間	180.0分／人

### 中心市街地活性化の基本テーマ

**国内外の人々が行き交い愛され、市民が愛着をもつ城下**

### 中心市街地活性化の基本方針

**行きたい城下**  
国内外の人々が  
訪れるまちづくり

**にぎわう城下**  
人々が集い  
回遊するまちづくり

**住みたい城下**  
人々が安心し  
暮らしやすいまちづくり

**市民が主役の城下**  
市民が躍動できる  
まちづくり

### 中心市街地活性化の目標

#### 目標①

#### 国際観光都市「姫路」ブランドの確立

大手前通りエリア魅力向上推進事業や文化コンベンションセンターの整備等により、新たな魅力を創出し、国際観光都市としてのブランドを確立させ、国内外の観光客のさらなる増加やリピーターの増加を目指す。

#### 目標②

#### 姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出

空き店舗対策や遊休不動産の活用等により、魅力ある店舗等の出店や意欲的な若者が創業しやすい環境づくりを行うことで、まちなかの活性化を目指す。

#### 目標③

#### 楽しさと安心感のある多世代居住の推進

多世代居住を踏まえた福祉や医療等の新規機能の導入、若者が暮らしやすい居住環境の整備等を推進し、日常的に利便性が高く、多世代が交流し、安心して暮らせるよりよい居住環境づくりを目指す。

#### 目標④

#### 持続可能なエリアマネジメントの構築

中心市街地のにぎわい創出とエリア全体への効果波及、滞留時間の延長のため、民間活力を活用したエリアマネジメントの仕組みの構築により、持続的なまちづくりを目指す。

## (2) 前計画の記載事業の進捗状況

前計画では市街地の整備改善、都市福利施設の整備、まちなか居住の推進、経済活力の向上、公共交通機関の利便増進等を目的とする計 39 事業に取組んだ。

このうち、令和 6 年度までに完了した事業は 2 事業、実施中は 37 事業、中止事業と未実施事業はない。

完了した主な事業は、「姫路市文化コンベンションセンター整備事業」「バス 100 円運賃（ワンコイン運賃）制度」である。

実施中の 37 事業のうち、ソフト事業に関しては現在も継続して実施しており、ハード事業に関しても予定通り進捗している。

### < 前計画記載事業の主な分類別進捗状況 >

	記載 事業数	進捗状況			
		完了	実施中	中止	未実施
市街地の整備改善	5	0	5	0	0
都市福利施設の整備	5	1	4	0	0
まちなか居住の推進	1	0	1	0	0
経済活力の向上	21	0	21	0	0
公共交通機関の利便増進等	7	1	6	0	0
計	39	2	37	0	0

< 前計画記載事業の進捗状況 >

	事業名	事業主体	事業期間	進捗状況
<b>市街地の整備改善</b>				
1	駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区) (土地区画整理事業)	姫路市	H19～R6	実施中
2	姫路駅周辺土地区画整理事業	姫路市	H1～R6	実施中
3	都心環状道路網の整備	姫路市	H21～R7	実施中
4	電線類地中化事業	姫路市	H21～R7	実施中
5	姫路駅南駅前広場周辺まちなみ整備事業	姫路市	R1～R6	実施中
<b>都市福利施設の整備</b>				
6	姫路市文化コンベンションセンター整備事業	姫路市	H27～R2	完了
7	県立はりま姫路総合医療センター連携事業	兵庫県、姫路市	R2～R6	実施中
8	街なかマナーアップ向上事業	姫路市	R2～R6	実施中
9	市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業	姫路市	R2～R6	実施中
10	街なか福祉サポート事業	姫路市、民間、商店街等	R2～R6	実施中
<b>まちなみ居住の推進</b>				
11	優良建築物等整備事業	民間等	R2～R6	実施中
<b>経済活力の向上</b>				
12	中心市街地空き店舗対策事業	姫路市、姫路商工会議所、商店街等	R2～R6	実施中
13	商店街にぎわい創出事業	姫路市、姫路商工会議所、商店街等	R2～R6	実施中
14	姫路公園活用事業	姫路市	R2～R6	実施中
15	街なか創業支援事業	姫路市	R2～R6	実施中
16	ウォーカブル推進事業	姫路市・自治会等	R3～R6	実施中
17	リノベーションまちづくりの推進	姫路市、姫路商工会議所、商店街等	R2～R6	実施中
18	姫路市文化コンベンションセンター活用事業	姫路市、民間等	R2～R6	実施中
19	姫路城周辺観光推進事業	姫路市、姫路商工会議所、商店街等	R2～R6	実施中
20	大手前通りエリア魅力向上推進事業	姫路市、民間等	R2～R6	事業中
21	エリアマネジメント運営に向けた仕組みづくり	姫路市、姫路商工会議所、商店街等	R2～R6	実施中
22	姫路駅北にぎわい交流広場活用事業	姫路市、市民団体、商店街等	R2～R6	実施中

	事業名	事業主体	事業期間	進捗状況
23	西二階町コミュニティホール「七福座」活用事業	西二階町商店街振興組合	R2～R6	実施中
24	まちづくりステーション「街の駅」運営事業	姫路商工会議所	R2～R6	実施中
25	観光情報発信強化事業	姫路市、商店街、民間、市民団体等	R2～R6	実施中
26	観光ボランティアの充実	姫路市、姫路観光コンベンションビューロー等	R2～R6	実施中
27	商店街整備事業	姫路市、商店街、姫路商工会議所等	R2～R6	実施中
28	郊外農林水産業と連携した街なか活性化事業	姫路市、民間等	R2～R6	実施中
29	はりまブランド街なかPR事業	姫路市、民間	R2～R6	実施中
30	音楽のまち・ひめじ事業	姫路市、民間	R2～R6	実施中
31	公衆無線LAN運用事業	姫路市、姫路商工会議所	R2～R6	実施中
32	イーグレひめじ活用事業	姫路市、民間	R2～R6	実施中

#### 公共交通機関の利便増進

33	姫路城周辺観光ループバス事業	神姫バス(株)	R2～R6	実施中
34	自転車利用環境整備事業	姫路市	R1～R10	実施中
35	シェアサイクル事業	姫路市	R2～R10	実施中
36	案内サイン強化事業	姫路市	R2～R6	実施中
37	バス100円運賃(ワンコイン運賃)制度	神姫バス(株)	R2～R5	完了
38	公共交通バリアフリー化促進事業(バス)	姫路市	R2～R6	実施中
39	姫路城と調和した都市景観の形成	姫路市	R2～R6	実施中

### (3) 前計画の目標の達成状況

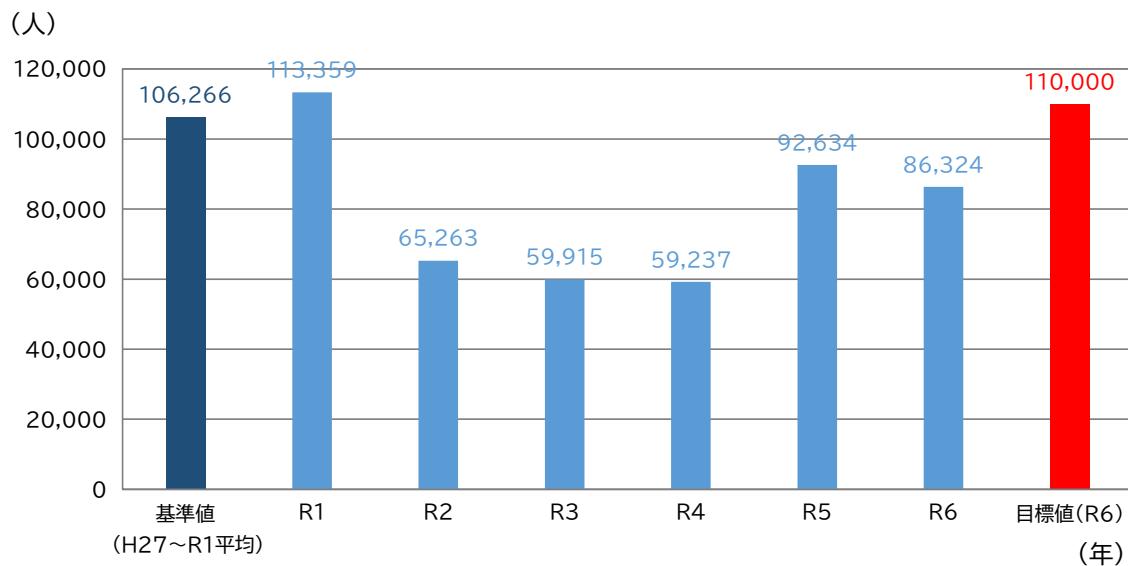
前計画の目標値に関わる事業の達成状況について、以下に評価・分析を行う。

#### ① 歩行者・自転車通行量

##### a) 数値目標の達成状況

中心市街地における歩行者・自転車通行量は、平成 27 年度から令和元年度調査の主要 10 地点の平均値（106,266 人／日）を基準値とし、目標値を 110,000 人／日（令和 6 年 4 月）と設定した。

最終年度である令和 6 年 4 月の主要 10 地点の歩行者・自転車通行量は、86,324 人／日で（目標値比 78%）、目標達成には至らなかった。



歩行者・自転車通行量の実績値・数値目標

※掲載している数値は基準値及び令和元年度の数値も含め前計画における主要10地点の合算値

##### b) 数値目標の達成状況の評価

中心市街地における歩行者・自転車通行量は目標値を下回った。要因として、計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、不要不急の外出自粛要請等日常的な外出に対する行動抑制によって、国内全般的に人流が大きく減少したことが挙げられる。兵庫県においては令和 2 年 4 月に緊急事態宣言が発出され、その後解除や再発出、まん延防止等重点措置への切替等を繰り返しながら、令和 4 年 3 月 21 日にまん延防止等重点措置の解除をもって、新型コロナウイルス感染症に起因する行動抑制に係る措置は解除された。令和 4 年度の調査はまん延防止等重点措置が解除された直後であり、かつ新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）」であったことから、行動抑制期間の令和 3 年度の調査結果とほぼ同値であったが、「5 類感染症」へ移行された令和 5 年度以降は回復基調にある。しかしながら、コロナ禍を経て生

活スタイルの一部が変容したためか、令和元年度以前の人流まで回復するには至らず、目標値には届かなかつた。

一方、基準値の算定期間である平成 27 年度から令和元年度の来訪者が、平常時よりも多い状態であった可能性がある。平成 26 年には姫路城ゆかりの人物：黒田官兵衛を題材にした大河ドラマが放送され、翌年 3 月には平成の大修理を終えた姫路城がグランドオープンを迎えたことで、平成 27 年度姫路市総入込客数は過去最大（11,902 千人）となった。<sup>1</sup>中心市街地を含む姫路城周辺の観光施設の入込客数も平成 27 年度に過去最大（4,402 千人）の数値となっており、一時的な“ブーム”が到来していたことがうかがえる。また、令和元年度の調査日である 4 月 29 日は 10 連休（平成 31 年 4 月 27 日から令和元年 5 月 6 日）の中日であり、社会全体として外出機運が高まっていたため、通常時よりも通行量が増加した可能性がある。コロナ禍を経た令和 5 年度および令和 6 年度は人流が落ち着いており、直近二か年の結果が平常時の数値に近いものと考えられる。

---

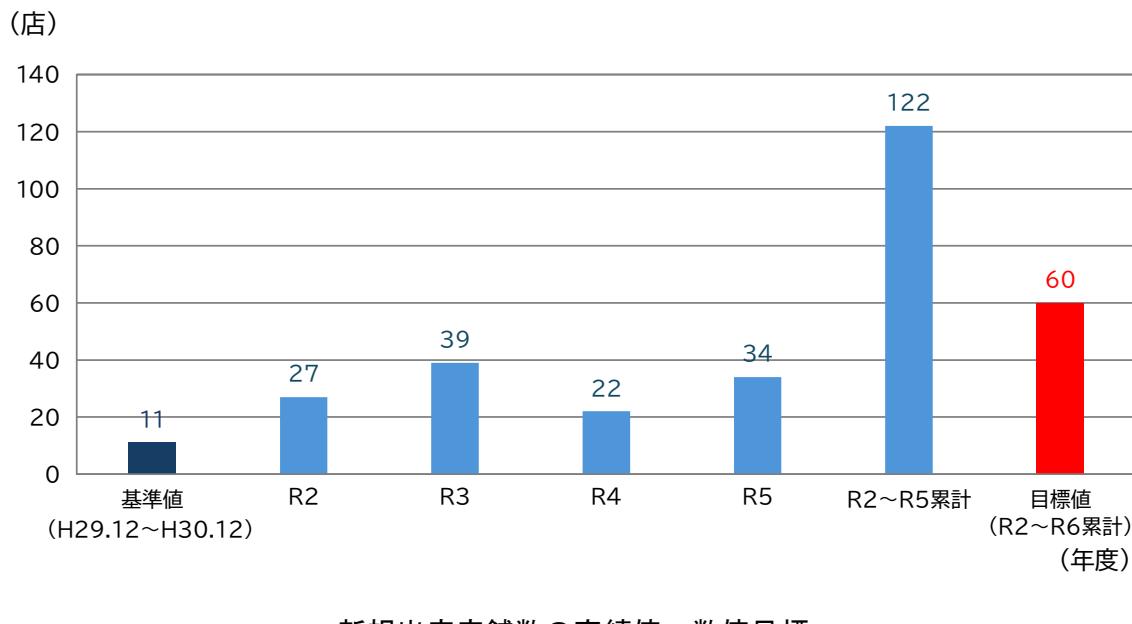
<sup>1</sup> 姫路市入込客数 調査報告書より <https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000005147.html>

## ② 新規出店店舗数

### a) 数値目標の達成状況

中心市街地内における新規出店店舗数は、平成 29 年 12 月から平成 30 年 12 月の 1 年間における新規出店数 11 店舗を基準値とし、目標値を令和 2 年度から 6 年度までの五か年で累計 60 店舗と設定した。

令和 2 年度から令和 5 年度の新規出店店舗数の累計は 122 店舗（目標値比 203%）で、あと 1 年を残して目標を達成している。



### b) 数値目標の達成状況の評価

中心市街地の商店街における新規出店店舗数は目標値を上回った。目標達成に至った要因は 2 つあると考えられる。1 つ目は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、経営が悪化した店舗が令和 2 年度に多く退店し、翌年令和 3 年度には一時的に増加した居抜き物件に出店する事業者が増加したことである。近場での買い物需要が増加<sup>2</sup>したため、従来の出店地域を見直し、一定の人の往来が見込める商店街への出店に方針転換した店舗や、感染症拡大防止のためテイクアウトを中心に業態を転換しての出店等、コロナ禍に対応した柔軟な新規出店も見られた。もう 1 点は、「中心市街地空き店舗対策事業」での 2 年間の家賃補助メニューの利用者による二か年毎の出退店サイクルである。当メニューは新規出店後 2 年間にわたり家賃の一部を補助するもので、補助終了のタイミングで退店する店舗も一定数いることが判明している。また、退店後の物件に別事業者が新規出店することにより、新規出店店舗数は隔年で増加する傾向がある。

<sup>2</sup>コロナ禍以降の生活者の買い物行動～買い物アプリデータによる変化  
<https://gallery.intage.co.jp/shoken/>

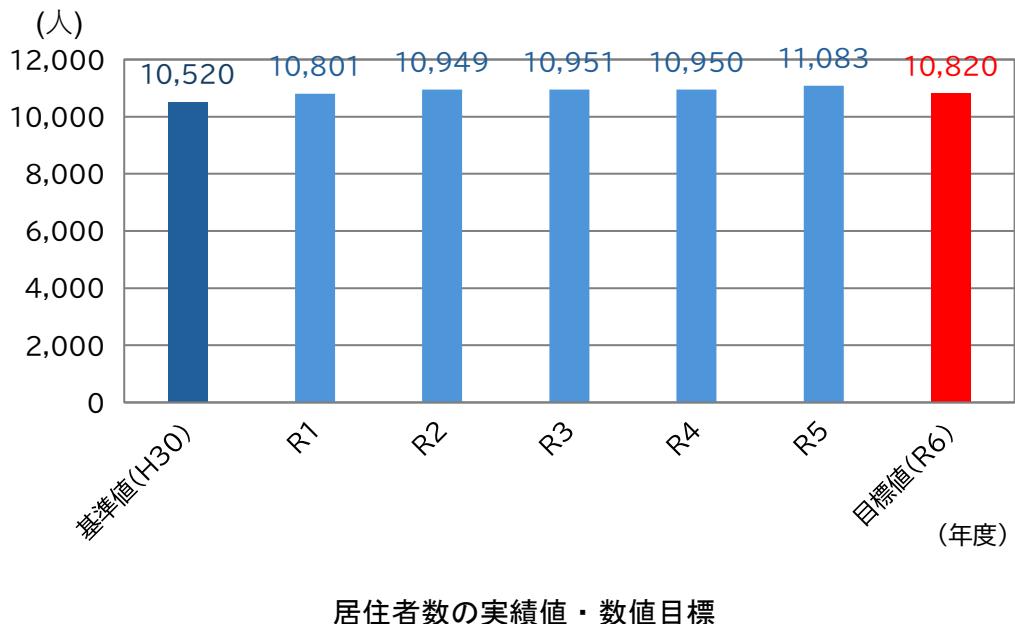
このように、目標値は達成しているものの、店舗の入れ替わりが激しく、地域に密着した店舗が育ちにくい環境になりつつある等、新たな課題が可視化されつつある。

### ③ 居住者数

#### a) 数値目標の達成状況

中心市街地における居住者数は、平成 30 年度の居住者数 10,520 人を基準値とし、目標値を 10,820 人（令和 6 年度）と設定した。

令和 5 年度時点では 11,083 人（目標値比 102%）となっており、最終年度（令和 6 年度）の結果を待つことにはなるが、これまで横ばいから増加傾向で推移していることから、目標達成の見込みである



居住者数の実績値・数値目標

#### b) 数値目標の達成状況の評価

中心市街地における居住者数は目標値を達成する見込みである。要因としては、第 1 期から第 3 期に至るまでの中心市街地活性化基本計画の記載事業の成果により居住快適性が向上した結果と考えられる。姫路駅前の整備による公共交通（バス等）の利便性向上、生活利便性の高い商業施設のオープンや姫路駅周辺や大手前通りにおける歩行者優先の空間の整備により、中心市街地で暮らすことに対する魅力が向上し、それに伴い民間事業者によるマンション建設が相次ぎ、まちなかにおける居住先が増えたことも居住者数増加を強力に後押ししている。

中心市街地内の居住者数は上昇傾向である一方、姫路市全域の人口は平成 21 年以降減少局面に転じ、令和 6 年 6 月には、52 万人を割り 51 万人台となっている。<sup>3</sup>

<sup>3</sup> データでみる姫路市(人口) <https://himeji-city.note.jp/n/nc9b4cb094cb8>

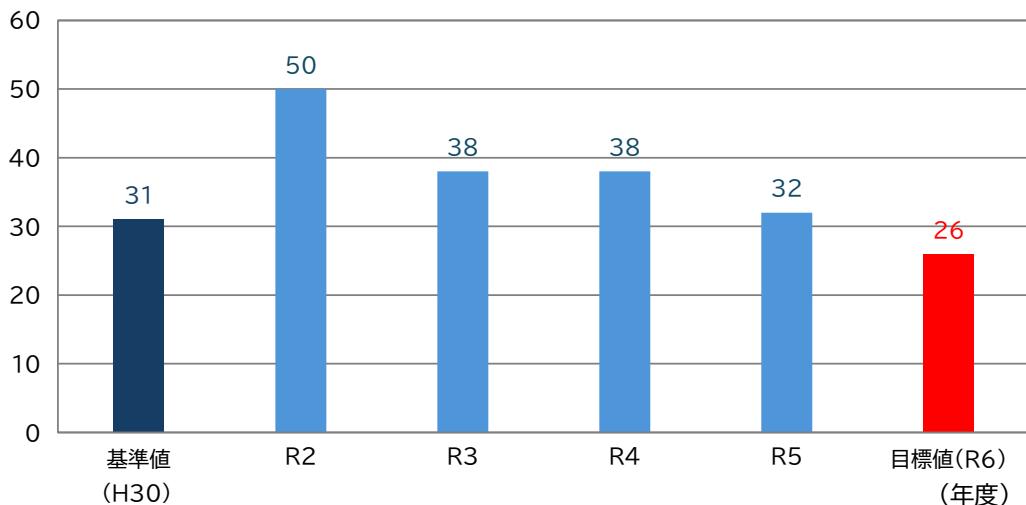
#### ④ 空き店舗数（補完目標）

##### a) 数値目標の達成状況

中心市街地内の商店街における空き店舗数は、平成 30 年度時点での数値（31 店舗）を基準値とし、目標値を 26 店舗（令和 6 年度）と設定した。

令和 5 年度の空き店舗数は 32 店舗（目標値 + 6 店舗）となっており、最終年度（令和 6 年度）の結果を待つことにはなるが、現時点では目標達成には至っていない。

(店)



空き店舗数の実績値・数値目標

##### b) 数値目標の達成状況の評価

中心市街地の商店街における空き店舗数は目標値を下回った。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出抑制により店舗の利用が減少した影響からか、令和 2 年度に空き店舗数が増加した。新規出店店舗数はコロナ禍において伸長は見せた一方、空き店舗数については令和 3 年度以降減少が緩やかであった。新規出店数と空き店舗数の減少数に乖離があることから、中心市街地内の商店街においては一定の出退店サイクルが形成されており、総体として空き店舗数に変化が無い可能性が考えられる。調査結果を分析し、入れ替わりの激しい物件が多いエリアや長期間空き店舗となっている物件が多いエリア等、エリアごとの特徴を把握し、課題の更なる抽出が必要である。

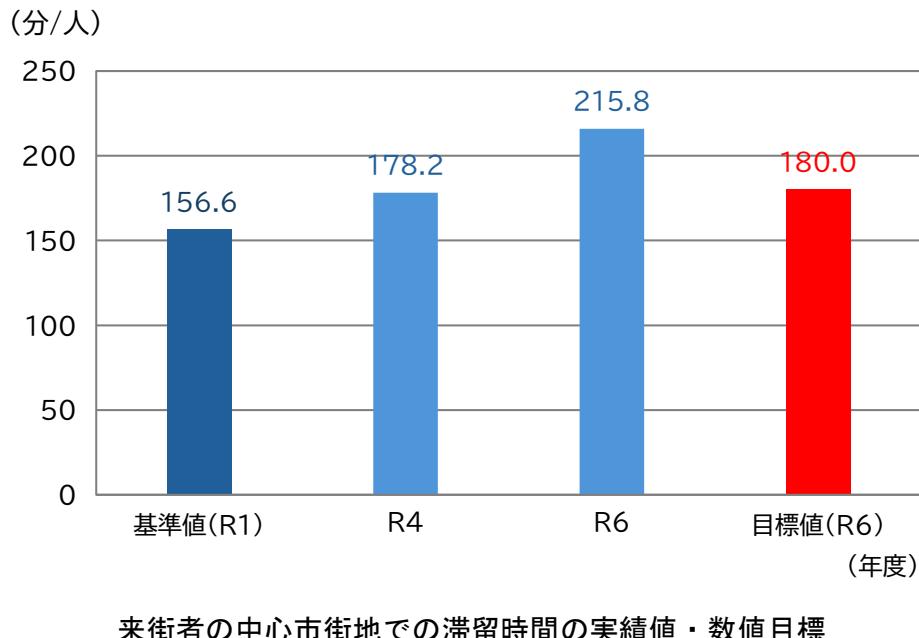
また、住居一体型店舗の低未利用が課題として挙がっており、関係者からは住居動線と店舗動線を分離し店舗活用を促す施策が求められている。

## ⑤ 来街者の中心市街地での滞留時間（補完目標）

### a) 数値目標の達成状況

来街者の中心市街地での滞留時間は、令和元年度調査結果（156.6 分／人）を基準値とし、目標値を 180.0 分／人（令和 6 年度）と設定した。

令和 6 年度調査の結果、滞留時間は 215.8 分／人（目標値比 120%）で、目標を達成した。



来街者の中心市街地での滞留時間の実績値・数値目標

### b) 数値目標の達成状況の評価

来街者の中心市街地での滞留時間が目標値を達成した要因として、回遊先が広がったことが考えられる。令和 4 年度の調査においては「立ち寄り先」の回答のうち「ピオレ姫路」「みゆき通りの商店街」以外の回答は 20%に満たず、駅前の商業施設に偏っていたが、令和 6 年度は「二階町・西二階町の商店街」「姫路城」の駅から離れたスポットの回答率が増加しており、来街者の訪問先が駅前から中心市街地内の複数のエリア・施設へ波及していることが読み取れる。また、観光目的の来街者の割合の増加も顕著である。基準値である令和元年度の観光目的での来街者の割合は 10.9%、令和 4 年度では 4.0%であったが、令和 6 年度は 24.6%と増加している。コロナ禍を経て社会が新しい生活様式に適応し、以前よりも多くの観光客が中心市街地に来街していることがうかがえる。

前計画期間中には大手前通り魅力向上事業やウォーカブル推進事業を実施し、公民が連携し公共空間に滞留スペースを創出した結果、中心市街地での過ごし方の幅が広がった。また、調査結果から、商店街への立ち寄りも増加しており、前期計画期間中の商店街における変化（業種構成比率等）と照らし合わせて要因を分析する必要がある。

#### (4) 計画に対する評価

前計画において取組んだ事業の評価を行うにあたり、市内居住者にアンケート調査を実施した。調査結果のうち、「満足度」「最近5年間の中心市街地の取組み等で特に良かったと思うこと」から評価を行った。

アンケートの調査は、以下に示す内容で実施した。

##### ■ 調査の概要

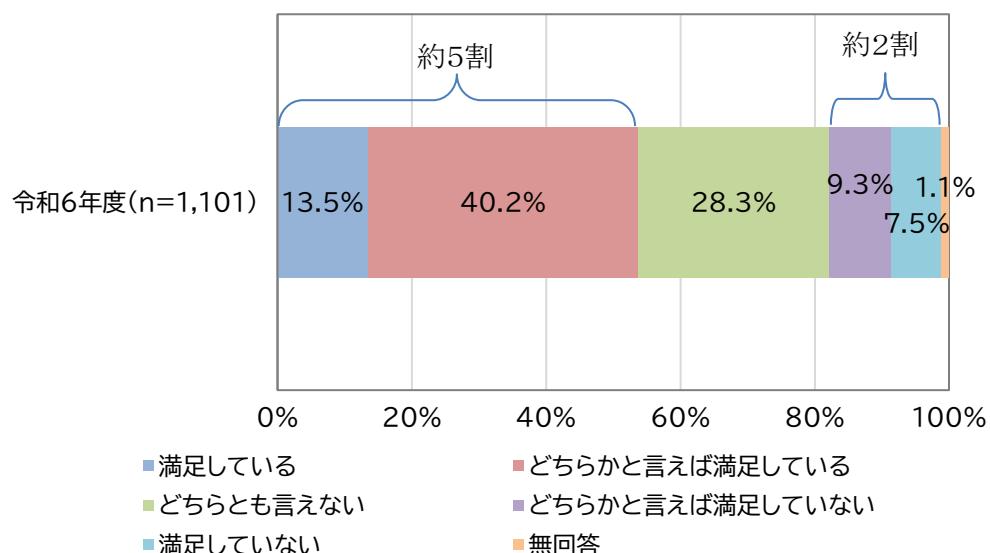
調査対象	・中心市街地内居住者 1,500名 ・中心市街地外居住者 1,500名 計3,000名(20歳以上の市内居住者から無作為抽出)
調査方法	・調査票を郵送で配布し、調査票を郵送返信にて回収もしくは、WEBサイトより回答
調査期間	・令和6年8月16日(金)～令和6年9月13日(金)消印有効
回収状況	・配布枚数3,000票中 回答数1,101票(回収率:36.7%) うち、中心市街地内居住者551票(調査票:394票、WEB:157票) うち、中心市街地外居住者550票(調査票:398票、WEB:152票)

##### ■ 評価結果のまとめ

- 中心市街地の満足度は、アンケート回答者の約半数が「満足している」「どちらかと言えば満足している」と回答している。
- 前計画の実施事業では、特に「アクリエひめじのオープン」「はりま姫路総合医療センターの開院」「Himeji大手前通りイルミネーションの開催」について評価が高い。

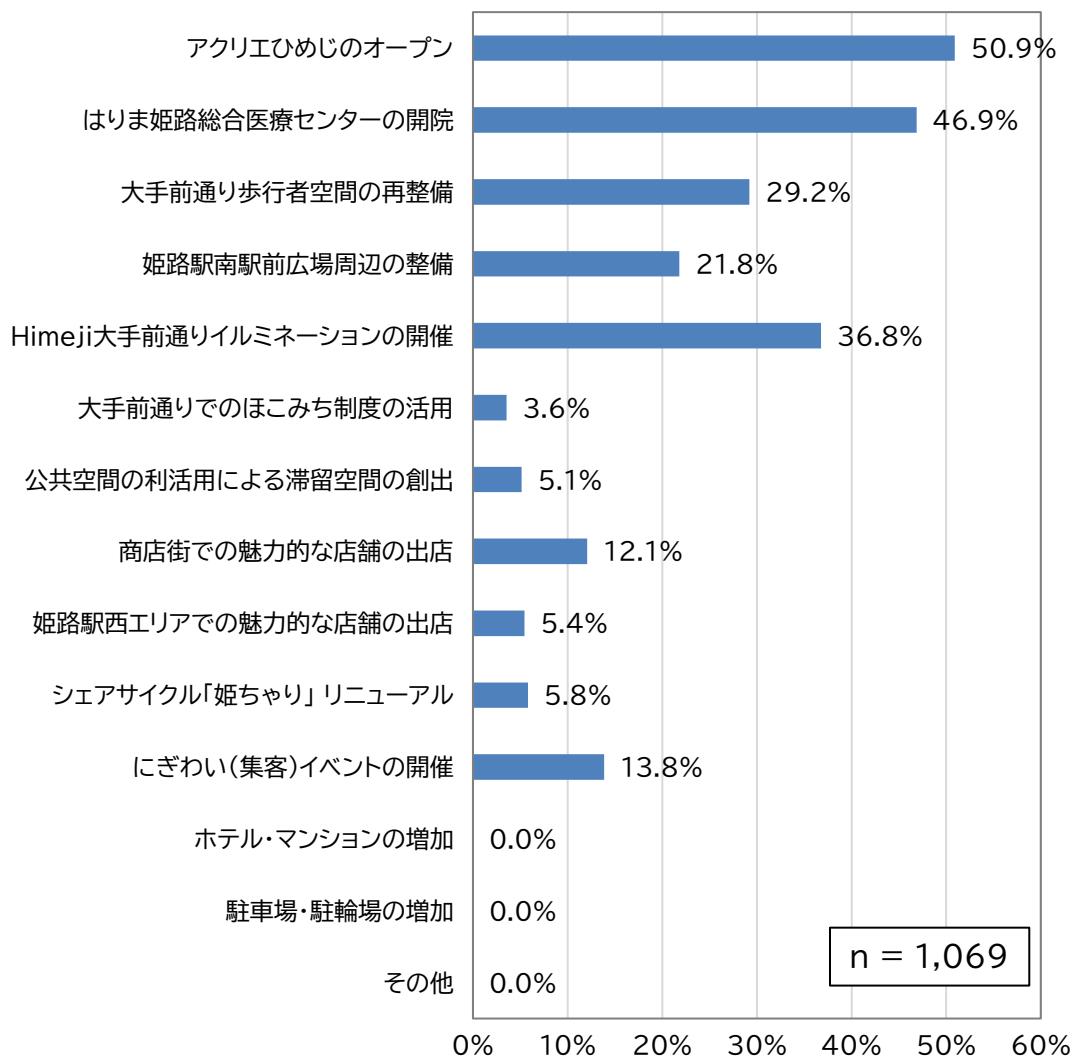
##### ① 中心市街地の満足度

中心市街地の満足度は、全体の約半数が「満足」、約2割が「不満」の意向を示しており、比較的満足の割合が高くなっている。



② 最近5年間の中心市街地の取組み等で特に良かったと思うこと

中心市街地の取組み等では、「アクリエひめじのオープン」「はりま姫路総合医療センターの開院」「Himeji大手前通りイルミネーションの開催」が、特に評価が高くなっている。



※複数回答

## 1.2 中心市街地活性化の課題

### (1) 姫路市中心市街地の現状

#### ① 人口の現状

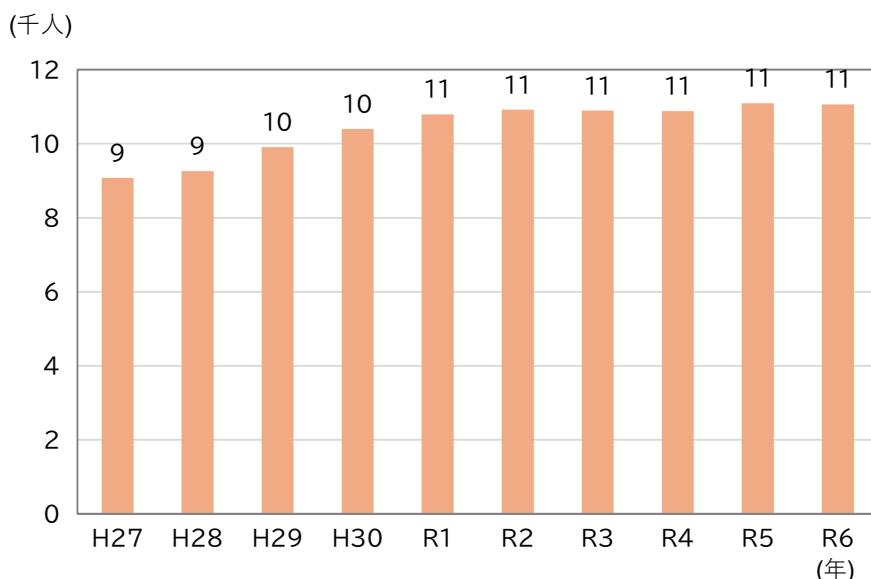
本市の人口は、令和6年10月1日時点で519千人となっており、直近10年(平成27年以降)では減少傾向で推移している。中心市街地の人口は、令和6年6月末時点で11千人であり、直近10年では増加傾向となっている。



※H27～R5は各年12月1日、R6は10月1日の推計人口

(資料:姫路市推計人口)

#### 人口の推移（姫路市全体）



※H27～R5は各年12月末、R6は6月末の推計人口

(資料:姫路市町別年齢別人口)

#### 人口の推移（中心市街地）

## ② 商店街の現状

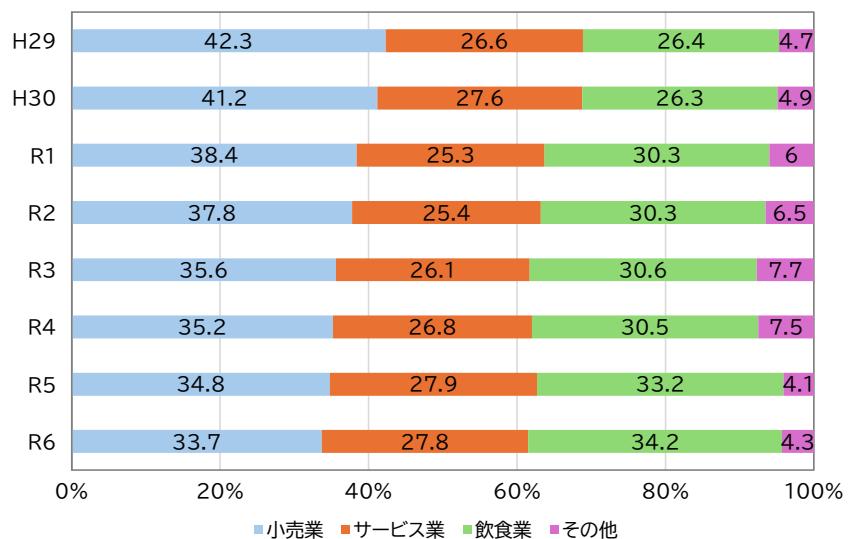
中心市街地には、15の商店街があり、令和6年9月1日現在、小売業、サービス業、飲食業等様々な店舗約が600店舗営業している。

平成29年以降、中心市街地商店街の店舗は「小売業」が占める割合が最も高かったが、令和6年9月時点では構成業種のうち「飲食業」が最多業種となった。



中心市街地商店街の位置及び営業店舗数（令和6年9月）

（資料：姫路市）



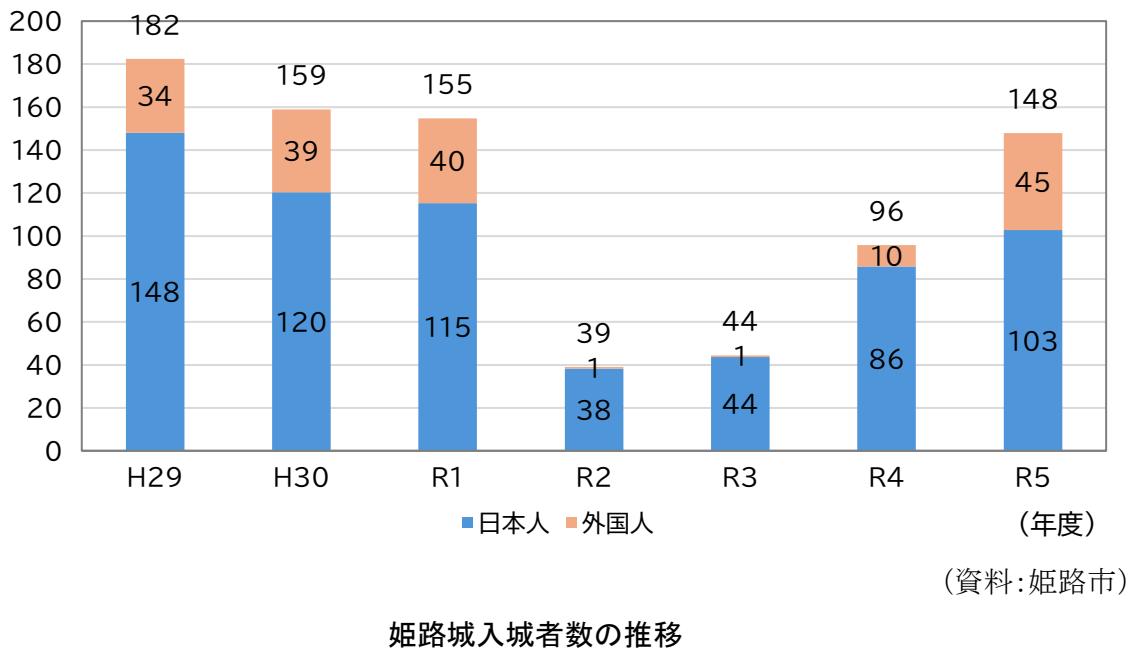
中心市街地商店街の店舗（業種）構成

### ③ 観光の現状

中心市街地には、わが国を代表する歴史的・文化的資源である世界文化遺産・姫路城が存在しており、入城者は、令和5年度で148万人となっている。

また、令和5年度は、外国人入城者数が全体の約3割となる45万人となる等、インバウンドが増加している。

(万人)



## (2) 地域住民等のニーズ把握

### ① 中心市街地活性化に関する市民アンケート（令和6年8月）

前計画において実施した事業等について、中心市街地に関する市民の状況や意向を把握し、中心市街地活性化への取組みの評価と今後の施策への反映を目的として、アンケート調査を実施した(1.1(4)計画に対する評価と同一の調査)。

#### a) 調査の概要

調査対象	・中心市街地内居住者 1,500名 ・中心市街地外居住者 1,500名 計3,000名(20歳以上の市内居住者から無作為抽出)
調査方法	・調査票を郵送で配布し、調査票を郵送返信にて回収もしくは、WEBサイトより回答
調査期間	・令和6年8月16日(金)～令和6年9月13日(金)消印有効
回収状況	・配布枚数3,000票中 回答数1,101票(回収率:36.7%) うち、中心市街地内居住者551票(調査票:394票、WEB:157票) うち、中心市街地外居住者550票(調査票:398票、WEB:152票)

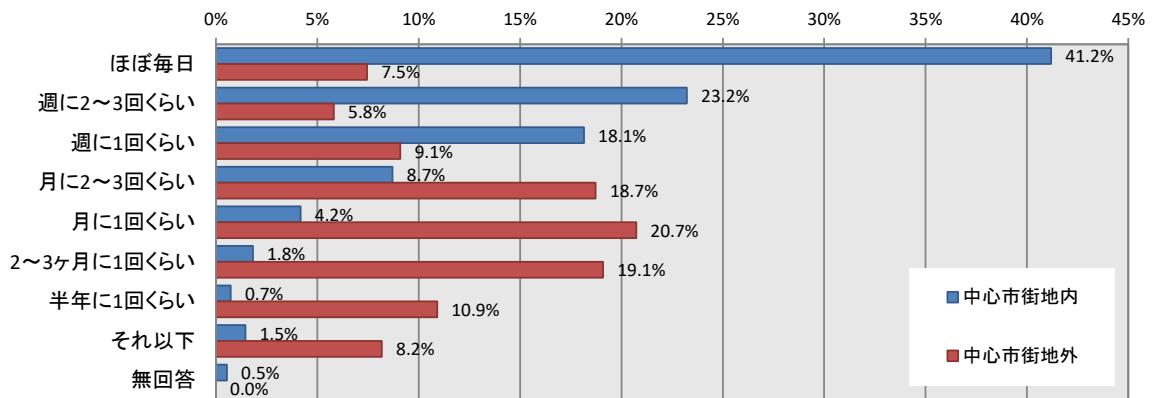
#### b) 調査結果のまとめ

本調査では、中心市街地の「来街頻度」「来街目的」「居住意向」「満足度」等について、中心市街地内外居住者の意向や評価の比較、分析を行い、以下の結果が明らかになった。

- 中心市街地への来街頻度は、中心市街地内・外で差が見られる。
- 中心市街地への来街目的は、中心市街地内・外ともに「買物」が多い。
- 中心市街地の魅力(行きたい場所になったか)とにぎわいは、アンケート回答者の約半数が高い評価を示しているが、中心市街地内・外で差が見られる。
- 中心市街地の取組みでは、特に「アクリエひめじのオープン」「はりま姫路総合医療センターの開院」「Himeji大手前通りイルミネーションの開催」について評価が高い。
- 中心市街地の居住意向は、中心市街地内・外で差が見られる。
- 中心市街地の満足度は、アンケート回答者の約半数が「満足している」「どちらかと言えば満足している」と回答しており、「食料品や日用品の買い物が便利である」「交通の便がよい」「緑が多く、道路や街並みがきれい」と評価されている。
- 中心市街地で満足していないことから、「空き店舗の解消」「魅力的・個性的な店舗の誘致」「店舗の営業時間の延長」や「駐車(駐輪)料金の検討」等が求められている。

## 1) 中心市街地への来街頻度

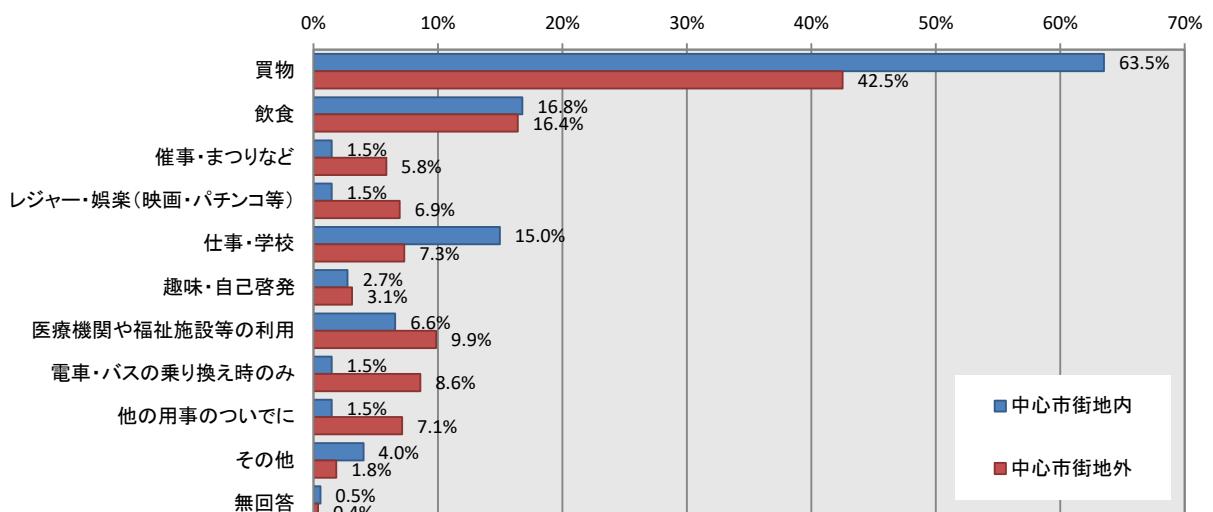
中心市街地への来街頻度は、中心市街地内居住者は「ほぼ毎日」「週に2～3回くらい」が多くなっているのに対し、中心市街地外居住者は「月に1回くらい」「2～3ヶ月に1回くらい」が多くなっている。



居住地別来街頻度

## 2) 中心市街地への来街目的

中心市街地への来街目的は、中心市街地内居住者・中心市街地外居住者ともに「買物」が最も多く、次いで「飲食」が多くなっている。中心市街地外居住者では、「医療機関や福祉施設等の利用」も多く、都市機能が集積している中心市街地へのニーズが見られる。

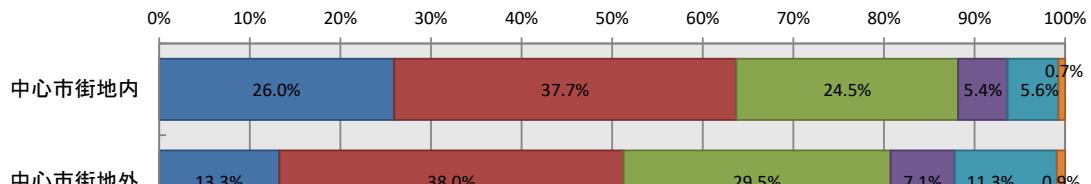


※複数回答

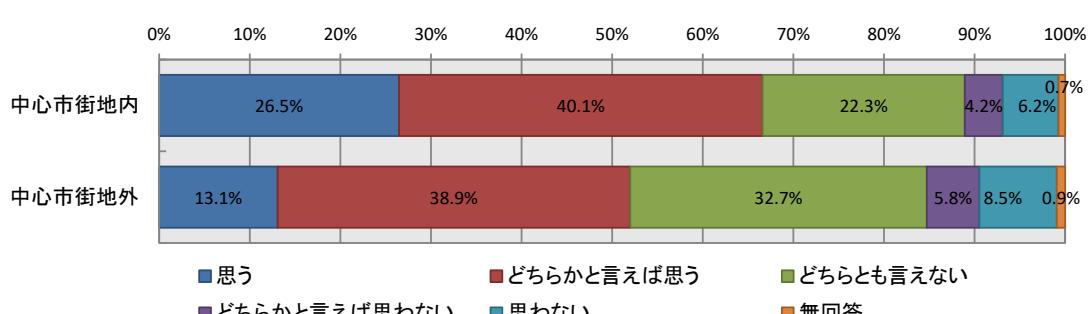
居住地別来街目的

### 3) 中心市街地の魅力とにぎわいへの評価

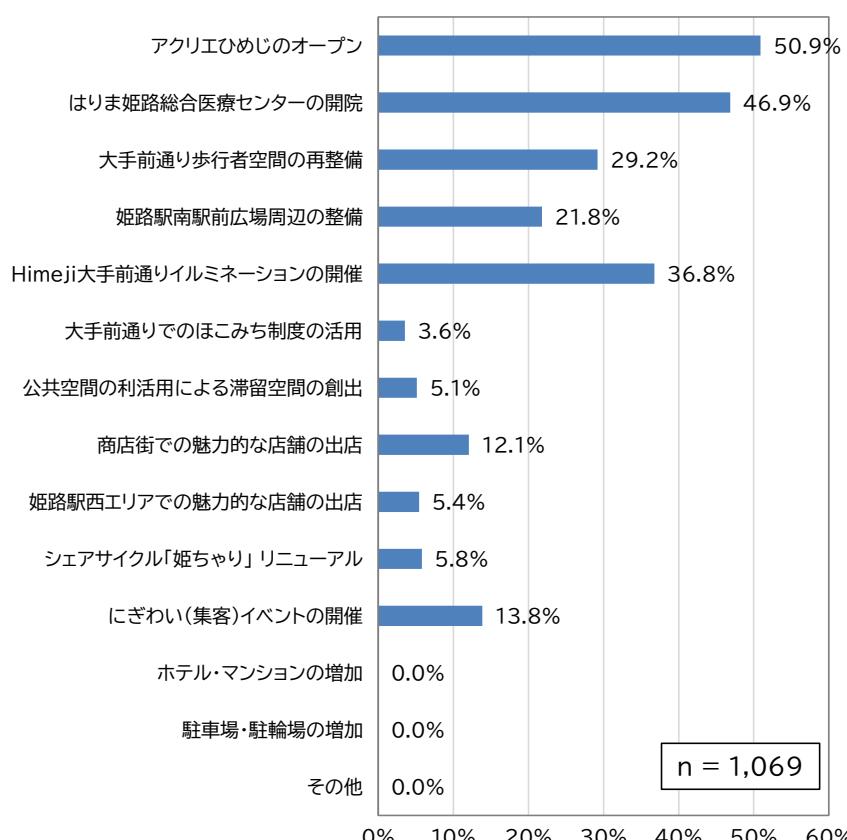
「中心市街地が行きたい場所になったか」「にぎわいが出てきたか」という設問について、中心市街地内居住者では約6割、中心市街地外居住者では約5割が高い評価を示している。



居住地別中心市街地が行きたい場所になったか



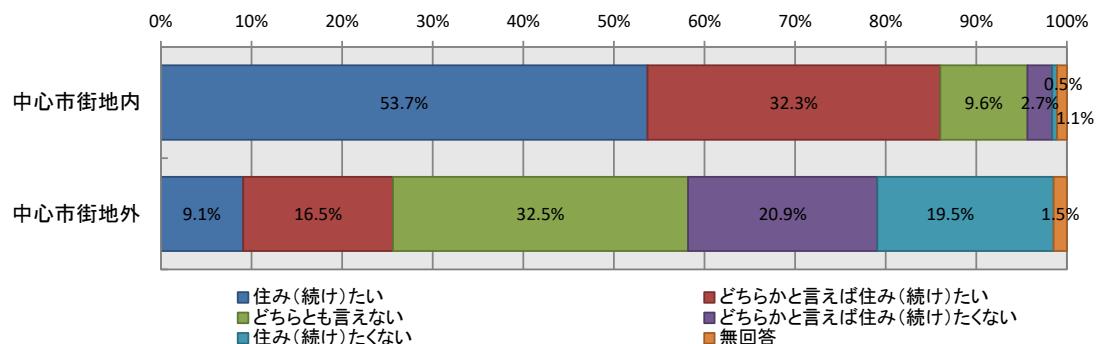
居住地別中心市街地でにぎわいが出てきたか



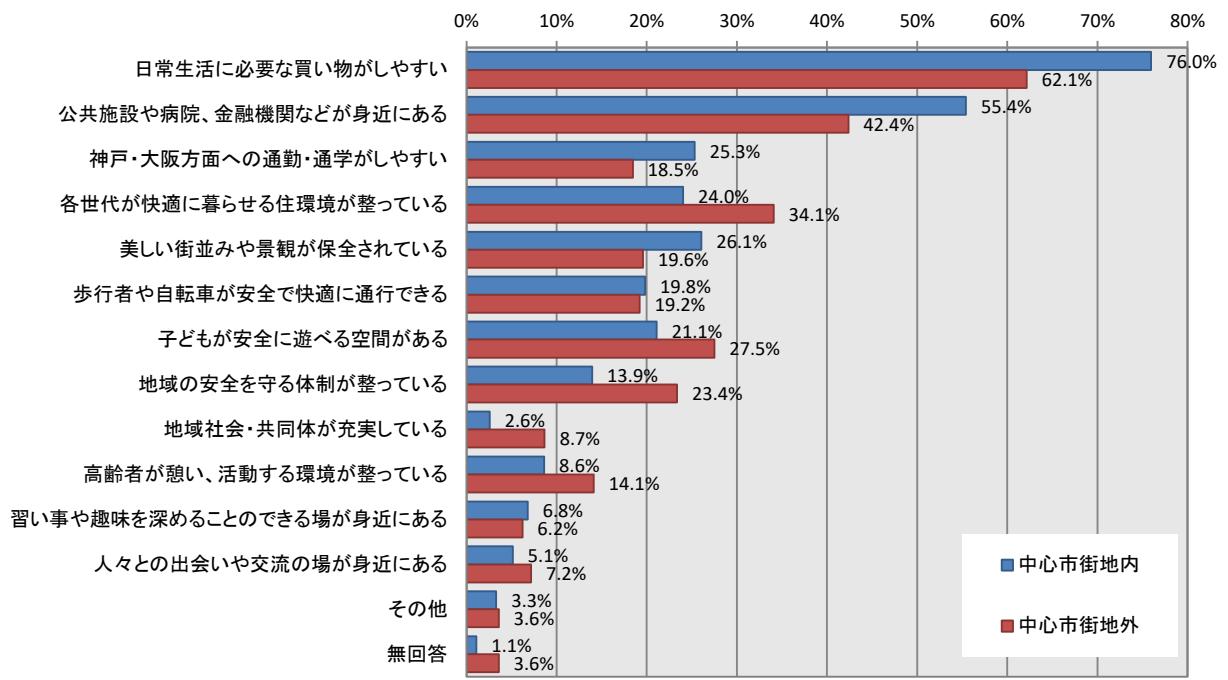
最近5年間の中心市街地の取り組み等で特に良かったと思うこと

#### 4) 中心市街地の居住意向

中心市街地での居住意向は、中心市街地内居住者は8割以上が「住み続けたい」「どちらかと言えば住み続けたい」と回答しており、要因として、「日常生活に必要な買い物がしやすい」「公共施設や病院、金融機関などが身近にある」ことが挙げられる。また、中心市街地外居住者の4割は中心市街地の居住について消極的な意向を示しており、内外での捉え方には差がある。



居住地別中心市街地への居住意向



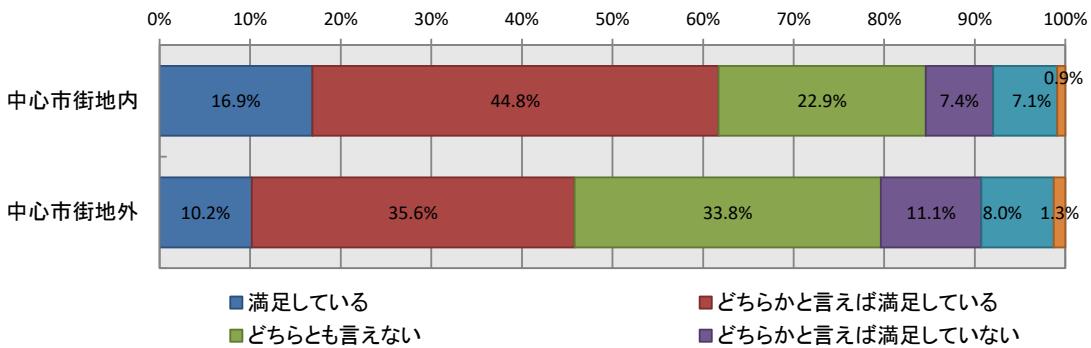
居住地別中心市街地へ居住するためには必要なこと

※複数回答

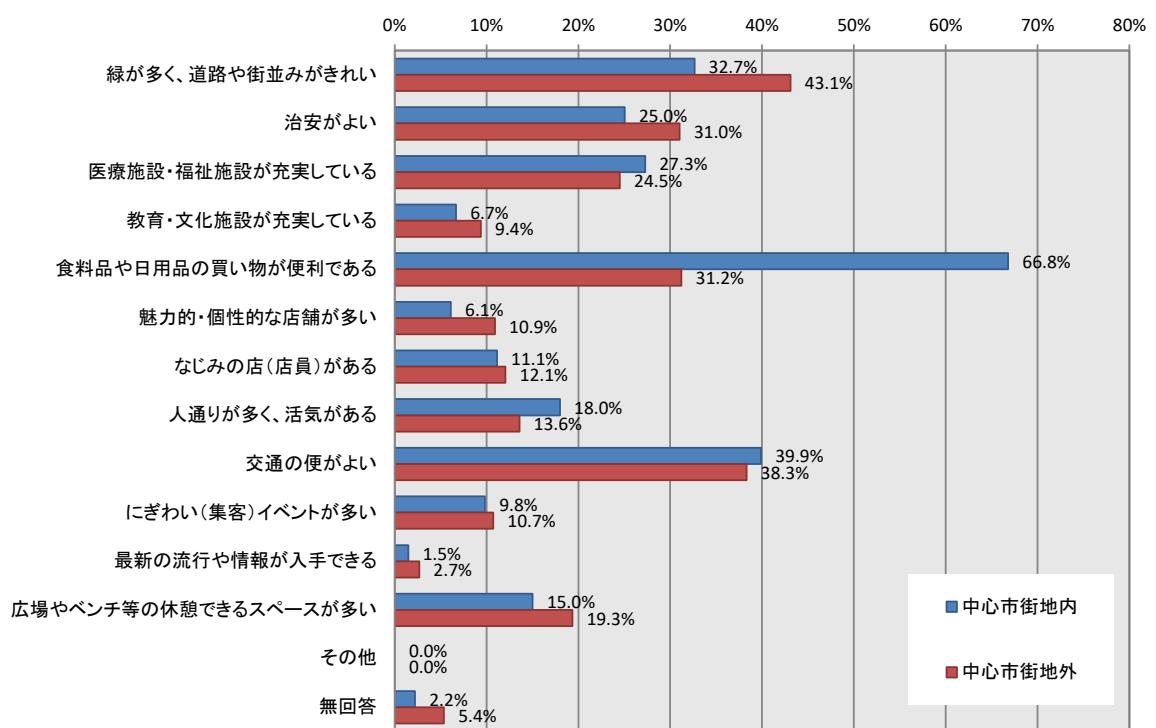
## 5) 中心市街地の満足度

中心市街地の満足度は、中心市街地内居住者は約6割、中心市街地外居住者は約5割が満足の意向を示している。

満足している点は、中心市街地内居住者が「食料品や日用品の買物が便利である」「交通の便がよい」、中心市街地外居住者が「緑が多く、道路や街並みがきれい」「交通の便がよい」となっている。一方、満足していない点は、中心市街地内居住者が「空き店舗が多い」「魅力的・個性的な店舗が少ない」「店舗の営業時間が短い」、中心市街地外居住者が「駐車（駐輪）料金が高い」「空き店舗が多い」「魅力的・個性的な店舗が少ない」を挙げており、店舗等の魅力向上を求める意向が高いことがうかがえる。

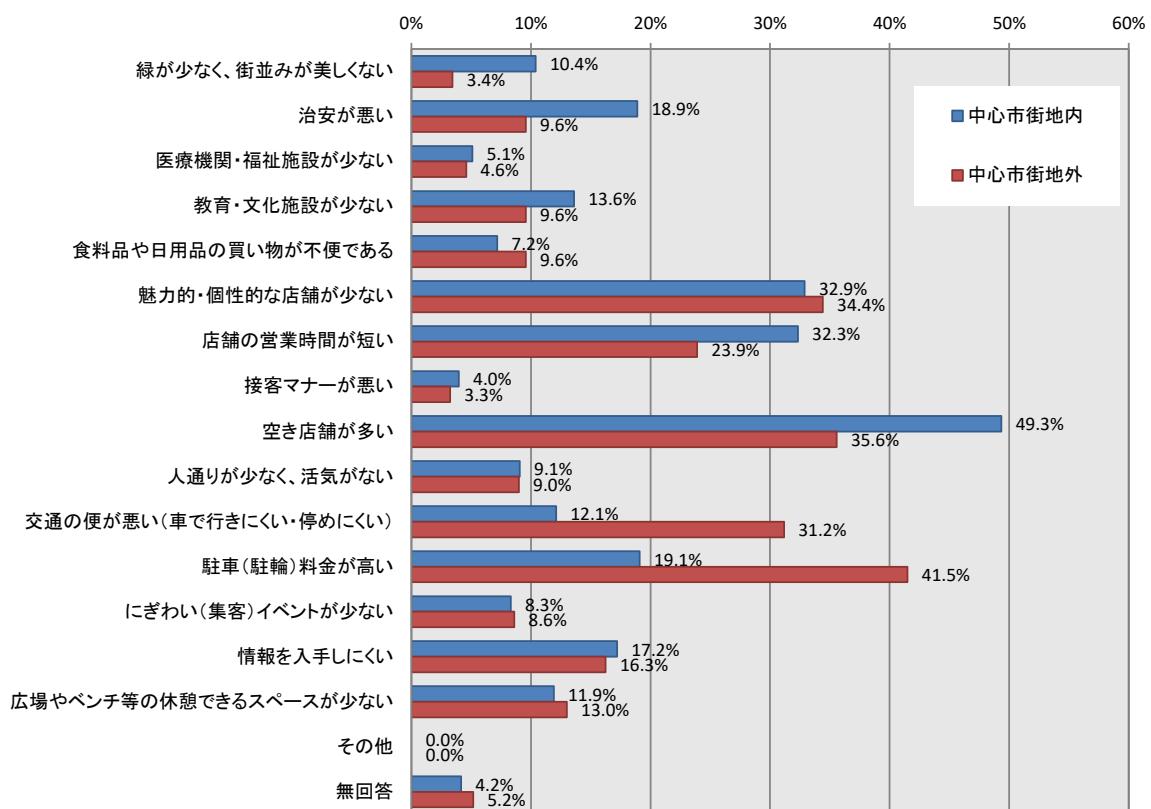


居住地別中心市街地の満足度



※複数回答

居住地別中心市街地で満足していること



※複数回答

### 居住地別中心市街地で満足していないこと

## ② まちなか来街者調査（令和6年9月）

まちなか来街者調査は、来街者の来街目的や中心市街地内施設の利用状況等を調査・把握することで、回遊状況を分析し、今後の施策への反映を目的として実施した。

### a) 調査の概要

調査対象	・15歳以上の中心市街地来訪者(計342サンプル)
調査方法	・調査員によるアンケート形式の聞き取り調査
調査期間	・令和6年9月8日(日)、令和6年9月9日(月)

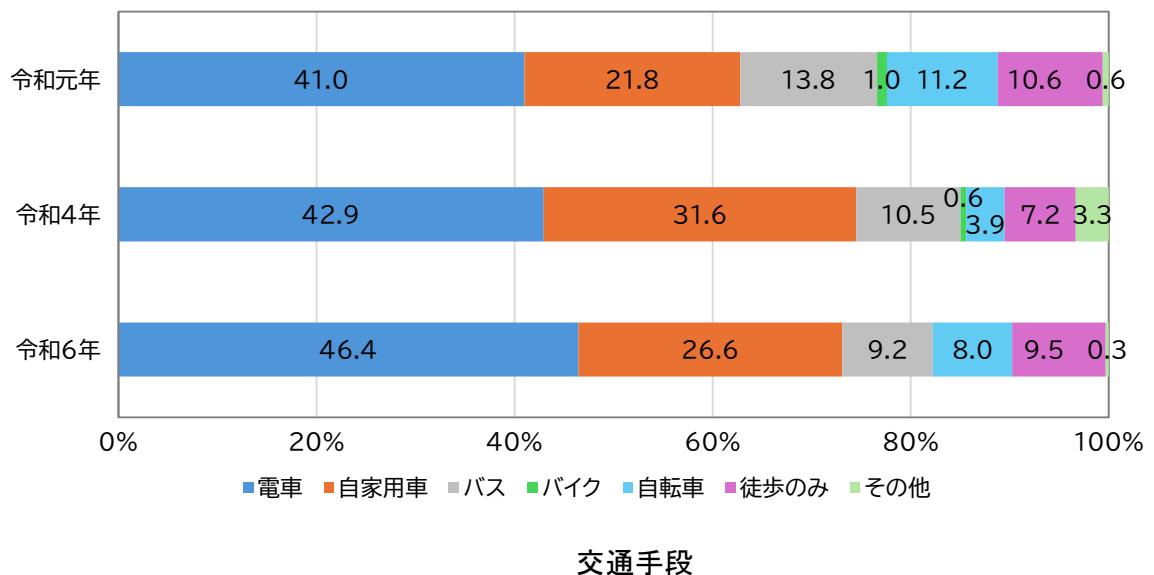
### b) 調査結果のまとめ

本調査では、中心市街地の「交通手段」「来街目的」「来街時の購入・利用商品」「滞留時間」「商店街への意向」「滞在時間を増やすために必要な機能」について、調査年度別による利用状況の比較・分析を行い、以下の結果が明らかになった。

- 来街時に利用する交通手段は、「鉄道」が増加傾向にあり、「バス」が減少傾向にある。
- 来街目的は、「買物」が最も多い。過年度に比べて令和6年度では、「観光」「レジャー・娯楽」も多くなっている。
- 来街時の購入・利用商品は、「軽食・飲料」(令和元年は「飲食店」)が最も多くなっており、次いで「食料品」が多くなっている。
- 中心市街地での滞留時間は増加傾向であり、特に「3時間以上」が増加している。
- 商店街は、「娯楽・レジャー施設」「食料品店」「飲食店」の充足を求める声が多い。
- 中心市街地での滞在時間を増やすためには「休憩できる場所」「魅力的なお店」「楽しいイベント」等を求める声が多い。

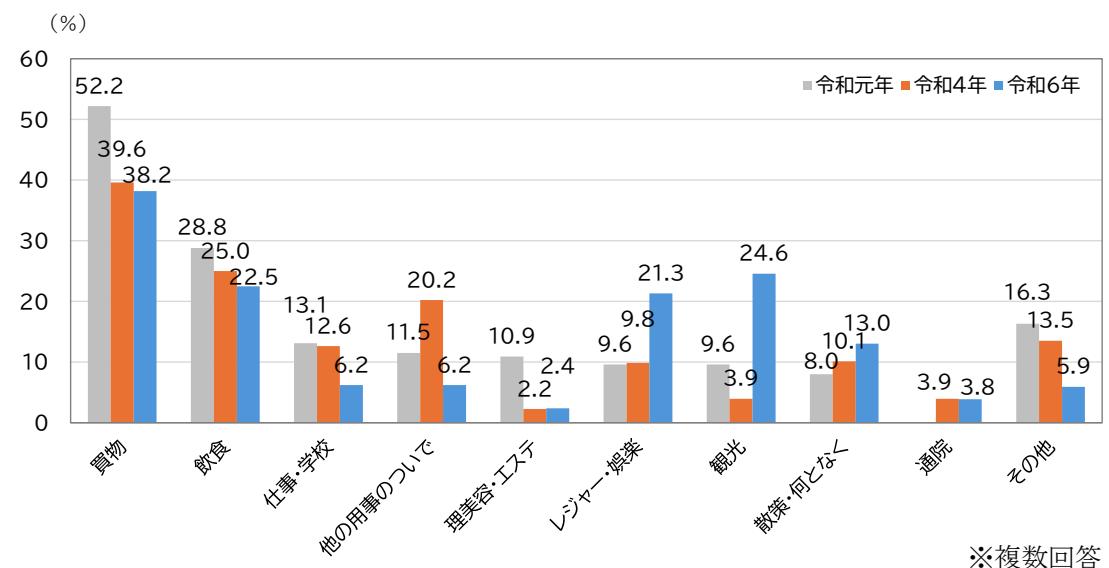
## 1) 来街時に利用する交通手段

中心市街地までの交通手段は、令和元年から令和6年にかけて「電車」は増加傾向となっているが、「バス」は減少傾向となっている。



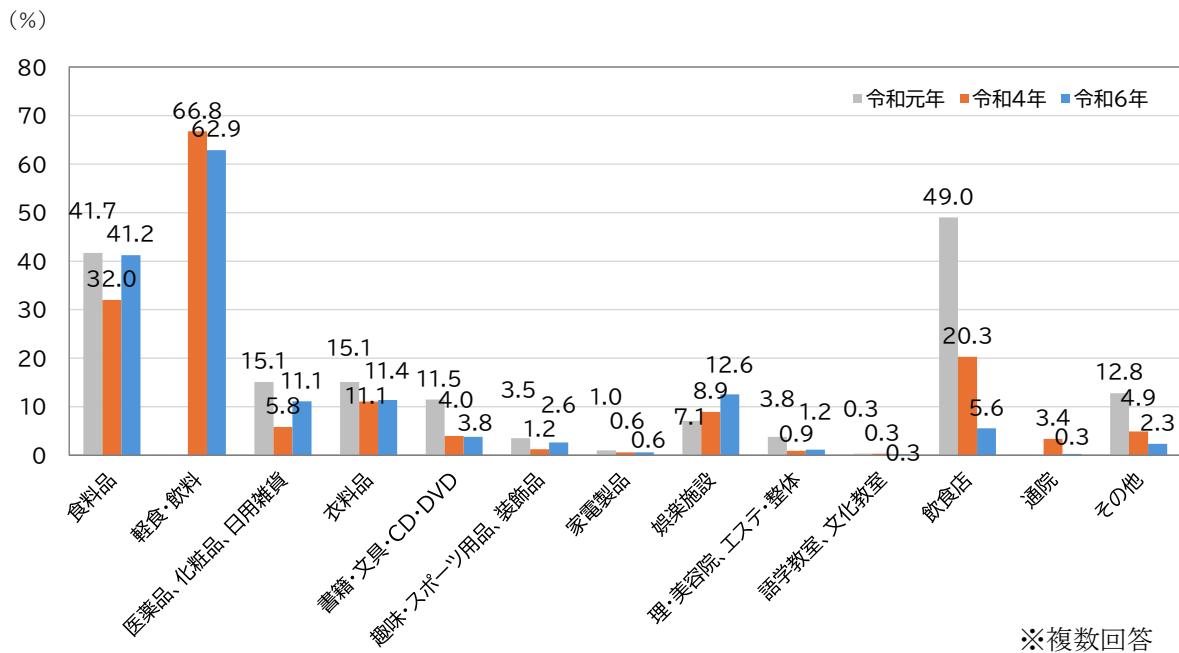
## 2) 中心市街地の来街目的・購入商品等・滞留時間

中心市街地への来街目的は、すべての年度において「買物」が最も多く、次いで、令和元年度・令和4年度では「飲食」、令和6年度では「観光」が多くなっている。中心市街地で購入・利用したものは、令和元年では「飲食店」、令和4年度・令和6年度では「軽食・飲食」が多く、次いですべての年度で「食料品」が多くなっている。滞留時間も、過去の調査と比べて伸びており、令和6年度では「3時間以上」滞留する人が約7割と多くなっている。



※令和元年度調査には「通院」の項目なし

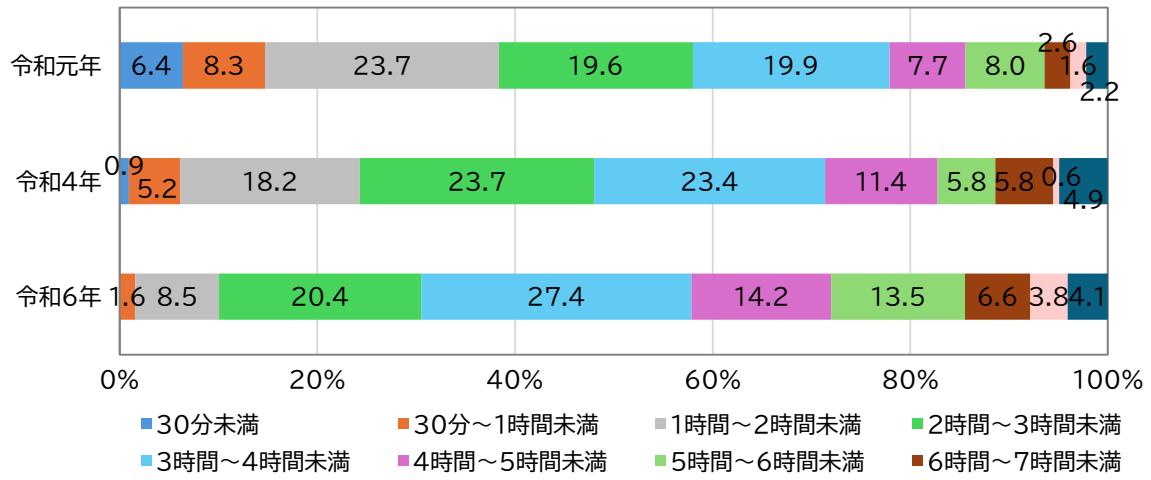
来街目的



※複数回答

※令和元年度調査には「軽食・飲食」「通院」の項目なし

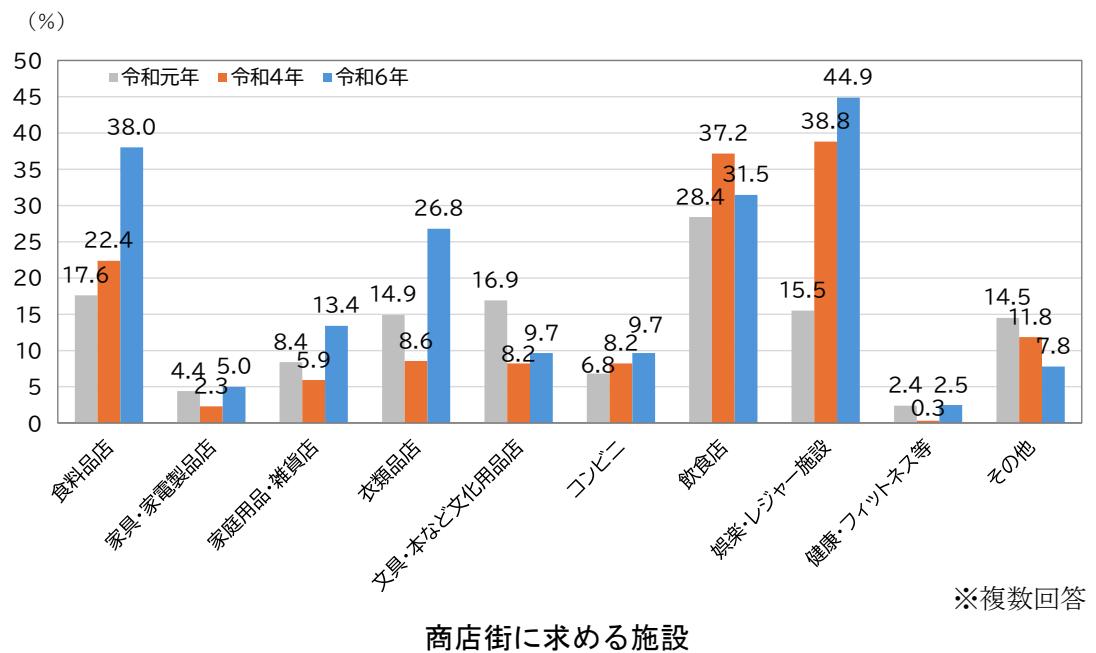
### 購入・利用商品



### 滞留時間

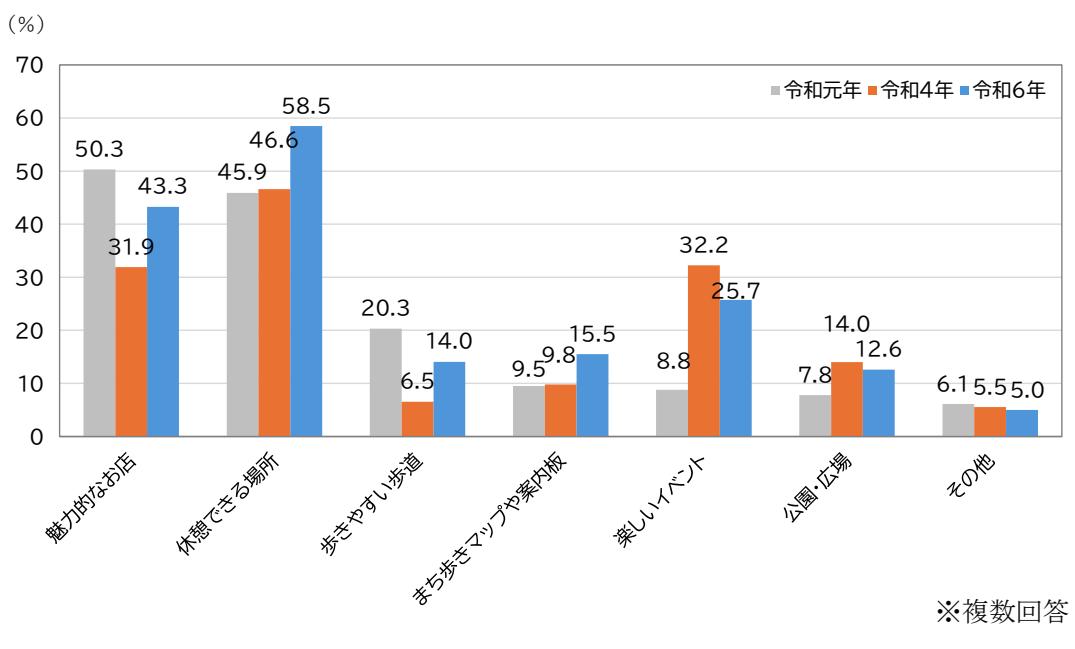
### 3) 商店街で求められる店舗・施設・サービス

商店街で求められる店舗・施設・サービスは、令和元年度では「飲食店」、令和4年度・令和6年度では「娯楽・レジャー施設」が多くなっており、次いで令和元年度・令和6年度では「食料品店」、令和4年度では「飲食店」が多くなっている。



### 4) 滞留時間を増やすために必要な機能

滞留時間を増やすために必要な機能は、令和元年度では「魅力的なお店」、令和4年度・令和6年度では「休憩できる場所」が最も多くなっている。令和4年度以降では「楽しいイベント」の回答も多く見られる。



### (3) 中心市街地活性化の課題

#### ① 中心市街地全体での回遊性の向上

歩行者・自転車通行量は、姫路城グランドオープン（平成27年3月）を機に平成27年度に増加し、以降は令和元年度まで横ばいを維持していた主要地点（平成30年までは9か所、令和元年以降は10か所）における通行量が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度には大幅に数値を落とした。令和5年度以降は回復傾向が見られるものの、令和6年度の数値とコロナ禍前の令和元年度の数値を比較すると、駅周辺の2か所（キャスティウォーク、駅前商店街）の調査地点は増加している一方、その他8か所の調査地点では数値は7割程度しか回復しておらず、特に駅から離れた大手前通りの2か所（大手前通り・西、大手前通り・東）は5割程度であり、駅から離れるほど通行量が戻っていない。「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指す姫路市ウォーカブル推進計画に基づき、公民が連携し、快適な歩行空間の創出や公共空間の利活用等を通して来街動機となる取組みやエリアを複数創り出すことで、駅前のみならず中心市街地全体で回遊性を向上させることが必要である。

また、回遊の内訳として、複数の調査結果から、国内からの訪問客の回遊性は向上している一方、国外からの訪問客は姫路城には訪問するものの、まちなかの回遊は低调である可能性がある。

(i) 令和5年度姫路市入込客数・観光動態調査によると、中心市街地に位置する姫路城を訪れる観光客数は、コロナ禍前の令和元年度に近い水準まで回復しつつある。また、令和5年度の姫路城の外国人入城者数は452,300人（過去最大）を記録した。ただし、姫路城周辺の観光施設入込客数は減少している。

(ii) 令和6年度まちなか来街者調査の結果から、滞留時間は増加しており、かつ観光目的での来街者も増加している。

(iii) 令和6年度歩行者等通行量の結果から、来街者の中心市街地における通行量はコロナ禍以前の数値には回復しきっていない。

(i) および(iii)の調査は各施設の訪問者や特定の地点の通過者をカウントする集計調査であるため、計測対象者は「その施設（地点）を訪問（通過）した人」であり、無作為である。一方、(ii)はアンケート調査であり、かつ質問票は日本語版のみ用意されていたことから、結果的に対象者が日本語話者に限定されており、国外からの訪問客は除外されている。そのため、(i)において国外訪問客（=インバウンド）の姫路市への来訪が増加しており、(ii)において中心市街地を訪れた国内訪問客の滞留時間も伸びを見せているものの、(iii)の歩行者等通行量がコロナ禍以前の令和元年度の数値を大幅に下回っていることから、国外訪問客の中心市街地における回遊は、国内旅行者に比べると低调である可能性がある。（ただし、歩行者等通行量については1.1 (3) ①b (p 7) に示す通り、令和元年度の数値は別の要因も加わり特異値である）

可能性がある。) 新型コロナウイルス感染症対策に関する水際対策<sup>4</sup>が解除された令和5年度以降、日本全体のインバウンド需要は、リベンジ消費や円安に後押しされ回復基調にあることから<sup>5</sup>、今後も中心市街地におけるインバウンドの増加が予想される。更に令和7年度に開催される大阪・関西万博開催の効果により、関西エリアへの訪問客(国内外は問わない)の増加も見込まれる。以上から、計画期間中には観光客の増加、特にインバウンドの増加が予測されるため、観光客の回遊性を向上させるには、国内旅行者のみならず外国人観光客も楽しめる取組み・仕組みや環境整備が重要となる。加えて、公民が中心市街地に対して効果的な投資(事業実施)を行うためにも、観光産業に関わる実態把握や観光関連データの詳細を把握し、課題を分析することも重要となる。

## ② 地域経済活力の向上

コロナ禍を契機にオンライン上で商品やサービスの売買を行うEC消費が拡大している<sup>6</sup>。姫路市中心市街地の商店街<sup>7</sup>においては、これまで長らく小売業が構成比率1位を占めていたが、令和6年9月期調査においては飲食業が1位となっており、社会の時流と連動して商店街の状況も変化しつつある。また、関係者からは後継者不足に直面する店舗も多いとの課題が挙げられ、高齢店主による連鎖閉店の可能性も指摘されている。前計画から引き続き、若手事業者への新規出店支援に加え、後継者問題への対応策の検討が求められている。さらに、住居一体型店舗の活用促進、集客力のある店舗の誘致、選ばれる商店街としてのブランド向上等の必要性も指摘されている。

中心市街地全域においては、エリアに点在する行政が管理する遊休不動産の更なる活用や、スマートエリア単位での不動産情報の集約・オーナーとの連携を可能にする仕組みづくりを通して、不動産や低未利用地を有効活用することで地域経済活力の底上げが必要である。

また、地域経済循環の観点から、中心市街地で稼いだ資本が域外へ流出しないよう、経済循環の視点も求められる。

## ③ 多様な人々が暮らしやすい環境づくり

中心市街地は、公民が連携し、ハード・ソフト両面で取組を続けてきた結果、地域のアイデンティティの中心、いわば「まちの顔」としての立ち位置を確立している。

<sup>4</sup> 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

<sup>5</sup> コロナ禍後のインバウンド需要～地方での回復の遅れと旅行単価の増加は続くのか～  
<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=79147?pno=2&site=nli>

<sup>6</sup> コロナ禍以降のEC消費の動向について  
<https://www5.cao.go.jp/keizai3/shihyo/2024/0524/1344.pdf>

<sup>7</sup> 非公表

また、姫路駅周辺や周辺道路の整備を通して、居住環境としての快適性が向上している側面もある。これからも、地域住民が愛着をもって住み続けたいと思えるまちづくりが必要である。

中心市街地は、交通の便が良い等の条件から、近隣地域の住民の交流拠点としての側面も持つ。居住という観点にとどまらず、様々な属性の人々、すなわち年齢や性別、国籍やハンディキャップの有無に関わらず多様な人々にとって居心地が良く過ごしやすい、「居場所」としての役割も期待されている。

さらに、近年、全国において豪雨災害により甚大な被害が発生するケースが増加していることから、最新技術を活用し防災・減災機能を強化することで、災害に強い中心市街地の確立も重要である。

#### ④ 民主導のエリアマネジメントによる更なるにぎわいの創出

「姫路駅北駅前広場整備推進会議」を通して民間事業者を含む関係者の意見を姫路駅前再整備に反映させる等、現在の姫路駅前に代表される「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成には、民間事業者および市民との密な協働が不可欠であった。一方で、ハード整備終了後の運用については、明確なビジョンが不在である等の理由で、行政と民間事業者の間に意識の乖離が見られる事業も存在する。また、エリアや施設、事業毎に直面している課題は異なっており、エリア単位、商店街単位等ミクロなエリアマネジメントおよびその問題解決に向けた包括的な実施主体の必要性も高まっている。

中心市街地において更なるにぎわいを創出するには、まちづくりに關係する各組織や個々のプレイヤー等のネットワークを拡張し、柔軟に対応していく（ネットワークのフレキシブル化）とともに、個々の取組みの共有・連携（まちづくりの見える化）が不可欠である。また、まちづくりに明るい人材の育成・発掘を通して、行政と民間事業者の間に立ち、民間事業者の意見を推進力としてエリアマネジメントを開拓する組織が求められている。民主導のエリアマネジメントを通して、中心市街地が様々な人の活躍の場となることが期待されている。

### 1.3 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

#### (1) 中心市街地活性化の基本テーマ

中心市街地活性化に向けて、中心市街地の課題に対応するとともに、これまでの3期にわたる基本計画で創出した姫路駅周辺や姫路城等の高質なストックを活かし、何度も訪れたくなる魅力あるまちづくりを目指す。このため、多様な人が楽しめる”にぎわい創出”、誰もが居心地のよいと感じる空間づくりによる”滞留・回遊性向上”に向けた事業を開発することにより、『国内外の人々が行き交い、多様な人々に愛される持続可能なまちづくり』を目指すこととし、基本テーマに設定する。

#### 中心市街地活性化の基本テーマ

国内外の人々が行き交い、多様な人々に愛される持続可能なまちづくり

#### (2) 中心市街地活性化の基本的な方針

中心市街地活性化の基本テーマを踏まえ、以下に4つの基本的な方針を設定する。

##### ① 行きたいまち——国内外の人々が訪れ、回遊するまちづくり——

居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかを推進することで、訪れる人が魅力を感じ、また来たいと思うようなまちなかを目指すとともに、姫路に暮らす人が、街への誇りと愛着が持てるまちなかの実現を目指す。

##### ② にぎわうまち——魅力ある経済活力を目指したまちづくり——

既存商店街はもちろん、若者や女性等の創業を支援することで、まちなかの経済活力の向上を目指す。

##### ③ 住み続けるまち——誰もが住み続けることができるまちづくり——

子ども・若者・女性・高齢者等の多様な人が居心地よく、安心・安全で健康に暮らすことができるまちなかを目指す。

##### ④ 市民が主役のまち——市民が躍動できるまちづくり——

行政とまちなか関係者が課題を共有しながら、民主導によるエリアマネジメントの構築を目指す。

## 中心市街地の課題

- 中心市街地全体での回遊性の向上
- 地域経済の活力の向上
- 多様な人々が暮らしやすい環境づくり
- 民主導のエリアマネジメントによる更なるにぎわいの創出



## 中心市街地活性化の基本テーマ

国内外の人々が行き交い、多様な人々に愛される持続可能な城下<sup>まち</sup>



## 中心市街地の基本方針

行きたい城下<sup>まち</sup>—国内外の人々が訪れ、回遊するまちづくり—

- ・居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの推進
- ・姫路に暮らす人が街への誇りと愛着が持てるようなまちなかの実現

にぎわう城下<sup>まち</sup>—魅力ある経済活力を目指したまちづくり—

- ・若者や女性等が経済活動に参画しやすい創業支援
- ・空き店舗対策や遊休不動産の活用を通したエリアの活性化の推進

住み続ける城下<sup>まち</sup>—誰もが住み続けることができるまちづくり—

- ・都市機能の充実による多様な人々が暮らしやすい環境づくり
- ・都心環状道路の整備や電線類地中化による快適性の向上

市民が主役の城下<sup>まち</sup>—市民が躍動できるまちづくり—

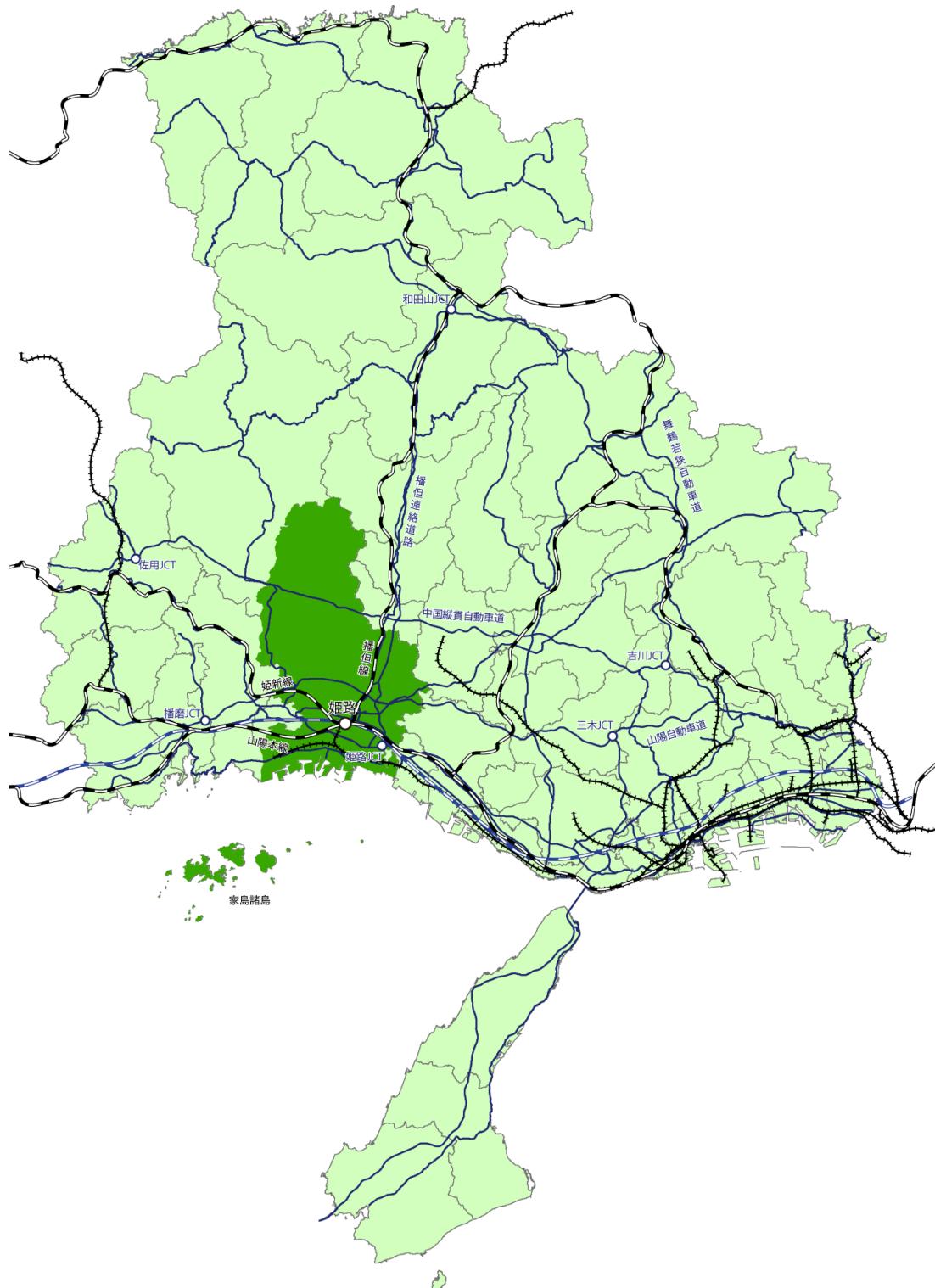
- ・行政とまちなか関係者が課題を共有する場づくり
- ・民間活力を活用したエリアマネジメントの仕組みの構築による持続的なまちづくりの推進

## 2. 中心市街地の位置及び区域

### 2.1 位置

#### (1) 姫路市の位置・地形等

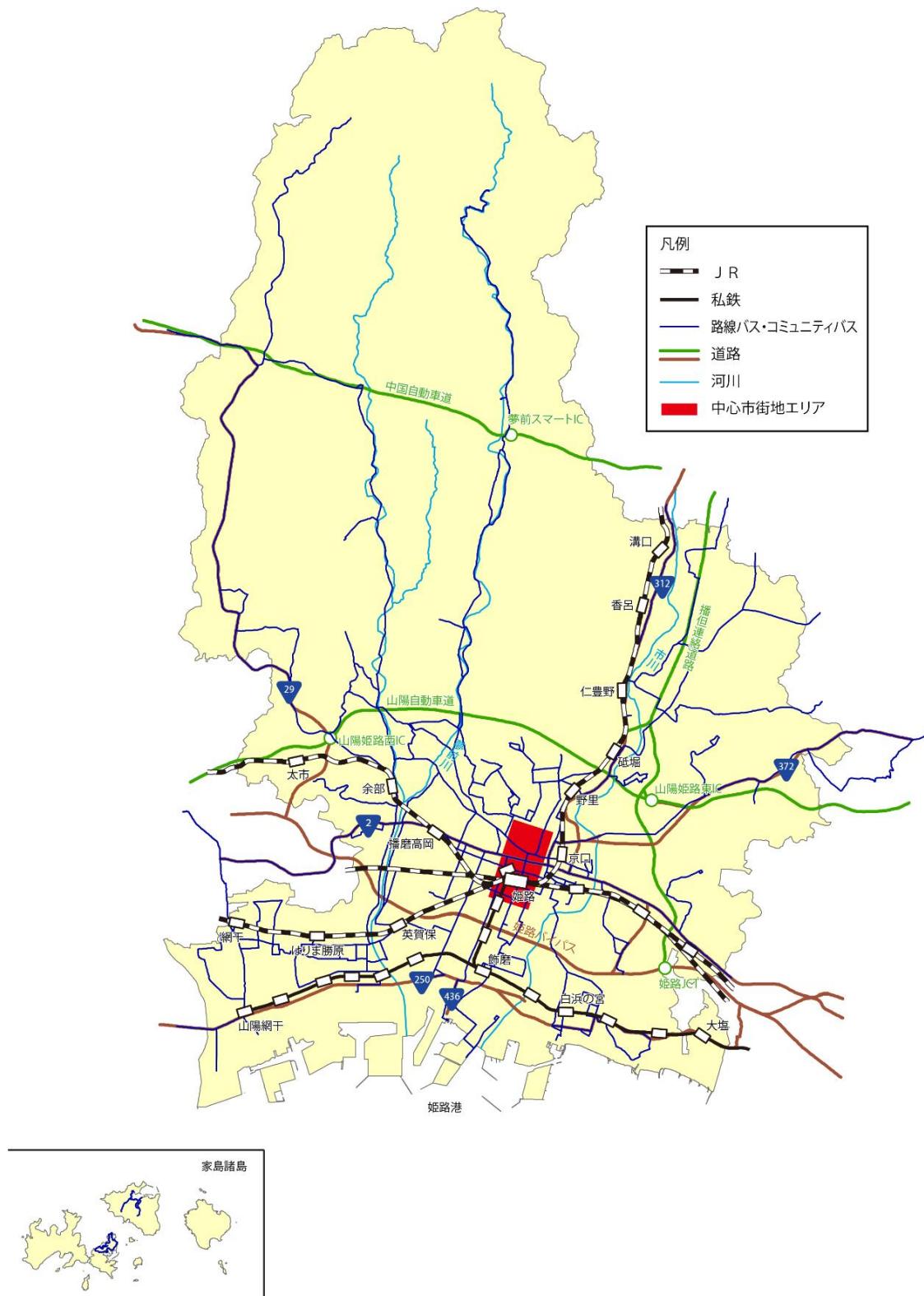
本市は兵庫県西部に拡がる播磨平野の中央に位置し、神戸市から西へ約 50km、岡山市から東へ約 70km の位置にある。東京～大阪～九州を結ぶ国土軸上に位置し、南は播磨灘に面し、中央の平野部を経て市域北部は中国山地の東端にあたる山地になっている。



姫路市の位置

市内を南北方向に市川、夢前川が縦断し、両河川に挟まれた平野部に主要な都市機能が集積している。交通施設は、国土軸上に位置することから、東西方向にわが国の根幹をなす山陽自動車道、中国縦貫自動車道、JR 山陽新幹線・山陽本線をはじめ、国道 2 号等が市域を横断している。

また、バス交通は、姫路駅を中心に放射状のネットワークを形成して運行している。



姫路市の中心市街地の位置

## (2) 中心市街地における施設の分布状況

中心市街地の姫路城の周辺には、姫路城西御屋敷跡庭園・好古園や、兵庫県立博物館、姫路市立美術館、姫路市立動物園等が立地している。

このほかにも中心市街地とその周辺には、神社仏閣等の歴史的・文化的資源が存在し、観光資源としてだけでなく、祭りや年中行事によって地域住民等の交流の場として活用されているものもあり、中心市街地への集客や地域の活性化に寄与している。

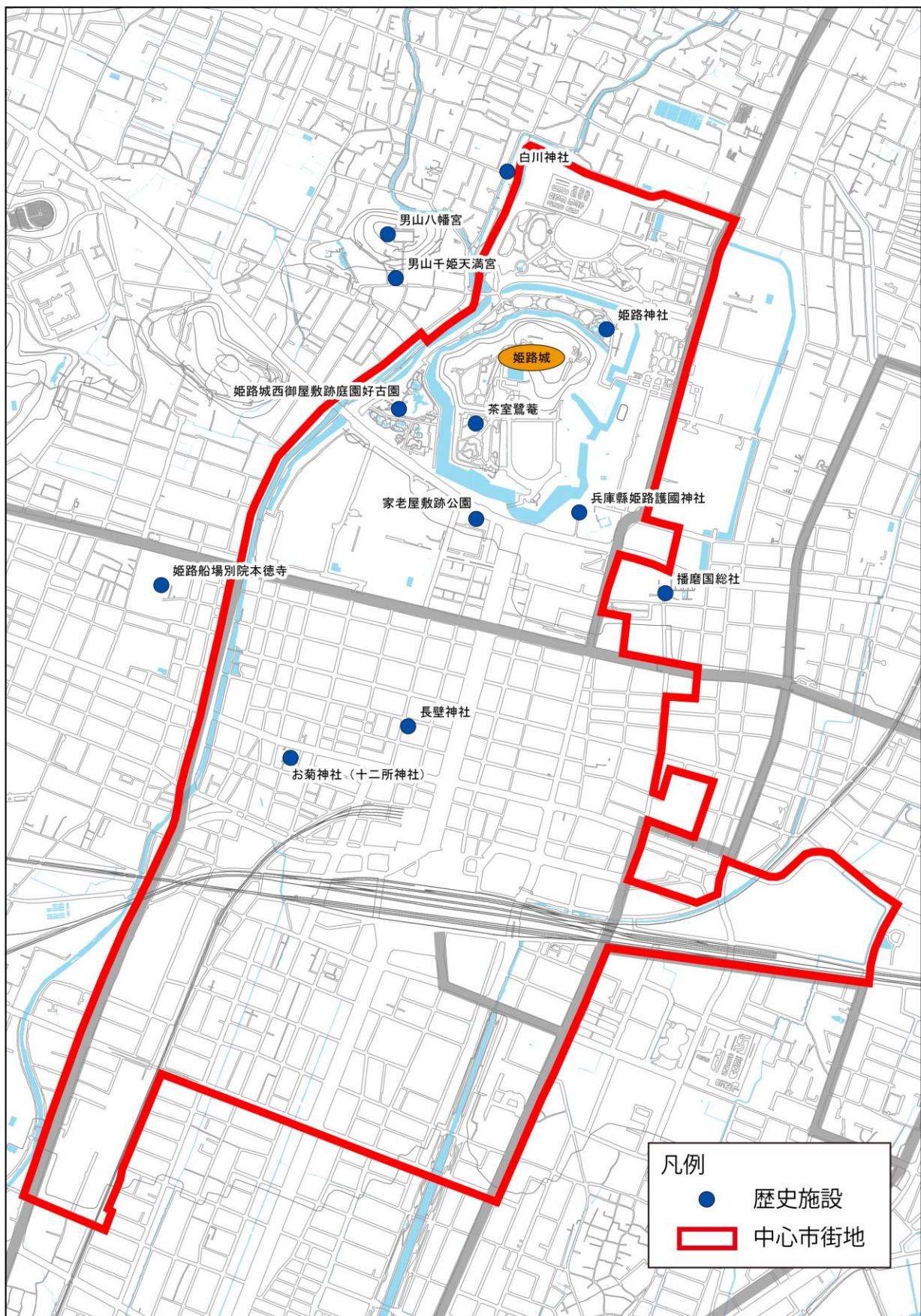
これらの豊かな歴史的・文化的資源を活用し、観光集客はもとより商業とのタイアップによる新たな観光産業の創出や回遊性の向上を図り、これまで中心市街地を単に通過していた来街者をまちなかに呼び込み、滞留を促す仕掛けづくりが求められる。

市民生活に密着した公的なサービス施設としては、山陽百貨店内に駅前市役所があり、営業時間も午後7時30分までと長く、市民生活の利便性向上に寄与している。その他の公的施設については、兵庫県姫路総合庁舎、兵庫県旅券事務所姫路出張所・男女共同参画推進センター・国際交流センター・人権啓発センター（イーグレひめじ内）、観光案内所等がある。また、国の出先機関、市役所、商工会議所等は中心市街地外縁部に立地している。

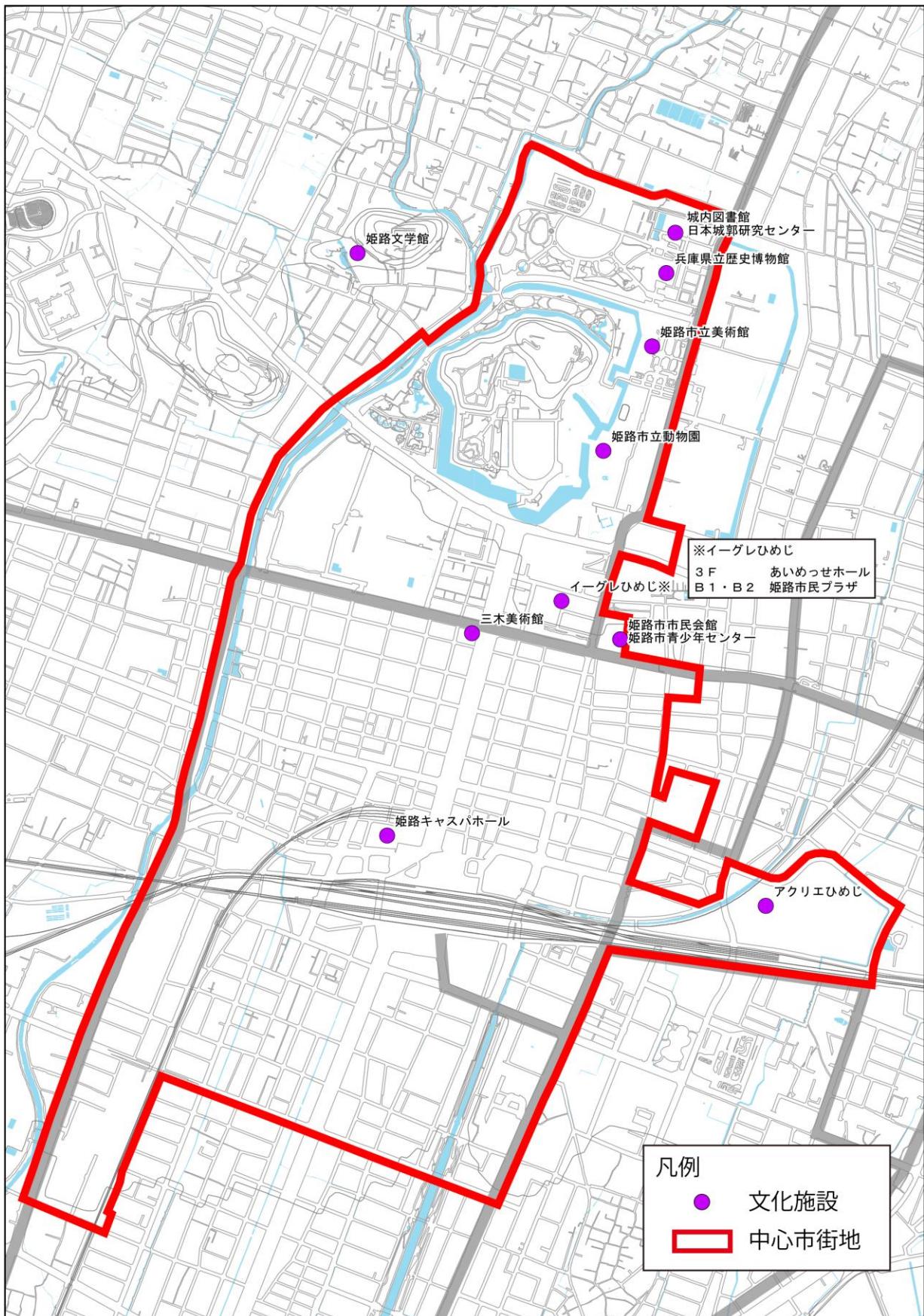
文化施設については、姫路市立美術館、姫路市立動物園、兵庫県立歴史博物館、三木美術館等の施設をはじめ、令和3年9月に開業したアクリエひめじや、姫路市市民会館、姫路キャスパホール、あいめっせホール（イーグレひめじ内）等を有する。また、公共の集会所としては、城南公民館、城巽公民館がある。

教育施設については、兵庫県立姫路聴覚特別支援学校、姫路女学院中学校・高等学校、本市初の義務教育学校である姫路市立白鷺小中学校、また、教職員の研修や研究等を行う教育に関する中核施設である総合教育センター等がある。さらに、外縁部には、兵庫県立姫路東・北高等学校、私立の淳心学院中学校・高等学校、賢明女子学院中学校・高等学校があり、姫路駅南側には専門学校も多く立地している。

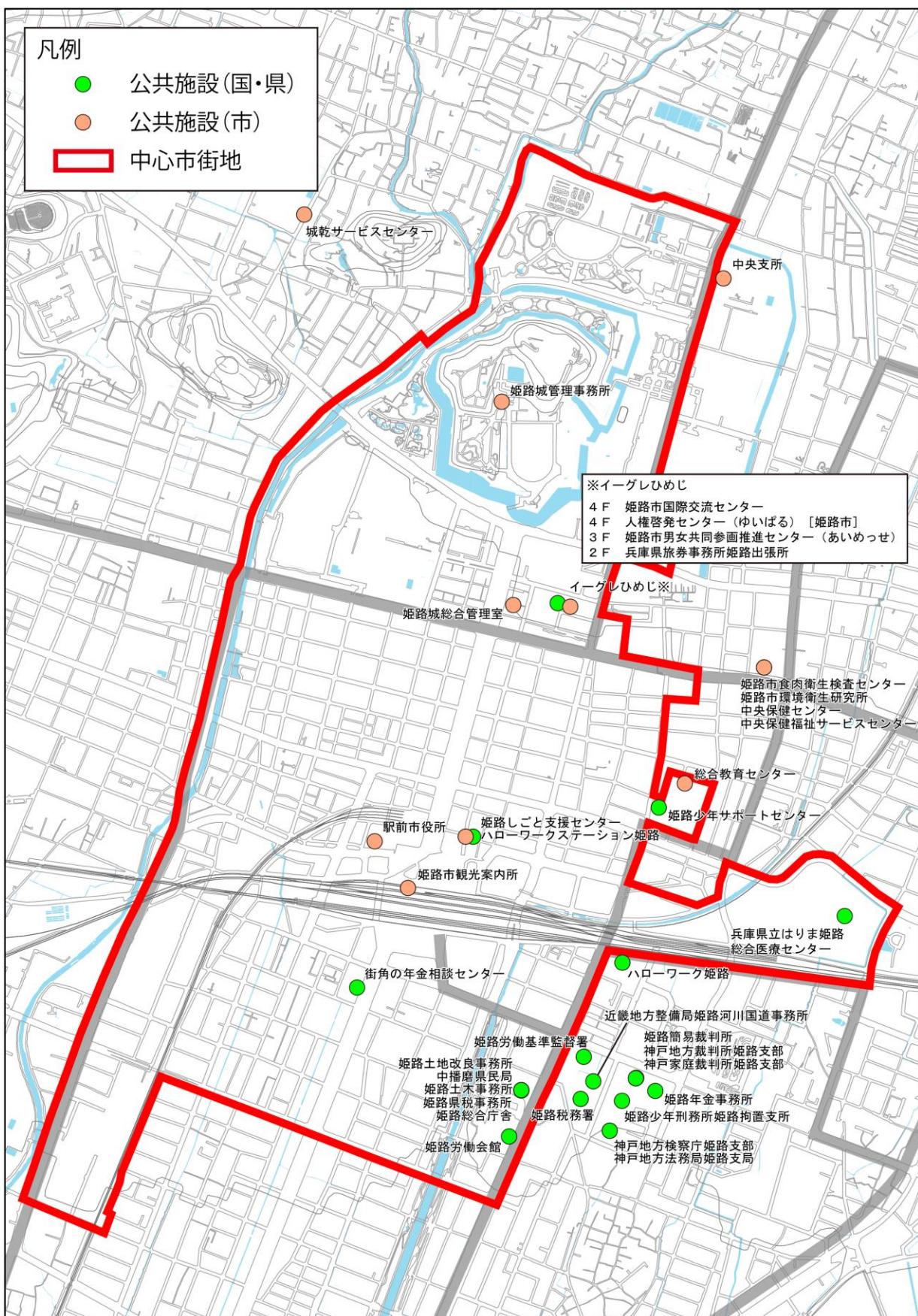
このように中心市街地は、本市はもとより播磨地域の中核に相応しい施設が集積しており、これらの施設の利用者を中心市街地内の商店街等に回遊してもらう取組みや、高齢者・子育て世帯が来街しやすい施設の充実が必要と考えられる。



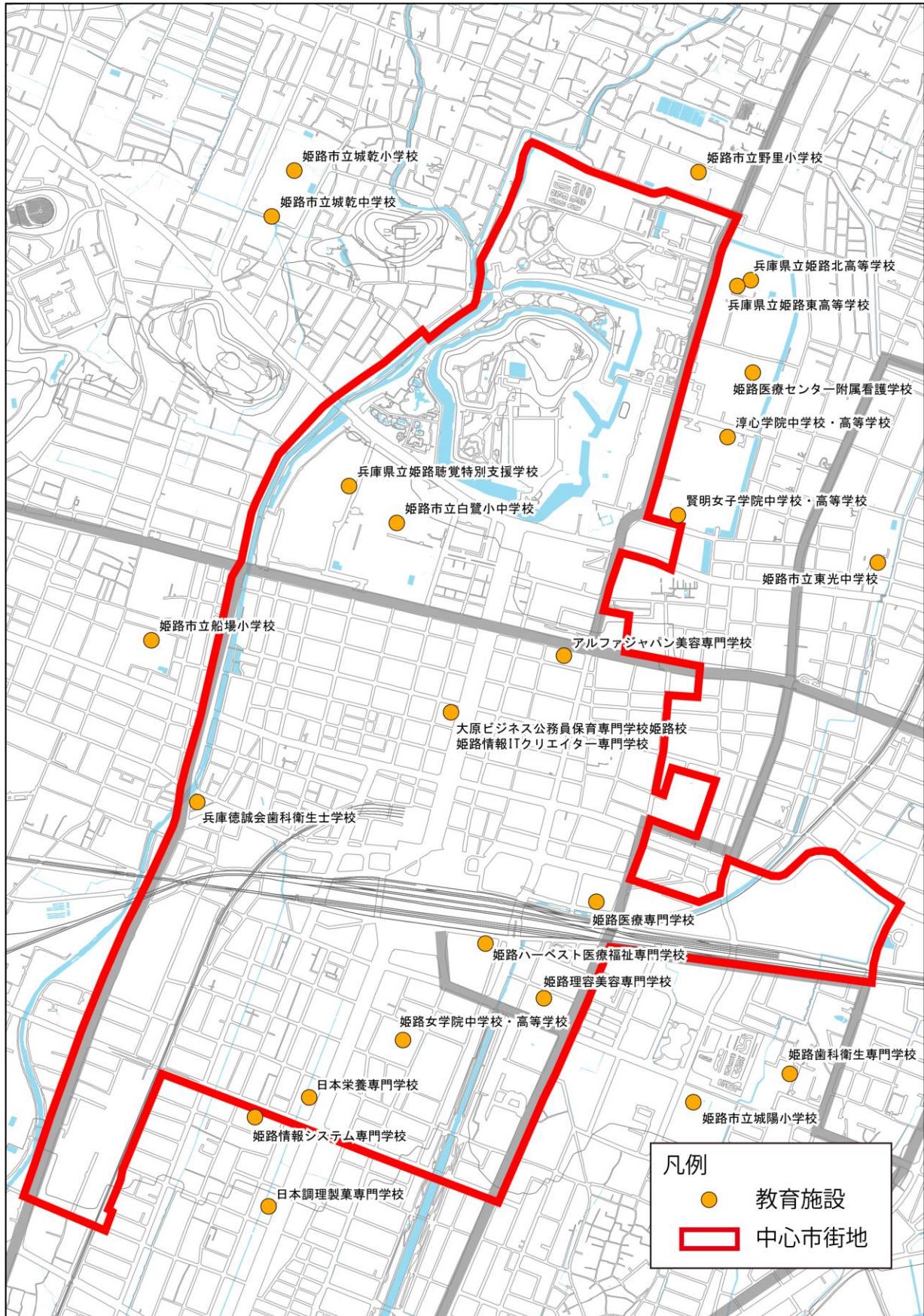
歴史資源の分布



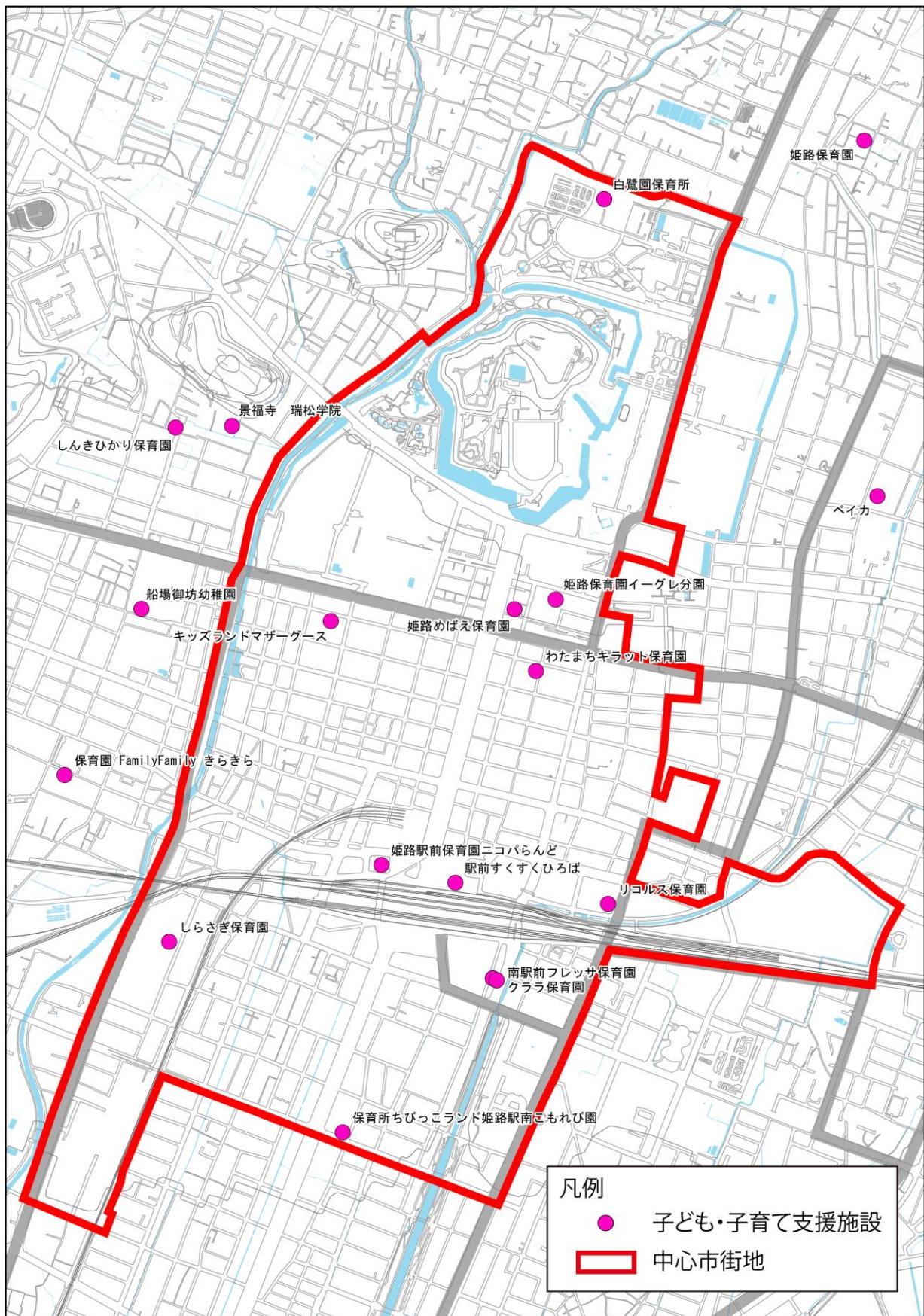
文化資源の分布



公共資源の分布



教育資源の分布



子ども・子育て支援資源の分布

## 2.2 中心市街地の区域

### (1) 区域の考え方

新計画では、JR 姫路駅及び姫路城を中心とした中心市街地約 272ha を対象とする。

新計画は、わが国を代表する歴史的・文化的資源である世界文化遺産・姫路城周辺に立地する、姫路城西御屋敷跡庭園・好古園、兵庫県立歴史博物館、姫路市立美術館、姫路市立動物園等を新たに中心市街地の区域に追加し、施設間の回遊性の向上を図ることによって、中心市街地エリア内での滞留時間の増加を促進する。

また、中心市街地南西部に立地する旧中央卸売市場跡地（手柄地区）を新たに中心市街地の区域に追加し、跡地活用の効果を駅南エリアに波及させるための取組みを進めていく。

以下に、中心市街地の基本的な考え方を示す。

#### ① 行きたい城下<sup>まち</sup>一国内外の人々が訪れ、回遊するまちづくりーの視点

居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの実現に向け、同区域が有する集客力のある施設への来訪を契機にまちなかの回遊性向上を図ることが中心市街地の活性化に有効であると考える。このため、姫路城周辺に立地する姫路城西御屋敷跡庭園・好古園、兵庫県立歴史博物館、姫路市立美術館、姫路市立動物園等を新たに中心市街地の区域に含めることとする。また、中心市街地のメインストリートである大手前通りにおいては、イルミネーション事業も行いながら、歩行者利便道路制度（通称ほこみち制度）を活用し、日常的に人が滞留し、イベント活用によるにぎわい創出も行われることでエリア価値向上に取組むこととする。

駅東地区に位置するアクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター・令和3年9月開館）は、多種多様なイベントが実施されるが、イベント目的の来街者が中心市街地を回遊することで更なるにぎわいの増加が見込めるため、前計画に引き続き同区域も中心市街地に含む。

また、旧中央卸売市場跡地（手柄地区）には姫路市立高等学校の統合校が新設予定であり、公共公益施設である教育機関の整備に伴い交流人口の増加が見込まれることから、駅南エリアの活性化が期待できることから同区域を中心市街地に含む。

#### ② にぎわう城下<sup>まち</sup>ー魅力ある経済活力を目指したまちづくりーの視点

観光客をはじめとする来街者や居住者を回遊させるためには、商店街の活性化が重要であり、多くの商店街を有する姫路駅北側の市街地を中心市街地に包含する。

また、姫路駅の西側に近接している駅西地区は、前計画から、空き店舗等の遊休不動産を活用してエリアの活性化に取り組む「リノベーションまちづくり」が進展していることから、引き続き中心市街地に含める。

③ 住み続ける城下<sup>まち</sup>—誰もが住み続けることができるまちづくりーの視点

土地区画整理事業による居住者の増加や、兵庫県立はりま姫路総合医療センターが整備されたことによる医療・福祉の充実、働く場の増加が、中心市街地に居住する魅力の向上にあたって大きな役割を果たすため、姫路駅南側の市街地を中心市街地に含めるこ<sup>と</sup>とする。

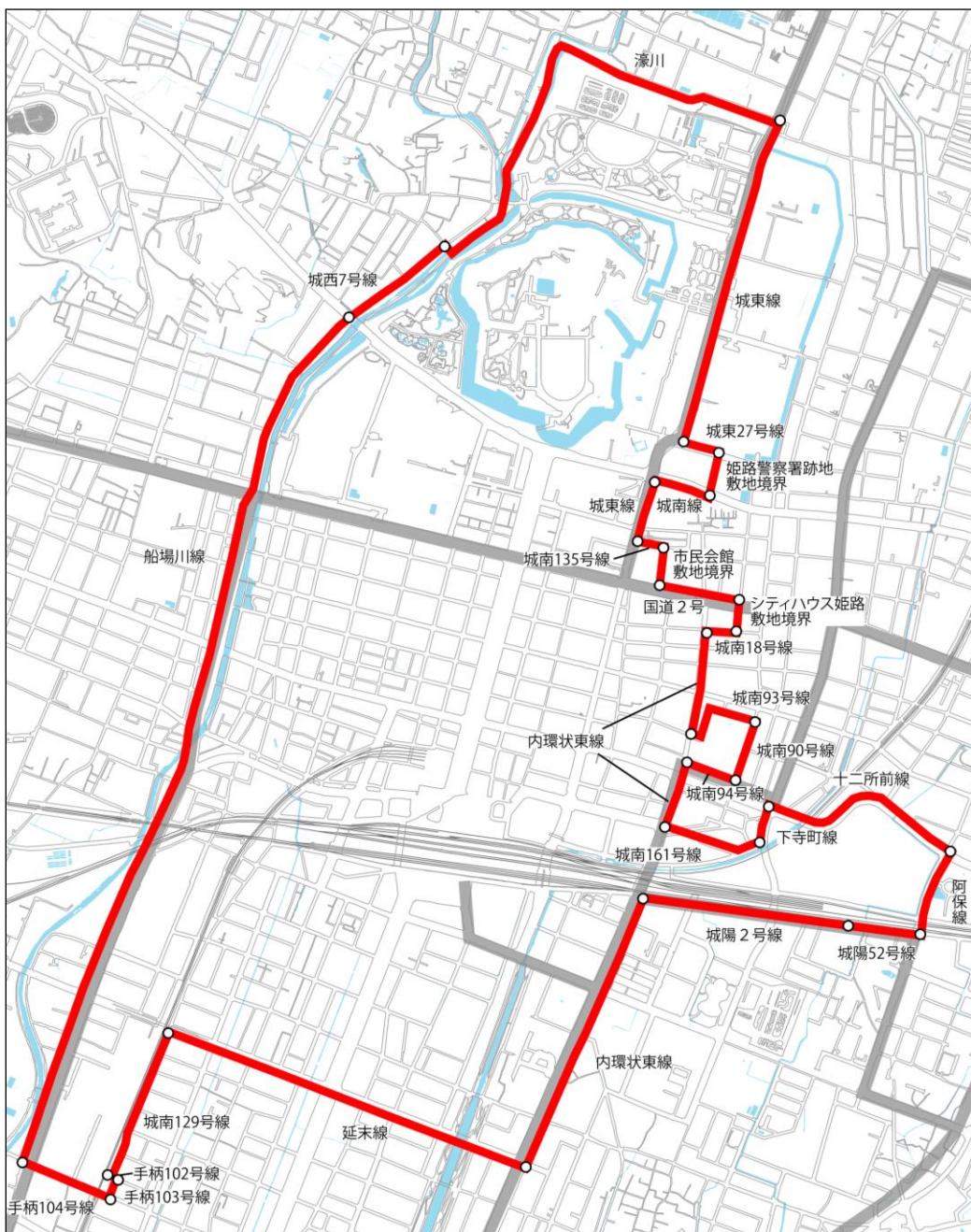
④ 市民が主役の城下<sup>まち</sup>—市民が躍動できるまちづくりーの視点

民間事業者が主体性を持ち、エリア価値を向上させる取組みを実施するエリアマネジメントにより、エリアに統一した雰囲気が醸成されることでまちなかにおける新たな目的地とすることを目的として、「ほこみち」により民間事業者を一次占有者に指定することで利活用が進んでいる大手前通りのほか、公共空間の利活用を通して居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指して策定された姫路市ウォーカブル推進計画に定められる重点区域(まちなかウォーカブル推進区域)も中心市街地の区域に含む。

以上の考え方に基づき、下図のとおり前計画から約50ha増の約272haを姫路市の中心市街地とする。

■中心市街地 約272ha

東側境界	都市計画道路内環状東線、市道城陽2号線、市道城陽52号線、都市計画道路阿保線、都市計画道路十二所前線、都市計画道路下寺町線、市道城南161号線、市道城南94号線、市道城南90号線、市道城南93号線、城南18号線、シティハウス姫路敷地境界、国道2号、姫路市市民会館敷地境界、市道城南135号線、都市計画道路城東線、都市計画道路城南線、姫路警察署跡地敷地境界、市道城東27号線、市道手柄103号線、城南29号線
西側境界	市道城北55号線、市道城西7号線、都市計画道路船場川線
南側境界	市道手柄104号線、市道手柄102号線、都市計画道路延末線
北側境界	濠川



中心市街地の区域図

## 2.3 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																
第1号要件  当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	<p>中心市街地の面積約272haは、市域53,435haの約0.50%で、市内の住居系・商業系用の面積7,775ha(令和5年2月15日現在値)の約3.5%に相当する。中心市街地には、以下のような商業・都市機能の集積があり、市内において最も高い集積度となっている。</p> <p>&lt; 小売業の集積状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業は、本市全体に対して、事業所数では13.5%、従業員数では11.1%、年間商品販売額では12.2%の集積となっている。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地 (A)</th> <th>姫路市全体 (B)</th> <th>対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>634店</td> <td>4,701店</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>4,611人</td> <td>28,489人</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td>671億円</td> <td>5,507億円</td> <td>12.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:令和3年度 経済センサス活動調査)</p> <p>&lt; 都市機能 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地にはアクリエひめじ、姫路市市民会館、姫路市青少年センター、イーグレひめじ、姫路市立美術館、姫路文学館、兵庫県立歴史博物館等が位置しており、市の文化・教育・コミュニティ施設が集積している。</li> <li>・行政関連施設は、駅前市役所、兵庫県旅券事務所姫路出張所、中心市街地外縁部には兵庫県姫路総合庁舎が立地し、播磨地域の行政機能の中核を担う区域となっている。</li> <li>・以上のように、中心市街地内には本市のみならず、播磨地域の主要な都市機能が数多く立地し、中心的役割を果たしている。</li> </ul>		中心市街地 (A)	姫路市全体 (B)	対市割合 (A/B)	事業所数	634店	4,701店	13.5%	従業員数	4,611人	28,489人	11.1%	年間商品販売額	671億円	5,507億円	12.2%
	中心市街地 (A)	姫路市全体 (B)	対市割合 (A/B)														
事業所数	634店	4,701店	13.5%														
従業員数	4,611人	28,489人	11.1%														
年間商品販売額	671億円	5,507億円	12.2%														

要件	説明
第1号要件  当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	<p>&lt; 通勤・通学の流出人口 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年の国勢調査による他市町との通勤・通学目的の流入出状況をみると、神戸市、大阪府、加古川市や福崎町に対しては流出超過になっているものの、播磨地域に位置する市町に対しては概ね流入超過の状況にある。</li> <li>周辺市町を中心とした広域からの通勤・通学者が流入しているものと考えられる。</li> </ul> <p>(資料：令和2年度国勢調査) 姫路市の通勤・通学流出入状況</p> <p>&lt; 昼夜間人口比率 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国勢調査によると、本市(平成17年調査以前は合併前市域)の昼夜間人口比率は、合併前には概ね1.05で推移していたが、合併後は1.01、令和2年では1.00となっている。</li> <li>昼間人口は平成17年調査以前と比較して大きく増加しているが、人口増加もしているため、昼夜間人口比率としては低下している。</li> <li>民間マンションの建設等もあり、市内、周辺市町から多くの人が中心市街地に流入していると考えられる。</li> </ul> <p>(資料:各年国勢調査) 姫路市の昼夜間人口比率</p>

要件	説明																																																																					
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>&lt; 姫路駅の利用者(市内の駅の乗車人員の比較) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JR及び山陽電鉄の姫路駅乗車人員は、市内の他の駅と比較して群を抜いて多く、市内総乗車人員に対してJRでは64%、山陽電鉄では37%に達している。</li> </ul> <p>市内の鉄道駅年間乗車人員(令和4年度)(上位4駅、単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">JR</th> <th colspan="3">山陽電鉄</th> </tr> <tr> <th>市全体</th> <th>26,058</th> <th>100.0%</th> <th>市全体</th> <th>13,285</th> <th>100.00%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>姫路</td> <td>16,712</td> <td>64.1%</td> <td>姫路</td> <td>4,957</td> <td>37.3%</td> </tr> <tr> <td>網干</td> <td>2,458</td> <td>9.4%</td> <td>飾磨</td> <td>1,595</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>はりま勝原</td> <td>1,909</td> <td>7.3%</td> <td>白浜の宮</td> <td>1,170</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>英賀保</td> <td>1,556</td> <td>6.0%</td> <td>大塩</td> <td>855</td> <td>6.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:姫路市統計要覧)</p> <p>JR姫路駅の一日あたりの平均乗車人員は約4万5千人(新幹線利用者含む)であり、三ノ宮駅、神戸駅に次いで3番目となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期券を使用しない定期券外率が三ノ宮に次いで2番目に高く、観光・買物等、通勤・通学以外の利用が多くなっている。</li> </ul> <table border="1"> <caption>兵庫県内のJR駅別乗車人員と定期券外率</caption> <thead> <tr> <th>駅</th> <th>乗車人員 (人)</th> <th>定期券外率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三ノ宮</td> <td>109,766</td> <td>39.3%</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>53,563</td> <td>29.9%</td> </tr> <tr> <td>姫路</td> <td>45,787</td> <td>39.2%</td> </tr> <tr> <td>明石</td> <td>45,574</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>尼崎</td> <td>41,721</td> <td>31.4%</td> </tr> <tr> <td>住吉</td> <td>31,539</td> <td>30.5%</td> </tr> <tr> <td>元町</td> <td>30,108</td> <td>37.8%</td> </tr> <tr> <td>西明石</td> <td>28,548</td> <td>26.6%</td> </tr> <tr> <td>垂水</td> <td>27,312</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>六甲道</td> <td>24,041</td> <td>37.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:兵庫県統計書)</p> <p>兵庫県内の鉄道駅 (JR) 乗車人員と定期券外率</p> <p>以上から、中心市街地は、播磨地域の主要な都市機能が集積し、市内及び周辺市町から通勤・通学者、買物客や観光客が数多く流入しており、本市のみならず、播磨地域の経済・社会の中心的役割を担う地域である。</p>	JR			山陽電鉄			市全体	26,058	100.0%	市全体	13,285	100.00%	姫路	16,712	64.1%	姫路	4,957	37.3%	網干	2,458	9.4%	飾磨	1,595	12.0%	はりま勝原	1,909	7.3%	白浜の宮	1,170	8.8%	英賀保	1,556	6.0%	大塩	855	6.4%	駅	乗車人員 (人)	定期券外率 (%)	三ノ宮	109,766	39.3%	神戸	53,563	29.9%	姫路	45,787	39.2%	明石	45,574	29.8%	尼崎	41,721	31.4%	住吉	31,539	30.5%	元町	30,108	37.8%	西明石	28,548	26.6%	垂水	27,312	32.2%	六甲道	24,041	37.1%
JR			山陽電鉄																																																																			
市全体	26,058	100.0%	市全体	13,285	100.00%																																																																	
姫路	16,712	64.1%	姫路	4,957	37.3%																																																																	
網干	2,458	9.4%	飾磨	1,595	12.0%																																																																	
はりま勝原	1,909	7.3%	白浜の宮	1,170	8.8%																																																																	
英賀保	1,556	6.0%	大塩	855	6.4%																																																																	
駅	乗車人員 (人)	定期券外率 (%)																																																																				
三ノ宮	109,766	39.3%																																																																				
神戸	53,563	29.9%																																																																				
姫路	45,787	39.2%																																																																				
明石	45,574	29.8%																																																																				
尼崎	41,721	31.4%																																																																				
住吉	31,539	30.5%																																																																				
元町	30,108	37.8%																																																																				
西明石	28,548	26.6%																																																																				
垂水	27,312	32.2%																																																																				
六甲道	24,041	37.1%																																																																				

要件	説明																																																																		
第2号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること	<p>中心市街地においては、高齢者人口の増加や世帯人員の小規模化が進行するとともに、小売業が低下傾向にあり、中心市街地の活性化の効果はうかがえるものの、全体的に経済活力が低下している。</p> <p>&lt; 高齢者人口の増加・世帯人員の減少 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の人口は増加傾向にあり、高齢者人口も年々増加している。</li> <li>・中心市街地の世帯人員は、1.80人であり、本市全体の2.11人と比較しても小規模化の度合いが大きい。</li> </ul> <table border="1"> <caption>中心市街地の高齢者人口の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>高齢者人口 (人)</th> <th>高齢者人口比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>2,170</td><td>24.3%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>2,185</td><td>23.9%</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2,211</td><td>23.7%</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2,339</td><td>23.4%</td></tr> <tr><td>H31</td><td>2,375</td><td>22.6%</td></tr> <tr><td>R2</td><td>2,393</td><td>22.2%</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2,410</td><td>22.1%</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2,392</td><td>21.9%</td></tr> <tr><td>R5</td><td>2,389</td><td>21.9%</td></tr> <tr><td>R6</td><td>2,412</td><td>21.9%</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:姫路市人口統計)</p> <p>市内全域と中心市街地の世帯人員の推移</p> <table border="1"> <caption>市内全域と中心市街地の世帯人員の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>姫路市 (人/世帯)</th> <th>中心市街地 (人/世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>2.35</td><td>1.86</td></tr> <tr><td>H28</td><td>2.33</td><td>1.86</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2.31</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2.28</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>H31</td><td>2.25</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>R2</td><td>2.22</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2.19</td><td>1.83</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2.17</td><td>1.81</td></tr> <tr><td>R5</td><td>2.14</td><td>1.80</td></tr> <tr><td>R6</td><td>2.11</td><td>1.80</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:姫路市人口統計)</p>	年	高齢者人口 (人)	高齢者人口比率 (%)	H27	2,170	24.3%	H28	2,185	23.9%	H29	2,211	23.7%	H30	2,339	23.4%	H31	2,375	22.6%	R2	2,393	22.2%	R3	2,410	22.1%	R4	2,392	21.9%	R5	2,389	21.9%	R6	2,412	21.9%	年	姫路市 (人/世帯)	中心市街地 (人/世帯)	H27	2.35	1.86	H28	2.33	1.86	H29	2.31	1.85	H30	2.28	1.84	H31	2.25	1.85	R2	2.22	1.84	R3	2.19	1.83	R4	2.17	1.81	R5	2.14	1.80	R6	2.11	1.80
年	高齢者人口 (人)	高齢者人口比率 (%)																																																																	
H27	2,170	24.3%																																																																	
H28	2,185	23.9%																																																																	
H29	2,211	23.7%																																																																	
H30	2,339	23.4%																																																																	
H31	2,375	22.6%																																																																	
R2	2,393	22.2%																																																																	
R3	2,410	22.1%																																																																	
R4	2,392	21.9%																																																																	
R5	2,389	21.9%																																																																	
R6	2,412	21.9%																																																																	
年	姫路市 (人/世帯)	中心市街地 (人/世帯)																																																																	
H27	2.35	1.86																																																																	
H28	2.33	1.86																																																																	
H29	2.31	1.85																																																																	
H30	2.28	1.84																																																																	
H31	2.25	1.85																																																																	
R2	2.22	1.84																																																																	
R3	2.19	1.83																																																																	
R4	2.17	1.81																																																																	
R5	2.14	1.80																																																																	
R6	2.11	1.80																																																																	

要件	説明
	<p>&lt; 小売業の現状 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の小売業の事業所数、従業員数、年間商品販売額は、平成11年から減少傾向にあり、平成24年から平成28年にかけて微増傾向にあったが、令和3年では再び減少している。</li> <li>・本市全体に対し、中心市街地が占める事業所数、従業員数の割合は、平成24年以降概ね増加していたが、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響で減少に転じている。また、年間商品販売額は平成24年以降減少しており、依然として、中心市街地の活力低下が懸念される。</li> </ul> <p>(資料:商業統計調査、経済センサス活動調査) 小売業の事業所数の推移</p> <p>(資料:商業統計調査、経済センサス活動調査) 小売業の従業者数の推移</p>

要件	説明																																																																																
	<p>(資料:商業統計調査、経済センサス活動調査) 小売業の年間商品販売額の推移</p> <p>The chart displays annual sales volume (blue bars) and occupancy rate (red line with dots) for small retail trade in姬路市 (Himeji City) and the central business district (center city). The occupancy rate shows a general downward trend from 20.7% in H11 to 12.2% in R3.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>姫路市 (百万円)</th> <th>中心市街地 (百万円)</th> <th>占有率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11</td><td>681,677</td><td>140,965</td><td>20.7%</td></tr> <tr><td>H14</td><td>580,745</td><td>108,778</td><td>18.7%</td></tr> <tr><td>H16</td><td>561,693</td><td>106,888</td><td>19.0%</td></tr> <tr><td>H19</td><td>595,172</td><td>89,744</td><td>15.1%</td></tr> <tr><td>H24</td><td>449,084</td><td>75,248</td><td>16.8%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>511,763</td><td>72,257</td><td>14.1%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>578,040</td><td>80,371</td><td>13.9%</td></tr> <tr><td>R3</td><td>550,738</td><td>67,132</td><td>12.2%</td></tr> </tbody> </table> <p>※中心市街地は、平成19年までは城南小学校校区・城巽小学校校区内の合計、平成26年以降は白鷺小学校校区内の数値を採用。 ※平成26度調査は、日本標準産業分野の改定及び調査設計の大幅変更に伴い、平成19年調査と接続しない。</p> <p>&lt; 空き店舗数 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の商店街における空き店舗数は、平成26年度以降はほぼ横ばい状態が続いている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛等の影響を受けて、空き店舗数が一時的に増加した。</li> <li>令和5年度では、商店街の店舗数に対して5%を占める。</li> </ul> <p>(軒)</p> <p>The chart shows the number of empty stores (orange bars) and their percentage of total stores (red line with dots) in the central business district of Himeji City from H26 to R5. The percentage of empty stores fluctuates between 5.0% and 8.3% of the total stores.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>店舗数 (軒)</th> <th>空き店舗数 (軒)</th> <th>空き店舗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>603</td><td>37</td><td>6.1%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>603</td><td>36</td><td>6.0%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>612</td><td>34</td><td>5.6%</td></tr> <tr><td>H29</td><td>612</td><td>36</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>H30</td><td>612</td><td>31</td><td>5.1%</td></tr> <tr><td>R1</td><td>602</td><td>35</td><td>5.8%</td></tr> <tr><td>R2</td><td>602</td><td>50</td><td>8.3%</td></tr> <tr><td>R3</td><td>602</td><td>38</td><td>6.3%</td></tr> <tr><td>R4</td><td>635</td><td>38</td><td>6.0%</td></tr> <tr><td>R5</td><td>635</td><td>32</td><td>5.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:店舗数-兵庫県団体名簿等、空き店舗数-姫路工商会議所・姫路市調査) 中心市街地商店街の店舗数と空き店舗数の推移</p>	年	姫路市 (百万円)	中心市街地 (百万円)	占有率 (%)	H11	681,677	140,965	20.7%	H14	580,745	108,778	18.7%	H16	561,693	106,888	19.0%	H19	595,172	89,744	15.1%	H24	449,084	75,248	16.8%	H26	511,763	72,257	14.1%	H28	578,040	80,371	13.9%	R3	550,738	67,132	12.2%	年度	店舗数 (軒)	空き店舗数 (軒)	空き店舗率 (%)	H26	603	37	6.1%	H27	603	36	6.0%	H28	612	34	5.6%	H29	612	36	5.9%	H30	612	31	5.1%	R1	602	35	5.8%	R2	602	50	8.3%	R3	602	38	6.3%	R4	635	38	6.0%	R5	635	32	5.0%
年	姫路市 (百万円)	中心市街地 (百万円)	占有率 (%)																																																																														
H11	681,677	140,965	20.7%																																																																														
H14	580,745	108,778	18.7%																																																																														
H16	561,693	106,888	19.0%																																																																														
H19	595,172	89,744	15.1%																																																																														
H24	449,084	75,248	16.8%																																																																														
H26	511,763	72,257	14.1%																																																																														
H28	578,040	80,371	13.9%																																																																														
R3	550,738	67,132	12.2%																																																																														
年度	店舗数 (軒)	空き店舗数 (軒)	空き店舗率 (%)																																																																														
H26	603	37	6.1%																																																																														
H27	603	36	6.0%																																																																														
H28	612	34	5.6%																																																																														
H29	612	36	5.9%																																																																														
H30	612	31	5.1%																																																																														
R1	602	35	5.8%																																																																														
R2	602	50	8.3%																																																																														
R3	602	38	6.3%																																																																														
R4	635	38	6.0%																																																																														
R5	635	32	5.0%																																																																														

要件	説明																																	
	<p>&lt; 中心市街地の歩行者・自転車通行量 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地における主要計測ポイント(ここでは第3期にて目標指標として用いた10か所)の歩行者通行量の合算値は、平成27年度から令和元年度まで概ね横ばいで推移していた。(令和元年はペデストリアンデッキの完成により追加された計測ポイント7,637人の通行量を除くとほぼ前年と同数である。) 平成の大改修を終え姫路城グランドオープン(平成27年3月)以降で増加した通行量を令和元年度までは維持していたことが読み取れる。</li> <li>・令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症により通行量が激減し、令和5年度より回復傾向が見られる。</li> <li>・最新の令和6年度の数値とコロナ禍前の令和元年度の数値を比較すると、最新値が上回っているのは、姫路駅に近い2か所(駅前商店街、キャスティウォーク)のみとなっており、他8か所は令和元年度比7割以下の通行量となっている。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>9地点歩行者数 (人)</th> <th>地点35(キャスティウォーク)歩行者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>104,365</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>104,380</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>96,610</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>105,168</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>105,722</td> <td>7,637</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>65,263</td> <td>4,912</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>59,915</td> <td>5,746</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>59,237</td> <td>8,684</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>82,425</td> <td>10,209</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>76,251</td> <td>10,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:姫路市歩行者通行量調査結果) 中心市街地通行量（主要地点【休日】） ※ここでは、平成30年度までは9か所の数値の合算値を、令和元年度以降は姫路駅東のペデストリアンデッキの完成により当通路上の計測ポイント（キャスティウォーク）を加えた10か所の通行量の合算値を中心市街地の通行量として扱う</p>	年	9地点歩行者数 (人)	地点35(キャスティウォーク)歩行者数 (人)	H27	104,365		H28	104,380		H29	96,610		H30	105,168		R1	105,722	7,637	R2	65,263	4,912	R3	59,915	5,746	R4	59,237	8,684	R5	82,425	10,209	R6	76,251	10,073
年	9地点歩行者数 (人)	地点35(キャスティウォーク)歩行者数 (人)																																
H27	104,365																																	
H28	104,380																																	
H29	96,610																																	
H30	105,168																																	
R1	105,722	7,637																																
R2	65,263	4,912																																
R3	59,915	5,746																																
R4	59,237	8,684																																
R5	82,425	10,209																																
R6	76,251	10,073																																

要件	説明																																																																																																			
	<p>(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>駅前商店街(マツモトキヨシ姫路駅前店西)</th> <th>御幸通商店街(名代宇奈とと姫路店西)</th> <th>大手前通り・東(みずほ銀行西)</th> <th>御溝筋商店街(ダイワロイネットホテル姫路東)</th> <th>大手前通り・西(山陽百貨店東)</th> <th>二階町商店街(POSHビル南)</th> <th>西二階町商店街(西松屋南)</th> <th>キャスティウォーク(ホテルモントレ姫路・テラソ姫路間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>17,500</td> <td>17,500</td> <td>9,500</td> <td>6,500</td> <td>14,000</td> <td>8,500</td> <td>4,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>18,000</td> <td>20,000</td> <td>9,500</td> <td>5,500</td> <td>13,500</td> <td>8,000</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>21,000</td> <td>18,500</td> <td>8,000</td> <td>5,000</td> <td>11,500</td> <td>8,000</td> <td>3,500</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>21,500</td> <td>17,500</td> <td>9,500</td> <td>7,000</td> <td>13,000</td> <td>9,000</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>23,192</td> <td>16,162</td> <td>8,026</td> <td>7,884</td> <td>12,096</td> <td>7,637</td> <td>4,700</td> <td>7,171</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>20,023</td> <td>11,000</td> <td>6,458</td> <td>5,500</td> <td>8,000</td> <td>6,500</td> <td>3,000</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>15,500</td> <td>10,500</td> <td>6,000</td> <td>4,000</td> <td>7,500</td> <td>4,000</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>17,000</td> <td>7,500</td> <td>3,500</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> <td>3,500</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>24,500</td> <td>11,337</td> <td>10,073</td> <td>5,500</td> <td>9,500</td> <td>4,500</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>23,400</td> <td>11,337</td> <td>10,073</td> <td>4,996</td> <td>7,292</td> <td>4,447</td> <td>3,949</td> <td>3,840</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 令和元年度より通行量が増加した地点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大手前通り・西(大原学園東)</li> <li>御幸通商店街(福富ビル東)</li> <li>御溝筋商店街(ダイワロイネットホテル姫路東)</li> <li>大手前通り・西(山陽百貨店東)</li> <li>二階町商店街(POSHビル南)</li> <li>大手前通り・東(みずほ銀行西)</li> <li>御幸通商店街(名代宇奈とと姫路店西)</li> <li>駅前商店街(マツモトキヨシ姫路駅前店西)</li> <li>西二階町商店街(西松屋南)</li> <li>キャスティウォーク(ホテルモントレ姫路・テラソ姫路間)</li> </ul> <p>(資料：姫路市歩行者通行量調査結果) 主要地点〔休日〕の通行量の推移</p> <p>・以上のように、中心市街地は新型コロナウィルス感染症の影響を受けつつも活性化の効果がうかがえる一方、少子高齢化や小売業の減少等が全体的な都市活動や経済活力の維持に支障をきたす恐れがあることから、都市の中心部としての活力を再生するための対応を図ることが重要である。</p>	月	駅前商店街(マツモトキヨシ姫路駅前店西)	御幸通商店街(名代宇奈とと姫路店西)	大手前通り・東(みずほ銀行西)	御溝筋商店街(ダイワロイネットホテル姫路東)	大手前通り・西(山陽百貨店東)	二階町商店街(POSHビル南)	西二階町商店街(西松屋南)	キャスティウォーク(ホテルモントレ姫路・テラソ姫路間)	H27	17,500	17,500	9,500	6,500	14,000	8,500	4,500	4,500	H28	18,000	20,000	9,500	5,500	13,500	8,000	4,000	4,000	H29	21,000	18,500	8,000	5,000	11,500	8,000	3,500	3,500	H30	21,500	17,500	9,500	7,000	13,000	9,000	4,000	4,000	R1	23,192	16,162	8,026	7,884	12,096	7,637	4,700	7,171	R2	20,023	11,000	6,458	5,500	8,000	6,500	3,000	5,500	R3	15,500	10,500	6,000	4,000	7,500	4,000	3,000	4,000	R4	17,000	7,500	3,500	2,000	4,000	3,500	2,000	3,500	R5	24,500	11,337	10,073	5,500	9,500	4,500	4,000	4,000	R6	23,400	11,337	10,073	4,996	7,292	4,447	3,949	3,840
月	駅前商店街(マツモトキヨシ姫路駅前店西)	御幸通商店街(名代宇奈とと姫路店西)	大手前通り・東(みずほ銀行西)	御溝筋商店街(ダイワロイネットホテル姫路東)	大手前通り・西(山陽百貨店東)	二階町商店街(POSHビル南)	西二階町商店街(西松屋南)	キャスティウォーク(ホテルモントレ姫路・テラソ姫路間)																																																																																												
H27	17,500	17,500	9,500	6,500	14,000	8,500	4,500	4,500																																																																																												
H28	18,000	20,000	9,500	5,500	13,500	8,000	4,000	4,000																																																																																												
H29	21,000	18,500	8,000	5,000	11,500	8,000	3,500	3,500																																																																																												
H30	21,500	17,500	9,500	7,000	13,000	9,000	4,000	4,000																																																																																												
R1	23,192	16,162	8,026	7,884	12,096	7,637	4,700	7,171																																																																																												
R2	20,023	11,000	6,458	5,500	8,000	6,500	3,000	5,500																																																																																												
R3	15,500	10,500	6,000	4,000	7,500	4,000	3,000	4,000																																																																																												
R4	17,000	7,500	3,500	2,000	4,000	3,500	2,000	3,500																																																																																												
R5	24,500	11,337	10,073	5,500	9,500	4,500	4,000	4,000																																																																																												
R6	23,400	11,337	10,073	4,996	7,292	4,447	3,949	3,840																																																																																												

要件	説明
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」(令和3年3月策定)において、姫路市がを目指す都市づくりとして、地域資源や地域特性を活用しつつ、都市機能を分担し相互補完することができる「多核連携型都市構造」の構築を進めており、中心市街地は魅力的でより質の高い都市機能を集積させる「高次都市機能ゾーン」に位置付けられている。また、中心市街地の活性化事業は、産業分野の基本目標「世界に誇れる価値を生む地域産業の確立」に位置付けられている。この中で、「民間主導・行政支援によるまちなかづくりの推進」「まちなかの回遊性とエリア価値の向上」「ハード事業とソフト事業を連携させたまちなかづくり」の取組みを進めている。</li> <li>・「姫路市都市計画マスターplan」(平成27年3月策定)において、都心部におけるにぎわいの創出と活力の増大等、既成市街地の整備、改善を進めることとされており、JR姫路駅周辺の高次都市機能の集積、都心部の居住環境や利便性の向上を図るとしている。</li> <li>・「姫路市立地適正化計画」(令和6年3月策定)において、中心市街地は、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点として「中心拠点」に位置付けられている。中心拠点には、商業施設や医療施設等市民生活のために必要な施設を一定規模以上確保し、広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を有する施設も維持すべき施設として位置付けられている。</li> <li>・「経済振興ビジョン」(令和3年3月策定)において、競争力のある企業が新しい技術や市場のニーズを取り入れ、商品やサービスを生み出すことで活発に活動し、そこで活躍する多様な人材が世界に誇れる価値を生み、その富が地域に還元される産業構造の確立を図るとしている。この中で、社会や生活様式の変化によって生まれる新たな消費者のニーズに適合した事業を行う事業者を支援するほか、既存施設や空き店舗のリノベーションによる利活用を進め、魅力的な店舗・サービスづくりの支援を行うなど商業の活性化に向けて取組むとしており、本市で最も商業が集積している中心市街地の果たす役割は大きくなっている。</li> <li>・「姫路市観光戦略プラン」(令和4年3月策定)において、姫路城の更なる活用によって文化的な価値を高めるとともに、姫路市美術館をはじめとする文化施設や観光事業者、商店街等と連携し、新たな魅力を創出するほか、歩いて楽しいウォーカブルなまちづくりなどの取組みを推進することとしている。また、観光客の誰もが安全・安心・快適に滞在できるよう、多言語化、ユニバーサルツーリズム等の取組みを含む受入環境の整備を推進するとともに、アクリエひめじを中心に、今まで姫路市で開催できなかったレベルのMICEを積極的に誘致支援し、MICE開催地として選ばれやすい環境づくりを推進する。</li> </ul>

### 3. 中心市街地の活性化の目標

#### 3.1 目標設定

中心市街地活性化の基本的な方針をもとに、中心市街地活性化の目標を以下のように設定する。

#### 中心市街地活性化の基本テーマ

国内外の人々が行き交い、多様な人々に愛される持続可能な城下<sup>まち</sup>

#### 中心市街地活性化の基本方針

##### 行きたい城下<sup>まち</sup>

国内外の人々が訪れ、回遊するまちづくり

##### にぎわう城下<sup>まち</sup>

魅力ある経済活力を目指したまちづくり

##### 住み続ける城下<sup>まち</sup>

誰もが住み続けることができるまちづくり

##### 市民が主役の城下<sup>まち</sup>

市民が躍動できるまちづくり

#### 中心市街地活性化の目標

##### 目標①

にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立

居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかを推進することで、訪れる人が魅を感じ、また来たいと思うようなまちなかを目指すとともに、姫路に暮らす人が、街への誇りと愛着が持てるまちなかの実現を目指す。

##### 目標②

魅力ある商業地としての中心市街地の形成

空き店舗対策や遊休不動産の活用等により、魅力ある店舗等の出店や意欲的な若者や女性等の創業を支援することで、まちなかの活性化を目指す。

##### 目標③

多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実

福祉医療の充実や、都市機能の充実、環境整備等を推進し、日常的に利便性が高く、多様な人々が交流し、安心・安全で健康的に暮らすことができるまちなかを目指す。

##### 目標④

民主導による持続的なエリアマネジメントの構築

行政とまちなか関係者が課題を共有しながら、民間活力を活用したエリアマネジメントの仕組みの構築により、持続的なまちづくりを目指す。

#### 3.2 計画期間

本基本計画の計画期間は、令和7年4月～令和12年3月までの5年間とする。

### 3.3 目標指標の設定の考え方

#### (1) 数値目標指標の設定の考え方

- ① 「にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立」の数値目標

##### 数値目標1 歩行者通行量

歩行者通行量は、「にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立」に向け、姫路駅周辺からまちなかへの誘引、魅力ある施設への来訪、回遊性の向上、姫路城への登閣等、まちを訪れる人々やまちなかを歩いている状況を客観的に示す指標である。

前計画の数値目標における歩行者通行量は、主要計測ポイント10か所の累計値であり、新計画でもその方針(主要計測ポイント10か所の累計値)を引き継ぐものとする。

本市において、毎年実施している通行量調査をもとにすることで、定期的かつ継続的なフォローアップが可能である。

- ② 「魅力ある商業地としての中心市街地の形成」の数値目標

##### 数値目標2 新規出店店舗数

新規出店店舗数は、「魅力ある商業地としての中心市街地の形成」に向け、にぎわいの大きな要素である商業が活性化し、まちなかのにぎわい向上及び新陳代謝の状況を客観的に示す指標である。魅力ある商業空間づくり等により、買物、観光、仕事等様々な目的を持った人々がまちなかに集い、回遊することを促進し、まちの核である「城」と「駅」の間に拡がる商業エリアに点在する空き店舗へ新たな出店を誘発させる。

前計画と同様に、中心市街地内の商店街における新規出店店舗数を把握することとする。

姫路商工会議所と本市により経年的に調査が行われており、定期的かつ継続的なフォローアップが可能である。

##### 補完目標 空き店舗数

空き店舗数は、新規出店店舗数同様、まちなかのにぎわい向上及び新陳代謝の状況を客観的に示す指標である。中心市街地では、住居一体型店舗等低未利用不動産の増加や、空き店舗が駐車場になるケースが散見され、商店街の活力低下の一因になっていると考えられる。空き店舗の活用を誘導する支援事業等を実施することで、空き店舗への新規出店を目指す。

前計画と同様に、中心市街地内の商店街における空き店舗数を補完目標として把握することとする。

③ 「多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実」の数値目標

**数値目標3 居住者数**

居住者数は、「多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実」に向け、都市機能の充実による魅力の向上、教育・コミュニティ機能の強化、快適な都市空間の創出、住宅供給促進等の取組みにより、中心市街地での居住の魅力が向上した状況を客観的に示す指標である。

前計画と同様に、中心市街地内の居住者数を把握することとする。なお、本計画において拡大したエリアは、文化施設等の居住外用途の建物が多数を占めるため、居住者数の計測対象エリア(町)は、下記に示すとおり前計画と同様とする。

坂元町	本町	西二階町
福中町	十二所前町	南町
南畠町	久保町	忍町
高尾町	総社本町	南畠町一丁目
南畠町二丁目	西駅前町	白銀町
立町	魚町	塩町
綿町	亀井町	駅前町
古二階町	元塩町	北条口一丁目
北条口二丁目	北条口三丁目	二階町
呉服町	紺屋町	東駅前町
南駅前町	豊沢町	北条一丁目
三左衛門堀東の町	三左衛門堀西の町	東延末
東延末一丁目	東延末二丁目	東延末三丁目
延末一丁目		

居住者は、住民基本台帳により、定期的かつ継続的なフォローアップが可能である。

④ 「民主導による持続的なエリアマネジメントの構築」の数値目標

**補完目標 来街者の中心市街地での滞留時間**

来街者の中心市街地での滞留時間は、「民主導による持続的なエリアマネジメントの構築」に向け、中心市街地の活性化や魅力度を示す指標である。大手前通りや姫路駅北にぎわい交流広場等の公共空間や商店街等において、市民や民間事業者が主体となった様々な取組みを実施し、活性化を図ることで、来街者の関心や中心市街地に対する興味を客観的に示す指標である。

来街者調査を新計画期間前(令和6年9月実施)及び中間年度、最終年度の3回に分けて調査を実施し、その推移等を把握することが可能である。

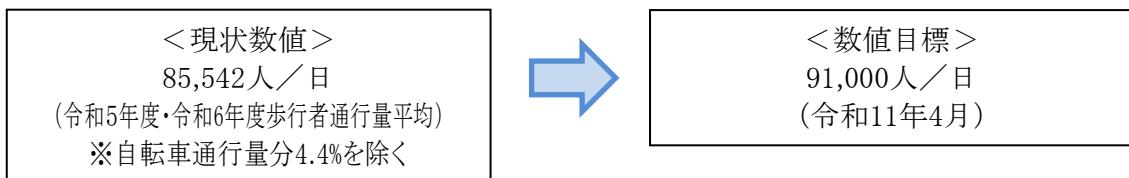
## (2) 数値目標の設定

### ① 「にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立」の数値目標

#### 歩行者通行量

まちなかでのにぎわいを分かりやすく捉えることができる数値として、歩行者通行量を設定し、主要10地点における1日当たり(8時間)の合計を以下の数値まで向上させる。

【目標数値①：歩行者通行量（人／日）】※自転車通行量分は除く



約4,547人／日(約5.8%)増加

#### 【現状数値】

新型コロナウイルス感染症の影響下にあった期間の数値は特異値とみなし、現状数値の算定から除外する。即ち、感染症法上の取扱いが2類相当であった令和2年度から令和4年度の結果は除外し、令和5年度及び令和6年度調査結果の平均値を現状数値とする。

#### 【目標数値】

##### (1) 姫路城を訪れる外国人観光客の回遊性向上に伴う通行量の増加 →2,472人

- 姫路城の2023年度外国人入場者数は452,300人<sup>8</sup>であり、1日あたりでは1,236人(=452,300人/366日)と試算する。
- 現在は姫路駅から姫路城まで往復のみと仮定。
- 「観光受入体制の整備」等の事業効果により商店街等への外国人の立ち寄りが増え、姫路城を訪れる外国人のうち半数(=50%)は新たに2地点を、4分の1(=25%)は新たに4地点を通過するものと仮定する。

すなわち増加する通行量は1,236人+1,236人=2,472人

(1,236人×1/2×2地点=1,236人, 1,236人×1/4×4地点=1,236人)

##### (2) ウオーカブル推進計画に基づくエリアの活性化に伴う通行量の増加→2,299人

- ウォーカブル推進計画の検証区域かつ重点区域である「大手前通りエリア」「駅西エリア」において、日常的な公共空間利活用が進み、足を運んで訪れたくなるエリア=目的地になると仮定。
- 事業効果により、主要10地点に含まれる「大手前通りエリア(2地点)」の通行量が、令和6年度調査比30%増加するものとする。

すなわち、増加する通行量は2,299人

<sup>8</sup> 令和6年4月16日 姫路城管理事務所 記者発表資料

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000027252.html>

$$((3,823\text{人}+3,840\text{人}) \times 30\%) = 2,298.9\text{人}$$

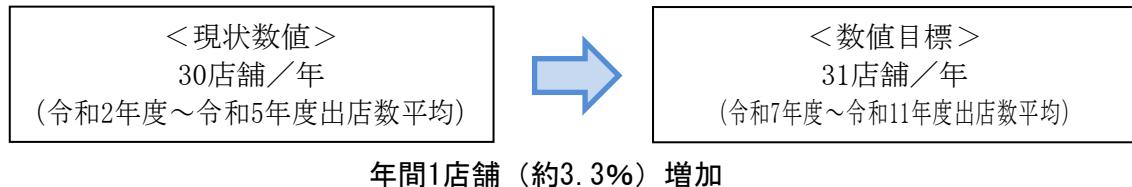
よって、各事業効果により増加する通行量は2,472人+2,299人=4,771人となる。  
目標値は91,000人(≒現状数値85,542人+4,771人=90,313人)とする。

## ② 「魅力ある商業地としての中心市街地の形成」の数値目標

### 新規出店店舗数

出店の支援を図ることによって、新規出店店舗数を以下の数値まで向上させる。

#### 【目標数値②：新規出店店舗数（店舗）】



#### 【現状数値】

前期計画中の令和2年度から令和5年度までの4年間の新規出店店舗数の1年あたりの数値、すなわち令和2年度から令和5年度までの年平均出店数を現状数値とする。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	年平均
新規出店店舗数	27	39	22	34	122	30
うち 中心市街地空き店舗対策事業 補助使用実績件数	6	14	9	11	40	10

#### 【目標数値】

前期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い令和2年度には多数の閉店が発生したが、翌年の令和3年度には居抜き物件を活用し出店数が増加する等、新型コロナウイルス感染症による突き上げや家賃補助メニューの活用による出店サイクルによる数値の下支えが見られた。一方、商店街に店舗が定着せず、地域に密着した店舗が育ちにくい等の課題が新たに問題視されるに至ったことから、中心市街地空き店舗対策事業の要綱見直し等により、引き続き中心市街地の商店街の新規出店の促進および住居一体型店舗の活用対策を実施することで、年間で31店舗の新規開店を見込む。

- (1) 中心市街地空き店舗対策事業を活用しない事業者による出店→20店舗/年
  - ・ 新規出店店舗数と中心市街地空き店舗対策事業補助使用実績件数の差より算定。
- (2) 中心市街地空き店舗対策事業の要綱見直しによる出店→11店舗/年
  - ・ 要綱改正に伴いニシャルコストへの補助による出店数を「10」と仮定。
    - ア 家賃補助メニューの撤廃により一定程度の出店減少が見込まれる。
    - イ 一方、商店街における構成業種の変更に伴い、多業種と比べ開業率も廃業率も高い飲食業<sup>9</sup>が台頭する見込み。

<sup>9</sup> 中小企業庁-2022年版小規模企業白書より

ウ 要綱改定から半年経過した令和6年度当初から9月末時点での申請状況は、前年度の同時期（令和5年度当初から9月末）と同程度の出店数（令和6年度：10店舗、令和5年度：11店舗）。

以上より、事業効果による新規出店数は前期計画期間中と同程度を見込む。

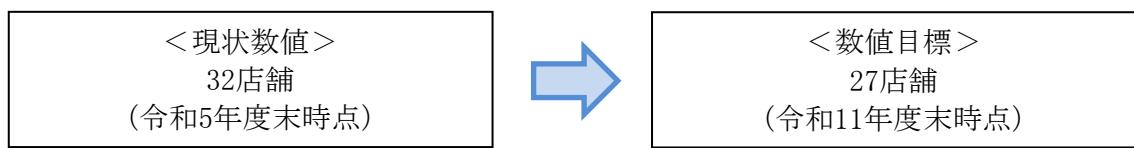
- ・ 住居一体型店舗活用に対する新規補助による出店数を「1店舗/年」と仮定。

よって、事業効果も踏まえ新規出店店舗数の目標値は31店舗（5年間の平均新規出店店舗数、累計155店舗）とする。

### 空き店舗数

出店の支援を図ることによって、空き店舗数を以下の数値まで減少させる。

#### 【補完目標：空き店舗数（店舗）】



5店舗(約16%)減少

#### 【現状数値】

令和5年度末調査<sup>10</sup>結果を現状数値とする。

#### 【目標数値】

中心市街地空き店舗対策事業および街なか創業支援事業の効果により、年間1店舗ずつ空き店舗の減少を図る。

<sup>10</sup> [https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/shokibo/b1\\_1\\_2.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/shokibo/b1_1_2.html)

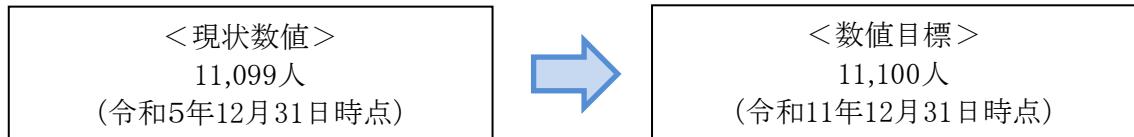
<sup>10</sup> 中心市街地商店街における空き店舗調査(姫路市) 非公表

### ③ 「多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実」の数値目標

#### 居住者数

都市機能の充実を図ることによって、居住者数を以下の数値を維持させる。

##### 【目標数値③：居住者数（人）】



##### 【現状数値】

令和5年12月31日時点の中心市街地の居住者数11,099人(住民基本台帳に基づく)を現状数値とする。

##### 【目標数値】

- (1) 当計画による施策がない場合の5年後の推定人口→10,804人(▲295人)

姫路市の将来推計人口<sup>11</sup>より、2025年の推計人口は519,967人、2030年の推計人口は506,147人であり、減少率は約2.7パーセントとなり、現状のままでは2030年(令和12年)には中心市街地の居住者数は10,804人(▲295人)となる見込み。

- (2) 事業効果による見込値→288人

- 4章及び6章に記載するハード事業により環境が整備され、居住快適性が向上することで新たなマンション建設等が進む。
- 5章に記載しているソフト事業により、都市機能の増進による都市の魅力が向上。
- 大手前通り魅力向上推進事業によるイルミネーションの実施や大手前通りにおけるほこみちの活用により「住みたいまち」としてのブランド力が向上する。
- 8章に記載している事業により、公共交通の利便性が向上する。

上記の事業効果により、計画中に新たに160戸程度の新規住宅の供給を見込み、当該住居へ中心市街地平均世帯人数(1.8人/世帯)が新たに入居する者と仮定。すなわち、事業効果により増加が見込まれる居住者数は1.8人×160戸=288人

よって、事業効果も踏まえ、居住者数の目標値は11,100人(=11,099人+295人+288人=11,092人)とする。

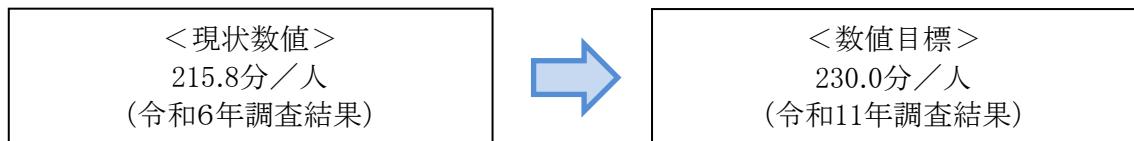
<sup>11</sup> 姫路市の将来推計人口(令和5年度12月補正值)  
<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000025479.html>

④ 「民主導による持続的なエリアマネジメントの構築」の数値目標

来街者を中心市街地での滞留時間

エリアマネジメントの構築に向けた取組みによって、来街者を中心市街地での滞留時間を以下の数値まで向上させる。

【補完目標：来街者を中心市街地での滞留時間（分／人）】



約10.9分(約6.6%)増加

【現状数値】

令和6年度まちなか来街者調査結果のうち、滞留時間の数値を現状数値とする

【目標数値】

- (1) 観光目的の来街者の滞在時間→7.4分／人増加
  - 令和6年度まちなか来街者調査の結果から、観光目的での来街者は24.6%であり、この集団の半数の滞留空間の延長を目指す。
  - 姫路城周辺施設や商店街の周知・連携により滞留時間が60分(=姫路城周辺の散策30分+商店街等での軽い飲食30分)延長する。  
すなわち増加する滞留時間は7.4分／人( $\approx 60\text{分} \times 24.6\% \times 1/2$ )
- (2) 観光目的以外の来街者のうち立ち寄り先が1か所の集団の滞在時間→2.0分／人増加
  - 令和6年度まちなか来街者調査の結果から、観光目的以外での来街者のうち、立ち寄り先が1か所のみのグループの割合は13.0%( $\approx \text{回答者数 } 17.3\% \times (1-0.246)$ )であり、この集団の半数の滞留空間の延長を目指す。
  - ウオーカブル推進計画や大手前通り魅力向上推進事業等により、魅力的な目的地を創出し立ち寄ってもらうことにより滞留時間が30分(=商店街等での軽い飲食)延長する。  
すなわち増加する滞留時間は2.0分／人( $\approx 30\text{分} \times 13.0\% \times 1/2$ )
- (3) 観光目的以外の来街者のうち立ち寄り先が2か所以下の集団の滞在時間→1.5分／人増加
  - 令和6年度まちなか来街者調査の結果から、観光目的以外での来街者のうち、立ち寄り先が2か所以下のグループの割合は29.8%( $\approx (\text{'1か所'} \text{答者数 } 17.3\% + \text{'2か所'} \text{回答者数 } 22.2\%) \times (1-0.246)$ )であり、この集団の半数の滞留空間の延長を目指す。
  - 姫路駅北にぎわい交流広場活用事業やウォーカブル推進計画等により、オープンスペースで自由に思い思いのまま過ごすことができる空間を提供することで滞留時

間が10分(=休憩等)延長する。

すなわち増加する滞留時間は1.5分/人( $\approx 10\text{分} \times 29.8\% \times 1/2$ )

よって、各事業効果により増加する通行量は7.4分+2.0分+1.5分=10.9分となる。

目標値は230分/人( $\approx \text{現状数値} 215.8\text{分}/+10.9\text{分}/\text{人} = 226.7\text{分}/\text{人}$ )とする。

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### 4.1 市街地の整備改善の必要性

###### (1) 現状分析

市街地整備は、駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）において、都市基盤施設の整備改善を行っている。また、姫路駅周辺土地区画整理事業において、南北市街地の一体化を図る交通体系の確保や都市計画道路、姫路駅北駅前広場、公園、河川などの公共施設の整備改善を行い、拠点としての街区を形成し、多機能な機能立地を進めている。これらの土地区画整理事業により、当該事業エリア周辺で民間マンションの建設が進み、居住者数が増加している。

###### (2) 事業の必要性

駅前開発事業により、まちなか居住へのニーズも高まっていることから、姫路市及び播磨の中核都市としての広い圏域を対象とした、安心して暮らしやすい環境整備が重要なとなっている。

#### 4.2 具体的事業の内容

##### (1) 法に定める特例の措置に関する事業

該当なし

##### (2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

##### (2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

##### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】姫路駅周辺土地区画整理事業

【事業実施時期】	平成元年度～令和 11 年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	本事業は、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化を図る交通体系を確保し、駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備改善を行うとともに、新都市拠点としてふさわしい街区の形成を図ることを目的とする。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
【目標指標】	③居住者数		
【活性化に資する理由】	JR 北側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、都市機能が向上することで、まちなかでのライフスタイルの多様性につながり居住快適性が増進され、「居住者数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（姫路城周辺地区（第2期））		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～ 令和 11 年度	【実施主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

**【事業名】**姫路駅南駅前広場周辺まちなみ整備事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和2年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市		
<b>【事業内容】</b>	姫路駅南駅前広場の整備により交通混雑の緩和等交通環境の改善が進んだ。整備された空間を更に高質化するため、内環状道路内において、姫路の玄関口にふさわしい、一体的かつ魅力ある美しい都市空間の形成を目指すもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
<b>【目標指標】</b>	③居住者数		
<b>【活性化に資する理由】</b>	駅南の交通環境が最適化されることで、乗用車にとっても歩行者にとっても快適なまちなかとなることで居住快適性が高まり「居住者数」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>	都市構造再編集中支援事業（姫路城周辺地区（第2期））		
<b>【支援措置実施時期】</b>	令和7年度～ 令和11年度	<b>【実施主体】</b>	国土交通省
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**都心環状道路網の整備

<b>【事業実施時期】</b>	平成21年度～令和7年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市		
<b>【事業内容】</b>	中心市街地及び都心部への通過交通を排除し、集散交通を円滑にするため、中環状、内環状、内々環状道路を骨格とした関連道路整備を図るものであり、JR山陽本線等連続立体交差事業と一体的に道路整備を行い、姫路駅周辺の交通軸の確保を行うもの。 <b>【内環状東線】</b> 延長＝400m 幅員＝30m		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
<b>【目標指標】</b>	③居住者数		
<b>【活性化に資する理由】</b>	都心交通を円滑化するとともに、安全で快適な歩行者動線を確保し、自動車・歩行者・自転車の利用環境の向上、回遊性の向上等を図ることで、まちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>	無電柱化推進事業		
<b>【支援措置実施時期】</b>	令和2年度～ 令和7年度	<b>【実施主体】</b>	国土交通省
<b>【その他特記事項】</b>			

【事業名】電線類地中化事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～令和 7 年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	中心市街地における安全かつ円滑な道路交通の確保及び都市景観の向上を目的として、電線類地中化を実施するもの。 <b>【内環状東線】延長＝800m</b>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
【目標指標】	③居住者数		
【活性化に資する理由】	円滑な道路交通が実現されることで自動車にとっても歩行者にとっても快適性が増し、さらに整理された街並みにより居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	無電柱化推進事業		
【支援措置実施時期】	令和 2 年度～ 令和 7 年度	【実施主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(土地区画整理事業)

【事業実施時期】	平成 19 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	本地区は公共施設の整備が不十分なまま市街化し、土地利用が無秩序に混在化していたことから、本事業は、都市基盤施設の整備改善並びに宅地の利用増進を図り、姫路市の主核に相応しい計画的な市街地として再生することを目的とする。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
【目標指標】	③居住者数		
【活性化に資する理由】	JR 南側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、都市機能が向上することで、まちなかでのライフスタイルの多様性につながり居住快適性が増進され、「居住者数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【実施主体】	
【その他特記事項】			

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### 5.1 都市福利施設の整備の必要性

#### (1) 現状分析

中心市街地内及びその外縁部には、姫路市市民会館やキャスパホール、アクリエひめじといった集客施設の他、姫路市立美術館、兵庫県立歴史博物館等、多くの文化施設が立地している。また、キャスティ 21 コアゾーンにおいて、大規模商業施設や医療分野に携わる専門学校が整備され、これら都市福利施設の整備事業により、周辺の歩行者通行量が増加するとともに、まちなか居住者の増加の要因になる等、にぎわいと居住環境の両面で効果を示している。

#### (2) 事業の必要性

中心市街地の活性化には、地域のコミュニティ活動を含めた多様な市民活動の活性化を図る市民活動の拠点として、市民活動・ボランティアサポートセンター等を積極的に活用する必要がある。また、子育て世代の保育や教育において、教育や地域コミュニティの施設を積極的に活用し、多世代が安心して暮らしやすい環境整備を行う必要がある。

## 5.2 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特例の措置に関する事業

該当なし

### (2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

### (2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】まちなか子育てサポート事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	姫路駅前の商業施設内に、乳幼児と保護者が交流できる場所を設け、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う地域子育て支援拠点施設を運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
【目標指標】	③居住者数		
【活性化に資する理由】	市の中心部にあり利便性が高い姫路駅前の施設に子育て支援の拠点を設け、子育て支援機能の充実を図ることにより、安心して子育てができる環境の整備につながり、まちなかで暮らす子育て世帯の増加が見込め、「居住者数」に寄与する。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金		
【支援措置実施時期】	令和7年度～ 令和11年度	【実施主体】	厚生労働省
【その他特記事項】			

【事業名】姫路駅北駅前広場みらい創造事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	これからの中駅北駅前広場について、様々な世代を巻き込んだ市民参加型のワークショップ、勉強会、社会実験を通じて駅広の未来の在り方を検討し、使用者、利用者双方がより快適で、魅力ある広場を造る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	④民主導による持続的なエリアマネジメントの構築		
【目標指標】	④来街者の中心市街地での滞留時間		
【活性化に資する理由】	ワークショップ等を通じて中心市街地活性化における市民参画を促すことで民主導のエリアマネジメントに繋がり、居心地が良い駅前空間が創出されることで中心市街地での「滞留時間」が増加する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（姫路城周辺地区（第2期））		
【支援措置実施時期】	令和7年度～ 令和11年	【実施主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】姫路駅北にぎわい交流広場活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	姫路市
【事業内容】	姫路市の中心市街地の玄関口である姫路駅北にぎわい交流広場の運用を通じ、「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」のコンセプトの実現に向けにぎわいの創出に取組む。また、「誰もが気持ちよく利用できるくつろぎと賑わいの空間を創出し、様々な活用を通じてまちなかの活性化に寄与する場」としての維持・向上のため日常的な管理を行う。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立 ④民主導による持続的なエリアマネジメントの構築		
【目標指標】	①歩行者通行量 ④来街者の中心市街地での滞留時間		
【活性化に資する理由】	来街者が思い思いに過ごせる場として管理しつつ、イベント活用を通してにぎわい創出に取組むことで、憩いの場とイベント活用される場を両立し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの推進に寄与し、「歩行者通行量」が増加する。また、広場運営事業者や広場利用者が広場を使いこなすことで、姫路市の玄関口としての当エリアの価値が向上し、わざわざ立ち寄り滞在したくなる空間として成熟することで、「滞在時間」の増加が見込まれる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【実施主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】**動物園運営事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度
<b>【実施主体】</b>	姫路市
<b>【事業内容】</b>	「レクリエーション」、「教育」、「自然保護」、「調査・研究」を目的として、動物を飼育・保護し、また、動物に関して研究・教育を行う事業を実施する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	姫路城下において、幼児から楽しめる事業を実施することで、多様な市街地の魅力が高まり、多くの市民や観光客のまちなかへの誘引に寄与し、「歩行者通行量」の増加が見込まれる。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**姫路市立美術館運営事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度
<b>【実施主体】</b>	姫路市
<b>【事業内容】</b>	美術品等の展示、収集及び保管並びに美術に関する調査及び研究、講演会、講習会、講座等を開催するなど必要な事業を行う。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	姫路市立美術館では、美術品等を展示して市民等の美術品を鑑賞する機会を拡大し、地域における文化芸術の振興を図るとともに、文化についての理解を深めることを目的とする観光の推進を行い、国内外からの観光旅客の来訪の促進を図っている。また、美術館は、国の登録有形文化財である建造物を活かして、特別史跡姫路城跡周辺の歴史的景観を保存及び継承するとともに、地域の文化観光の推進の拠点として姫路城周辺の魅力や周遊性を高めることは、「歩行者通行量」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】** 県立はりま姫路総合医療センター連携事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市		
<b>【事業内容】</b>	県立はりま姫路総合医療センターと連携し、医療従事者を育成することにより、播磨姫路医療圏域において安定的・継続的に高度で専門的な医療サービスを提供できる体制を構築するとともに、地域医療の担い手の確保に繋げる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
<b>【目標指標】</b>	③居住者数		
<b>【活性化に資する理由】</b>	高度で専門的な医療サービスを提供できる体制を構築することにより、地域住民の心理的安全性と生活の質の向上を実現し、「居住者数」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】** 街なかマナーアップ向上事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市		
<b>【事業内容】</b>	対象区域内において、路上喫煙やごみのポイ捨て等に関して市民のマナーアップ向上を啓発する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
<b>【目標指標】</b>	③居住者数		
<b>【活性化に資する理由】</b>	路上喫煙やごみのポイ捨て等を減らし、まちの美化と良好な環境が形成されることで居住快適性が増し、「居住者数」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**市民活動・ボランティアサポートセンター事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市		
<b>【事業内容】</b>	市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業を展開し、市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進め、市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成など市民参画と協働のまちづくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
<b>【目標指標】</b>	③居住者数		
<b>【活性化に資する理由】</b>	年齢・性別・国籍等を問わずさまざまな人による市民活動やボランティア活動を促進することで、地域住民が愛着を持つことに繋がり、多様な人々が居心地よく安心・安全で健康に暮らせるようになることで「居住者数」が増加する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**男女共同参画推進センター管理運営事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市		
<b>【事業内容】</b>	男女共同参画推進センターの管理運営業務をはじめ、センターの機能を活用し男女がそれぞれ自立し、お互いの人権を尊重して、個性と能力を発揮しながら社会のあらゆる分野に共同して参加・参画することができる社会の実現に向け、学習啓発、情報提供、相談等の事業を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
<b>【目標指標】</b>	③居住者数		
<b>【活性化に資する理由】</b>	様々な講座や講演会などの開催や情報発信により、子ども、若者、女性、高齢者などの多様な人が自らの能力を発揮し、意思を反映できる男女共同参画社会を実現することで、まちなかがインクルーシブな場となり、「居住者数」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**国際交流センター運営事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度
<b>【実施主体】</b>	姫路市
<b>【事業内容】</b>	地域の国際化の拠点として、日本語教室・交流イベント・講演会の開催、登録団体の活動支援等を実施する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
<b>【目標指標】</b>	③居住者数		
<b>【活性化に資する理由】</b>	多文化共生社会の実現と国際交流の推進を基本理念に、全ての市民が国籍に関わらず地域住民として能力を最大限に発揮できるような地域づくりを進めることで、多様性（ダイバーシティ）と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現に繋がり、「居住者数」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**好古園活用事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度
<b>【実施主体】</b>	姫路市
<b>【事業内容】</b>	世界遺産姫路城を借景にした本格的な日本庭園を持つ「好古園」を指定管理により活用する、

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	姫路城下において、レストランや茶室を同敷地に持つ本格的な日本庭園を運営する事は、多様な市街地の魅力を高め、多くの市民や観光客が足を延ばすきっかけになり、「歩行者通行量」の増加が見込まれる。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**旧市場跡地活用(新高校建設)事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度
<b>【実施主体】</b>	姫路市
<b>【事業内容】</b>	旧中央卸売市場跡地（手柄地区）において、令和8年度に姫路高校の校地に開校する新市立高等学校の新校舎建設、移転に向けた計画、整備を進める。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	姫路市立高等学校の新校舎を新たな都市機能の一つとして中心拠点に設置することで、中心市街地における交流人口が増加し、新たなにぎわいの創出が期待できる。これにより、まちなかの経済活力が向上し、多くの市民が便利で居心地の良い生活環境が整備されるとともに、周辺施設の利用者数の増加も見込まれ、「歩行者通行量」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**まちづくりステーション「街の駅」運営事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路商工会議所		
<b>【事業内容】</b>	二階町商店街内に、トイレや授乳・おむつ交換室等を備えた情報発信施設「街の駅」を運営する。展示会や様々なイベントも実施し、訪れた人が気軽に参加し、ふれあいを深める拠点の側面も有する。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	市民はもとより観光客も気軽に立ち寄れるにぎわい交流拠点の一つとして事業展開を行うことで、中心市街地の拠点性の向上をはじめ、にぎわいの創出や回遊性の向上につながるものであり、もって「歩行者通行量」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**西二階町コミュニティホール「七福座」活用事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度
<b>【実施主体】</b>	西二階町商店街振興組合
<b>【事業内容】</b>	西二階町商店街にコミュニティホールを設置し、集客イベント（例：落語イベント等）等で活用する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	定期的に落語イベントやお笑いライブ等の集客イベントを実施することで、姫路城と姫路駅を結ぶ都心軸である大手前通りから西側への回遊を促し、商店街のにぎわい創出にもつながり、「歩行者通行量」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業に関する事項

### 6.1 まちなか居住の推進の必要性

#### (1) 現状分析

中心市街地の居住者は、令和6年時点で 11,033 人となっており、令和元年以降増加傾向にある。一方、姫路市全域においては平成 21 年以降人口減少に転じており、令和6年には 51 万人代に突入している。

また、超高齢化社会を迎える中、中心市街地の高齢者人口比率は減少傾向となっている。これは、近年の民間によるマンション建設の急増により、若者世代の流入が増加している影響と考えられる。しかしながら、高齢者人口は増加傾向にあることや、多様化する社会に対応したダイバーシティ化、インクルーシブ化など、だれにとっても居心地が良いまちなかの形成も重要となる。

#### (2) 事業の必要性

多様な都市機能を集積することにより、中心市街地の魅力をさらに向上させるとともに、すべての人が安全で安心して快適に生活できる居住環境の整備を進める等、まちなか居住の魅力を高めていく必要がある。また、市街地における都市基盤整備や建築物の耐震化等を進めることにより、防災性を向上させるとともに、まちなか居住人口の増加を図る施策を推進する必要がある。

## 6.2 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特例の措置に関する事業

該当なし

### (2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

### (2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】姫路駅周辺土地区画整理事業（再掲）

【事業実施時期】	平成元年度～令和 11 年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	本事業は、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化を図る交通体系を確保し、駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備改善を行うとともに、新都市拠点としてふさわしい街区の形成を図ることを目的とする。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
【目標指標】	③居住者数		
【活性化に資する理由】	JR 北側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、都市機能が向上することで、まちなかでのライフスタイルの多様性につながり居住快適性が増進され、「居住者数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（姫路城周辺地区（第 2 期））		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～ 令和 11 年度	【実施主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(土地区画整理事業)(再掲)

【事業実施時期】	平成 19 年度～令和 9 年度
【実施主体】	姫路市
【事業内容】	本地区は公共施設の整備が不十分なまま市街化し、土地利用が無秩序に混在化していたことから、本事業は、都市基盤施設の整備改善並びに宅地の利用増進を図り、姫路市の主核に相応しい計画的な市街地として再生することを目的とする。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
【目標指標】	③居住者数		
【活性化に資する理由】	JR 南側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、都市機能が向上することで、まちなかでのライフスタイルの多様性につながり居住快適性が増進され、「居住者数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【実施主体】	
【その他特記事項】			

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他 の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

### 7.1 経済活力の向上の必要性

#### (1) 現状分析

小売業の事業所数、従業員数、年間商品販売額については、本市全体、中心市街地のそれにおいて、平成 24 年から平成 28 年にかけて増加しているが、令和 3 年では減少している。空き店舗については平成 30 年度に 31 店舗であったが、令和 2 年以降は 32～50 店舗で推移している。

また、ウォーカブルの推進等、再整備された大手前通りを活用することで、滞在型観光やまち歩き観光等の推進に取組んでいる。

#### (2) 事業の必要性

空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正配置を図り、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や回遊性の向上を図る必要がある。

また、空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けた取組みが必要となる。

## 7.2 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特例の措置に関する事業

該当なし

### (2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】中心市街地空き店舗対策事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	姫路市、姫路商工会議所、商店街等		
【事業内容】	空き店舗への出店に対する支援を行い、新たな魅力ある店舗等の出店を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	②魅力ある商業地としての中心市街地の形成		
【目標指標】	②新規出店店舗数、②' 空き店舗数		
【活性化に資する理由】	市が商工会議所や商店街と連携し、中心市街地の商店街の空き店舗への出店希望者に対し、改修に係る経費の一部を補助する。創業のノウハウを身に着けるセミナーの受講を条件に付することで、ワンパッケージ支援となっている。課題や時流に応じて要綱を見直すことで、中心市街地の商店街における出店が促進され、「新規出店店舗数」の増加及び「空き店舗数」の減少に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～ 令和12年3月	【実施主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】商店街にぎわい創出事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	姫路市、姫路商工会議所、商店街等
【事業内容】	商店街等が、商店街の活性化のために実施するにぎわい創出事業を展開する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立 ②魅力ある商業地としての中心市街地の形成		
【目標指標】	①歩行者通行量 ②新規出店店舗数、②' 空き店舗数		
【活性化に資する理由】	店主が講師となり各店の専門知識や特徴を活かし少人数のゼミナールを各店で開催する「姫路得とくゼミナール」等、商店街自身がにぎわい創出事業を企画・実施することで、商店街の魅力が向上し、来訪頻度が向上することで「歩行者通行量」の増加に寄与する。また、にぎわい創出事業により商店街のエリア価値が高まることで出店先としての期待値が向上し、「新規出店店舗数」の増加及び「空き店舗数」の減少にも寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～ 令和12年3月	【実施主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】街なか創業支援事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	姫路市
【事業内容】	まちなかの活性化に効果的に魅力ある店舗の創業を希望する意欲的な若者等が挑戦しやすい環境づくり及び支援を行う。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	②魅力ある商業地としての中心市街地の形成		
【目標指標】	②新規出店店舗数、②' 空き店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の商店街以外のエリアにおいて、空き店舗を活用して創業する事業者へ、改修費および広告宣伝費の一部を補助する。意欲的な若手事業者等に対し事業が軌道に乗るまでの一定期間を定めて内装設備工事費等に対する支援を行うことは、商業地としての魅力向上に繋がり、「新規出店店舗数」の増加及び「空き店舗数」の減少に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～ 令和12年3月	【実施主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

**【事業名】**姫路城周辺観光推進事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	姫路市、民間事業者		
【事業内容】	姫路城周辺エリアにおいてにぎわい創出事業を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立 ④民主導による持続的なエリアマネジメントの構築		
【目標指標】	①歩行者通行量 ④来街者の中心市街地での滞留時間		
【活性化に資する理由】	世界遺産姫路城周辺環境の向上のほか、城と相乗効果のある魅力的なイベント（『観桜会・観月会』等）を実施することで市内外からの誘客が見込まれ、「歩行者通行量」の増加に寄与する。また、同時に民間事業者がエリア価値の高まるアクションを起こすことで、中心市街地内に目的地が増え、「滞留時間」の増加が見込まれる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～ 令和12年3月	【実施主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

**【事業名】**姫路公園活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	民間団体（協議会等）		
【事業内容】	姫路公園においてにぎわい創出事業を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
【目標指標】	①歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	集客力のあるイベント（『ひめじぐるめらんど』『全国陶器市』等）を開催することで市内外からの誘客が促進され、「歩行者通行量」の増加が見込まれる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～ 令和12年3月	【実施主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

**【事業名】**姫路市文化コンベンションセンター活用事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度
<b>【実施主体】</b>	姫路市、指定管理者
<b>【事業内容】</b>	アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）を活用した文化事業等を行う。また、近隣施設や商店街との連携により、来館者の回遊性向上を図る。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立 ④民主導による持続的なエリアマネジメントの構築		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量 ④来街者の中心市街地での滞留時間		
<b>【活性化に資する理由】</b>	アクリエひめじの来館者の中心市街地への回遊性が高まることで、「歩行者通行量」が増加する。また、指定管理者の自主事業等でまちなかの関係者と連動で事業を行うことで、中心市街地全体の魅力が向上し「滞留時間」が増加する。		
<b>【支援措置名】</b>	中心市街地活性化ソフト事業		
<b>【支援措置実施時期】</b>	令和7年4月～ 令和12年3月	<b>【実施主体】</b>	総務省
<b>【その他特記事項】</b>	区域内		

**【事業名】** ウォーカブル推進事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市、民間事業者、自治会等		
<b>【事業内容】</b>	歩きたくなるまちなかを目指し、日常的な公共空間利活用を進めるため、地域の自治会や団体が主体となり社会実験等を実施する。実施の支援を行うとともに、効果や課題の検証、具体的な利活用の仕組みづくり等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立 ④民主導による持続的なエリアマネジメントの構築		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量 ④来街者の中心市街地での滞留時間		
<b>【活性化に資する理由】</b>	民間事業者または住民が、向こう三軒両隣の範囲の公共空間の活用を通じ、自らが属するエリアの活性化に取組むことで、中心市街地内に魅力的なエリアが点在するようになり、目的地が増えることにより「歩行者通行量」及び「滞留時間」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>	中心市街地活性化ソフト事業		
<b>【支援措置実施時期】</b>	令和7年4月～ 令和12年3月	<b>【実施主体】</b>	総務省
<b>【その他特記事項】</b>	区域内		

**【事業名】** リノベーションまちづくりの推進

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市、民間事業者		
<b>【事業内容】</b>	姫路駅西エリアを中心に、民間事業者のノウハウを用いた遊休不動産の活用を通して地域課題の解決に取組むリノベーションまちづくりを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	④民主導による持続的なエリアマネジメントの構築		
<b>【目標指標】</b>	④来街者の中心市街地での滞留時間		
<b>【活性化に資する理由】</b>	地域課題の解決に向けてエリアが一体となりリノベーションまちづくりに取組むことで、民間事業者同士の結束が深まり、エリア価値がさらに向上することでわざわざ立ち寄りたくなる「目的地」となることで、中心市街地での「滞留時間」が増加する。		
<b>【支援措置名】</b>	中心市街地活性化ソフト事業		
<b>【支援措置実施時期】</b>	令和7年4月～ 令和12年3月	<b>【実施主体】</b>	総務省
<b>【その他特記事項】</b>	区域内		

【事業名】大手前通り魅力向上推進事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	姫路市、ほこみち制度における占用者
【事業内容】	「歩いて楽しい、大好きなお城への道～「ひと」が集い「まち」とつながる大手前通り～」をコンセプトに再整備された大手前通りにおいて、人が滞留し、にぎわいのある魅力的な空間創出を目指し、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度による日常的な活用及びイベント活用を通じて大手前通りのエリア価値向上に取組む。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立 ③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実 ④民主導による持続的なエリアマネジメントの構築		
【目標指標】	①歩行者通行量 ③居住者数 ④来街者の中心市街地での滞留時間		
【活性化に資する理由】	本市のメインストリートが滞留可能な空間となり、居心地が良く歩きたくなるまちなかが形成され、「歩行者通行量」が増加する。また、滞留可能な環境が整備されることで、近隣住民にとってサードプレイスとしても機能することで生活の場が充実し、「居住者数」の増加に繋がる。さらに、イルミネーションの実施や民間事業者による主体的なほこみち活用により、エリア価値が高まるアクションが生まれ、大手前通りが目的地となることで「滞留時間」が増加する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～ 令和12年3月	【実施主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

**【事業名】**姫路駅北にぎわい交流広場イルミネーション事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	JR西日本アーバン開発株式会社、姫路市		
<b>【事業内容】</b>	冬季の姫路駅前ににぎわい創出の一環として、姫路駅北にぎわい交流広場において、広場に隣接するJR西日本アーバン開発株式会社と広場を管理・運営する姫路市が共同でイルミネーションを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」の理念を踏襲し、冬季期間に楽しめるイルミネーションを実施するだけでなく、にぎわい創出イベントも同時展開することで中心市街地への来街者が増加し、「歩行者通行量」の増加が見込まれる。		
<b>【支援措置名】</b>	中心市街地活性化ソフト事業		
<b>【支援措置実施時期】</b>	令和7年4月～ 令和12年3月	<b>【実施主体】</b>	総務省
<b>【その他特記事項】</b>	区域内		

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】姫路駅東西自由通路等にぎわい創出事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	姫路駅北駅前広場を中心に様々な取組みにより実施されているにぎわいを、東西自由通路を通じて南側やコアゾーンへも広げていくために、社会実験等を実施して活性化の方策を検討する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
【目標指標】	①歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	東西自由通路等におけるイベント実施等を通じてにぎわいを創出し、東西自由通路等が目的地となること及び回遊性の向上により「歩行者通行量」が増加する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（姫路城周辺地区（第2期））		
【支援措置実施時期】	令和7年度～ 令和11年度	【実施主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】(仮称)観光交流センター整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和8年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	さらなる観光産業の成長に向けて、姫路駅と姫路城の中間地点に位置する大手前通り沿道に新たな観光拠点施設を整備し、観光DXによる情報発信の強化や姫路・播磨地域の地場產品等の展示・販売などにより、回遊性の向上及び観光消費の拡大につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
【目標指標】	①歩行者通行量、④来街者の中心市街地での滞留時間		
【活性化に資する理由】	本市中心市街地に観光交流の拠点となる施設を整備し、観光サービスの質を向上させるとともに、本市の素晴らしい魅力を伝達することで、この場所をきっかけに”姫路”を知り、誰かに話したくなるような、また訪れたくなるような場所を目指すことで「歩行者通行量」及び「来街者の中心市街地での滞留時間」に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（姫路城周辺地区（第2期））		
【支援措置実施時期】	令和7年度～ 令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

**【事業名】商店街整備事業**

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	姫路市、姫路商工会議所、商店街等		
【事業内容】	商店街のイメージアップや老朽化対策を行いエリア価値の向上及び活性化に取り組むため、各種整備事業を展開する。		
<b>活性化を実現するための位置付け及び必要性</b>			
【目標】	②魅力ある商業地としての中心市街地の形成		
【目標指標】	②新規出店店舗数、②'空き店舗数		
【活性化に資する理由】	イメージアップや老朽化対策のために整備事業を行うことで、商店街のエリア価値が向上され、出店促進に繋がり、「新規出店店舗数」の増加及び「空き店舗数」の減少につながる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【実施主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】音楽のまち・ひめじ事業**

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	「音楽を通して人と人との結び、まちづくりにつなぐ」をコンセプトに、年間を通して「まちかどコンサート」「ふらっとお散歩コンサート」などの事業や、区域内施設を活用した音楽事業などの一連の事業を実施する。また、JR姫路駅コンコースにストリートピアノを設置する。		
<b>活性化を実現するための位置付け及び必要性</b>			
【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
【目標指標】	①歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	姫路城周辺や姫路駅北にぎわい交流広場などの、市民や観光客など多く集う場所でのコンサートやストリートピアノの活用により、街中に音楽があふれ、中心市街地での回遊性が向上し、「歩行者通行量」の増加が見込まれる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【実施主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】**まちなかイルミネーション連携事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市、民間事業者、商店街等		
<b>【事業内容】</b>	公民が協働して取組む地域連携事業の一環として、冬季に各事業者が実施するイルミネーション事業の一体的な広報に取組む。また事業者らと姫路市が合同でイベント等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	④民主導による持続的なエリアマネジメントの構築		
<b>【目標指標】</b>	④来街者の中心市街地での滞留時間		
<b>【活性化に資する理由】</b>	一体的な広報展開により観光地としての認知度を高めるほか、各事業者の主体的な企画の発案が促進され、まちなかの魅力向上につながり、「滞留時間」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**郊外農林水産業と連携した街なか活性化事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市		
<b>【事業内容】</b>	旬の農産物 PR イベント		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	本イベントは、消費者の認知度向上を図ることでブランド価値を高めることを目的として実施しており、姫路駅北にぎわい交流広場等で市内外の方を対象に旬の農産物の特長や栽培方法など生産者のこだわりを紹介する催事をを行うことでまちなかへの来街者が見込め、「歩行者通行量」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**公衆無線 LAN 運用事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和 7 年度～令和 11 年度
<b>【実施主体】</b>	姫路市、姫路商工会議所
<b>【事業内容】</b>	公衆無線 LAN (Wi-Fi) を運用することで、まちなかの滞在快適性を向上させるとともに、国内外を問わず来街者の利便性の向上に寄与する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	商店街を中心に姫路駅から姫路城にかけて公衆無線 LAN (Wi-Fi) を運用することで、来街者への利便性が向上する。すなわち、当事業が居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの環境の整備に寄与することで、「歩行者通行量」が増加する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**観光受入体制の整備

<b>【事業実施時期】</b>	令和 7 年度～令和 11 年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市、民間事業者		
<b>【事業内容】</b>	観光案内所の運営や観光ガイドの運用により「国際観光都市」にふさわしいおもてなしの体制づくりに取り組む。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	観光ガイドや観光案内所での多言語対応等に取り組んで、国内のみならず海外からの来訪客にとっても訪れたいまちとしての価値が向上し、「歩行者通行量」が増加する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

【事業名】デジタル活用介護予防推進事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和11年度
【実施主体】	姫路市
【事業内容】	<p>フレイル予防アプリを導入し、歩いたり、脳トレをしたり、イベントに参加することで、「ひめさんぽ」を貯めることができる。</p> <p>※「ひめさんぽ」とは、住み慣れた姫（ひめ）路で散（さん）歩して健康になるポイントで、キャッシュレス決済サービスに交換が可能</p>

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
【目標指標】	①歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	高齢者が気軽に健康活動に取り組める当事業により、フレイル予防を目的とした外出が増加し、中心市街地においても「歩行者通行量」の増加が見込まれる		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【実施主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 中心市街地の諸課題解決のための官民協議の場づくり

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	姫路商工会議所、商店街等		
【事業内容】	官民協議の場として、中心市街地における諸課題の共有や将来のあるべき姿など、定期的にまちなかの事業者等の声を聴く場づくりを行っていく。 また、民間のノウハウを活用した持続可能なまちづくりのため、研修等により社会課題やその対応策を学ぶことで主体的なプレイヤーの育成に努め、もって民主導のエリアマネジメントを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	④民主導のエリアマネジメントの構築		
【目標指標】	④来街者の中心市街地での滞留時間		
【活性化に資する理由】	変動する社会課題やその解決策を協議する場の設置を行い、併せて、課題解決に必要な事業や施策を検討すると共にまちづくりを支える人材養成につながる研修会等を開催することで、民間事業者のノウハウを活かし社会課題の解決に向け具体的なアクションを起こすプレイヤーの育成が期待でき、かつ民間事業者同士のつながりが生まれることで民主導のエリアマネジメントが推進され、魅力的なエリアが増えることで「滞留時間」の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【実施主体】	
【その他特記事項】			

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### 8.1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

#### (1) 現状分析

中心市街地内の代表的な交通手段としては、自動車への依存度が高いものの、都心環状道路網の整備による通過交通の削減等の効果もあり、中心市街地内の自動車交通量は、漸減傾向にある。

また、中心市街地は、地形的に平坦であり、まちなかを回遊する際の自転車利用に適している。シェアサイクルも令和5年度にサービスをリニューアルしており、観光客及び居住者や従業者に利用しやすいサービスに向けた取組みを行っている。

#### (2) 事業の必要性

徒歩と公共交通を中心とした、快適に移動できるまちづくりを進めるため、人と環境にやさしい回遊性の高い都心空間を創出するとともに、発達した公共交通機関を活用することで、安全で快適な歩行者空間の確保と公共交通機関の利便性の向上を図る必要がある。

また、中心市街地における身近で手軽な移動手段として自転車を活用するために、自転車と歩行者が共存する道路空間の改善等、自転車利用環境の整備を進める必要がある。

再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、将来ビジョンの作成や利活用推進のための組織支援、公共空間利活用の法制度の活用を進め、大手前通りのエリア価値向上に取り組む必要がある。

## 8.2 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特例の措置に関する事業

該当なし

### (2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】姫路城周辺観光ループバス事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	神姫バス(株)		
【事業内容】	姫路城周辺を巡るループバスを運行する。 運行日：土・日・祝日（27便／日）、平日（16便／日） ルート：姫路駅前～大手門前～郵便局前～美術館前～ 博物館前～清水橋～好古園前～大手前通り～ 姫路駅前 料金：大人1回券210円 1日券600円（小人は半額） ※運行主体である神姫バス(株)へ補助金を交付し実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
【目標指標】	①歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	姫路駅と姫路城周辺の主要な観光施設間の移動を容易にするものであり、観光客の手軽な交通手段として運行することにより、中心市街地での回遊性の向上に繋がり、「歩行者通行量」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～ 令和12年3月	【実施主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※一部区域外を航行するが、当該路線も含めて対象とする		

### (2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】公共交通バリアフリー化促進事業(バス)

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	姫路市
【事業内容】	ノンステップバスの購入に要する費用の一部を補助することでバリアフリー化を促進し、市民の交通利便性の向上、高齢者や障害者等が容易に利用できる交通環境の実現を図る。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
【目標指標】	③居住者数		
【活性化に資する理由】	バスのバリアフリー化により移動の快適性を向上させ、多様な人々が暮らしやすい環境の実現を図ることで、「居住者数」の向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【実施主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】自転車利用環境整備事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和11年度		
【実施主体】	姫路市		
【事業内容】	姫路駅周辺の放置自転車対策及び駐輪場の整備		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
【目標指標】	③居住者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における放置自転車対策と駐輪環境の整備により適切な自転車利用を推進することで、中心市街地の安全性、利便性が向上し、居住快適性が高まることで「居住者数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【実施主体】	
【その他特記事項】			

**【事業名】**シェアサイクル事業

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和10年度
<b>【実施主体】</b>	姫路市
<b>【事業内容】</b>	市民や観光客が市内を円滑に移動できる電動アシスト自転車によるシェアサイクル事業を実施

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	③多様な人を包摂する市民の暮らし・生活の場の充実		
<b>【目標指標】</b>	③居住者数		
<b>【活性化に資する理由】</b>	中心市街地における手軽な交通手段であるシェアサイクルの利便性が高まることで、まちなかでの移動が容易となることから居住快適性が高まり「居住者数」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

**【事業名】**姫路城と調和した都市景観の形成

<b>【事業実施時期】</b>	令和7年度～令和11年度		
<b>【実施主体】</b>	姫路市		
<b>【事業内容】</b>	姫路城と調和した美しい景観の形成に向けて、規制誘導を行う。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

<b>【目標】</b>	①にぎわいと感動にあふれる中心市街地の確立		
<b>【目標指標】</b>	①歩行者通行量		
<b>【活性化に資する理由】</b>	世界遺産姫路城と周辺のエリアが調和した、美しく魅力的な景観形成が進むことで、都市としての魅力が向上し市内外からの誘客が見込まれ、「歩行者通行量」の増加に寄与する。		
<b>【支援措置名】</b>			
<b>【支援措置実施時期】</b>		<b>【実施主体】</b>	
<b>【その他特記事項】</b>			

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### 9.1 本市の推進体制の整備

#### (1) 中心市街地活性化を担当する組織

本市は、平成19年4月に産業局内に「中心市街地活性化推進室」を設置し、関係部局と調整を図りながら、計画の推進体制を強化するとともに、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行う。

#### (2) 中心市街地活性化基本計画策定会議・幹事会の設置

前計画を総括的に評価するとともに、新計画策定に向け定例局長会議で重要案件として報告するとともに、必要に応じ当会議終了後に策定会議を開催し、素案概要等を説明する。また、関係課で組織する幹事会を開催し、実務レベルで検討を行う。

#### < 定例局長会議(中心市街地活性化基本計画策定会議)の構成 >

役職
市長、副市長、代表監査委員、教育長、教育次長、医監、総合教育監、政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、農林水産環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、観光経済局長、観光経済局理事、都市局長、都市局理事、建設局長、会計管理者、デジタル戦略本部副本部長、上下水道事業管理者、上下水道局次長、消防長、議会事務局長

#### < 中心市街地活性化基本計画策定会議幹事会の構成 >

区分	役職
幹事長	商工労働部長
副幹事長	産業振興課主幹
幹事	企画政策室主幹、ひめじ創生戦略室主幹、市民活動推進課長、男女共同参画推進センター館長、美化業務課長、農政総務課長、中央卸売市場副場長、地域医療課長、高齢者支援課長、こども総務課長、こども支援課長、観光コンベンション室主幹、美術館総務課長、文化国際課長、動物園長、姫路城総合管理室特別史跡管理担当主幹、姫路城管理事務所長、産業振興課長、企業立地課長、都市計画課長、まちづくり指導課長、姫路駅周辺・阿保地区整備課長、地域公共交通課長、道路総務課長、道路管理課長、街路建設課長、教育企画室主幹
事務局	産業振興課 中心市街地活性化推進室

(開催状況)

年月日	会議(内容)
令和6年2月15日	第1回幹事会(府内検討体制・策定スケジュール他)
令和6年5月23日	第2回幹事会(現行計画の総括、次期計画の概要他)
令和6年6月3日	第1回策定会議(現行計画の総括、次期計画の概要他)
令和6年8月27日	第3回幹事会(新計画素案他)
令和6年10月4日	第2回策定会議(新計画素案他)

## 9.2 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 協議会の概要

中心市街地活性化協議会の概要は、以下に示すとおりである。

設立日	平成20年11月	
構成団体	法第15条第1項第1号に該当する団体	株式会社まちづくり姫路 (市の議決権割合:17.4%)
	法第15条第1項第2号に該当する団体	姫路商工会議所

(2) 協議会の構成員及び開催状況

< 構成員 >

(令和6年10月現在)

役 職	所属団体名	役職名
会 長	姫路商工会議所	会頭
副会長	姫路市	副市長
	(株)まちづくり姫路	取締役
委 員	(株)赤鹿建設	代表取締役社長
	阿比野建設(株)	代表取締役社長
	(株)伊勢屋本店	代表取締役社長
	大阪ガス(株)	姫路地区支配人
	大手前通り街づくり協議会	会長
	小溝筋商店街振興組合	代表理事
	(株)銀ビルストアー	代表取締役
	ゴダイ(株)	執行役員開発本部本部長
	(株)山陽百貨店	代表取締役社長
	神姫バス(株)	代表取締役会長
	NPO法人スローソサエティ協会	理事長
	但陽信用金庫姫路支店	支店長
	(株)南極	取締役
	西二階町商店街振興組合	理事長
	(株)白鷺陣屋	代表取締役
	(株)ハトヤ	取締役会長
	播州建材(株)	代表取締役社長
	播州信用金庫駅前支店	支店長
	姫路駅西地区まちづくり協議会	会長
	(株)フェスタ	代表取締役専務
	姫路駅前商店街振興組合	理事長

姫路駅前商店会	会長
姫路おでん協同組合	理事長
NPO法人姫路コンベンションサポート	理事長
(公社)姫路観光コンベンションビューロー	副理事長
姫路市商店街連合会	会長
姫路商工会議所女性会	会長
姫路城下町街づくり協議会	
姫路信用金庫	総務部長
姫路不動産㈱	代表取締役会長
姫路御幸通商店街振興組合	理事長
ヤマサ蒲鉾㈱	代表取締役社長

< 開催状況 >

年月日	会議（内容）
平成 20 年 11 月 11 日	第 1 回総会（設立総会）
平成 21 年 6 月 16 日	第 2 回総会（20 年度事業報告及び収支決算、21 年度事業計画及び収支予算等）
平成 21 年 8 月 12 日	第 3 回総会（前々計画に対する意見等）
平成 22 年 6 月 1 日	第 4 回総会（21 年度事業報告及び収支決算、22 年度事業計画及び収支予算等）
平成 23 年 3 月 23 日	第 5 回総会（役員選任）
平成 24 年 3 月 9 日	第 6 回総会（22 年度事業報告及び収支決算、23 年度事業計画及び収支予算等）
平成 24 年 6 月 29 日	第 7 回総会（23 年度事業報告及び収支決算、24 年度事業計画及び収支予算、中活計画中間報告等）
平成 24 年 10 月 22 日	第 8 回総会（前々計画変更等）
平成 25 年 3 月 14 日	第 9 回総会（前々計画変更等）
平成 26 年 3 月 31 日	第 10 回総会（24 年度事業報告及び収支決算、25 年度事業計画及び収支予算、前々計画変更等）
平成 26 年 7 月 30 日	第 11 回総会（25 年度事業報告及び収支決算、26 年度事業計画及び収支予算、前計画策定等）
平成 26 年 10 月 23 日	第 12 回総会（前計画・前々計画変更に対する意見等）
平成 27 年 6 月 25 日	第 13 回総会（26 年度事業報告及び収支決算、27 年度事業計画及び収支予算、前計画に対する意見等）
平成 27 年 10 月 23 日	第 14 回総会（前計画に対する意見等）
平成 28 年 7 月 5 日	第 15 回総会（27 年度事業報告及び収支決算、28 年度事業計画及び収支予算等）
平成 28 年 10 月 17 日	第 16 回総会（前計画に対する意見等）
平成 29 年 2 月 8 日	第 17 回総会（前計画に対する意見等）
平成 29 年 7 月 31 日	第 18 回総会（28 年度事業報告及び収支決算、29 年度事業計画及び収支予算等）
平成 30 年 2 月 9 日	第 19 回総会（前計画に対する意見等）

平成 30 年 4 月 24 日	第20回総会（29年度事業報告及び収支決算、30年度事業計画及び収支予算等）
平成 30 年 6 月 20 日	前計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
平成 31 年 2 月 18 日	前計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
令和 元 年 7 月 16 日	第21回総会（30年度事業報告及び収支決算、31年度事業計画及び収支予算等）
令和 元 年 10 月 1 日	第22回総会（新計画に対する意見等）
令和 2 年 2 月 21 日	前計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
令和 2 年 4 月 22 日	第23回総会（元年度事業報告及び収支決算、2年度事業計画及び収支予算等）
令和 3 年 1 月 25 日	第24回総会（新計画変更に対する意見等）
令和 3 年 5 月 13 日	第25回総会（新計画変更に対する意見等）
令和 4 年 4 月 26 日	第26回総会（令和3年度事業報告及び収支決算、令和4年度事業計画及び収支予算等）
令和 5 年 1 月 11 日	書面による意見聴取（新計画変更に対する意見）
令和 5 年 7 月 4 日	第27回総会（令和4年度事業報告及び収支決算、令和5年度事業計画及び収支予算等）
令和 5 年 12 月 27 日	第28回総会（第3期計画終了後の対応並びに第4期計画策定へのスケジュール等）
令和 6 年 5 月 9 日	第29回総会（第3期計画の進捗状況並びに第4期計画の骨子案等）
令和 6 年 10 月 10 日	第30回総会（第4期姫路市中心市街地活性化基本計画（案）の説明および意見聴取）
令和 7 年 6 月 3 日	第31回総会（（令和6年度事業報告及び収支決算、令和7年度事業計画及び収支予算、新計画変更に関する意見）

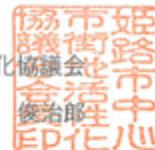
### (3) 新計画に対する意見

2024（令和6）年11月8日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市中心市街地活性化協議会

会長 斎木 優治郎



#### 第4期 姫路市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

姫路市中心市街地活性化協議会は、第4期姫路市中心市街地活性化基本計画（案）（計画期間：令和7年4月～令和12年3月 以下、第4期中活計画（案））に関し、令和6年10月10日開催の総会において協議した結果、第4期中活計画（案）に対する意見書を次の通り提出する。

第4期中活計画（案）は、基本的な方針や前計画より継続して設定される目標指標等、大きな方向性について妥当性の高い内容であり、当協議会としても共通の課題として認識し、それぞれの役割のもと貴市と連携して取り組んでいく。

そのためにも、播磨の中核市として更なる中心市街地活性化を図るために、前計画期間中に完了したハード事業を活用しつつ、地域の魅力を高めていくソフト事業にも注力し、経済の好循環を生むことを念頭に取り組むことが重要である。更に、第4期中活計画（案）への記載の有無に関わらず、事業の実施にあたっては社会経済情勢の変化が激しいことを鑑み、計画期間中であっても事業の追加・見直し等、柔軟に対応されることが肝要である。

以下、中心市街地活性化に一層の協議が必要と思われるところから、引き続き検討すべき事項として意見を申し添える。

##### 1. 対象区域について

姫路城周辺の野里地区や小利木町等では、古民家を活用した宿泊施設や飲食店など、民間事業者が主体的に観光産業を創出する動きがあり、観光客が実際に周遊しているエリアにも関わらず、この度の第4期中活計画（案）では対象区域外となっている。

一方、現時点では、正確な実施時期等が決定しておらず、将来における基本方針に留まる新設高校の移転候補先を、貴市の主要プロジェクトであり新たな動線を生み出す可能性の高いエリアという理由から対象区域に追加することは論理的に整合がとれない。

これらを踏まえ、民間主体でまちづくりが進む地域を後押しする意味でも、現在具体的な動きを見せる姫路城周辺地域を第4期中活計画（案）の対象区域として追加すべきであると考える。

## 2. 地域内の経済循環の向上について

厳しい経済環境の中、地域企業の成長や発展には、域内企業からの調達を念頭に、出来る限り資金の流出を防ぎ、投資した資金を域内で循環させることが重要であるが、貴市における一部イベントでは、ノウハウやコスト面より、市外の事業者に発注しているケースも散見される。

観光イベントをはじめ商業活性化事業、公共施設の管理運営事業など、様々な事業の発注元である貴市において、経済合理性を追求しつつも、市内事業者の育成や成長の観点も重視し、指名競争入札や見積合わせを行う場合など、出来る限り市内事業者への発注を念頭に置かれるべきと考える。

## 3. 新たな観光需要に対応するための環境整備について

インバウンドの呼び水となる大型イベント（大阪・関西万博・瀬戸内国際芸術祭等）の開催により多くの外国人観光客等の訪問が期待される中、宿泊施設の充実をはじめ、姫路城へいざなう大手前通りの街並み整備や魅力ある商店街の発信等、受入れ環境を整え、確実に観光需要を獲得していく必要がある。そのためにも以下、意見を申し添える。

### ①宿泊施設等、受入れ環境の整備

2023年度の姫路市内宿泊動向調査（調査：姫路経済研究所）では、市内主要宿泊施設の平均稼働率は70%を超え、全国平均の58%を大きく上回っている。今年度に入っても依然この状態が継続しており、このままでは売上機会を喪失し、観光消費額の向上に繋がらないことから、宿泊施設等、受入れ環境を整備することは喫緊の課題である。

中心市街地での滞在時間向上に寄与する宿泊について、中長期的な視点では、例えば競合とならない国際的な宿泊施設の誘致などを積極的に推進し、また、当面の対策としては、姫路城周辺の古民家の活用を促進するため、古民家改修支援の充実や民泊等にかかる各種規制の緩和・見直し等も併せて検討すべきではないかと考える。

また、播磨圏域にはたつの市や福崎町など、古民家が集積するエリアもあることから、広域での受入体制の整備や誘客促進など、具体的な施策の展開も有効と考える。

### ②観光客の満足度を向上させる環境の整備

2023年度の姫路城の入場者数は約147万人で、また外国人の登録者数は過去最多の約45万人を記録するなど、観光客は増加傾向にある中、観光客の満足度を向上させるためにも、下記受入れ環境を整備することが肝要である。

- (ア) 増加傾向にある外国人観光客に対し、観光関連事業者における多言語での接客・案内、文化・宗教・習慣等への対応強化のための支援
- (イ) 障害者や高齢の方々が安心してまち歩きを楽しめるようベンチ等、休憩設備の設置やバリアフリー化の徹底、また車いすをご利用の方や足の不自由な方など、実際の姫路城登閣が困難な方を対象とした天守内を疑似的に巡るVR体験システムの導入
- (ウ) 姫路城の魅力を更に高めていくための景観形成の一環として、観光客目線に立った桜や紅葉の植樹・伐採管理、電線の地中化等の実施
- (エ) 姫路城を一望できるイーグレひめじ屋上展望台の有効活用

### ③行政と民間事業者の情報共有促進のための仕組みづくり

クルーズ船の誘致活動や入港対応を行う観光経済局 商工労働部（港湾振興室）や学会などMICE対応を行う観光経済局 観光コンベンション室（MICE担当）では、クルーズ船の入港情報や学会の開催情報等より参加者の規模を事前に把握できるが、消費の受け皿となる商業者や観光事業者においては、それら情報を共有できていないがために、消費需要をとりこぼし、失客するケースが散見される。地域内の事業者と行政が持つ情報を如何に開示し共有するか、その仕組みづくりの検討に着手すべきと考える。

以上

#### (4) 規約

##### 姫路市中心市街地活性化協議会規約

###### (協議会の設置)

第1条 姫路商工会議所および株式会社まちづくり姫路は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号、以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

###### (名称)

第2条 本会は姫路市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

###### (目的)

第3条 協議会は、法の規定により姫路市が作成しようとする基本計画、ならびに、認定基本計画、および、その実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的とする。

###### (協議会の構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

（1）姫路商工会議所

（2）株式会社まちづくり姫路

（3）姫路市

（4）法第15条第4項第1号および第2号に規定する者

（5）前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、または、なくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

###### (協議会の組織)

第5条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

###### (委員)

第6条 委員は、第4条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

###### (会長および副会長)

第7条 会長、副会長は、委員の中より選任する。任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

###### (会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。ただし、会議は、委員の3分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所および日時ならびに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（協議結果の尊重）

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第10条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議、または調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、協議会の目的を達成するため、分科会を設置することができる。

（事務所）

第11条 協議会の事務所は、姫路商工会議所内に置く。

（会計年度）

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の最初の会計年度は、協議会発足の日から直近の3月31日までとする。

（収入および支出）

第13条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金、寄付金およびその他の収入による。

2 会費については、別途定める。

3 協議会の支出は、調査費、会議費、事務費、その他運営に要する経費とする。

（監査）

第14条 協議会の運営および出納等を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が指名する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長および副会長、ならびに各委員に報告しなければならない。

（除名）

第15条 構成員が、協議会の名誉をき損し、または協議会設立の趣旨に反する行為をしたときは、除名することができる。

2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の決議を必要とする。また、除名の議決を行う総会において、その構成員に弁明の機会を与えるなければならない。

（解散）

第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならぬ。

2 解散のときに存する財産は、総会の議決を得て処分する。

(附 則)

1 この規約は、平成20年11月11日から施行する。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

### 9.3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### (1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

##### ① 統計的データの客観的な把握・分析

本市における人口、商業、公共交通、観光等に関する統計データの把握・分析を行い、「2.3 中心市街地の要件に適合していることの説明」において記載している。

##### ② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

中心市街地活性化に関する市民アンケート、まちなか来街者調査にて、地域住民のニーズの把握・分析を行い、「1.1(4) 計画に対する評価」において記載している。

##### ③ 前計画に基づく取組みの把握・分析

前計画の事業実施の状況や目標積算事業の評価を行い、「1.1 これまでの中心市街地活性化に関する取組みの検証」において記載している。

#### (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

##### ① 各種団体との連携

基本計画に基づく各種事業を円滑に推進していくためには、様々な主体が連携を図る必要がある。新計画においても、商店街、商工会議所、市民団体、観光コンベンションビューロー、民間事業者と姫路市が連携・調整を図りながら、事業を推進していく。

##### ② パブリック・コメントの実施

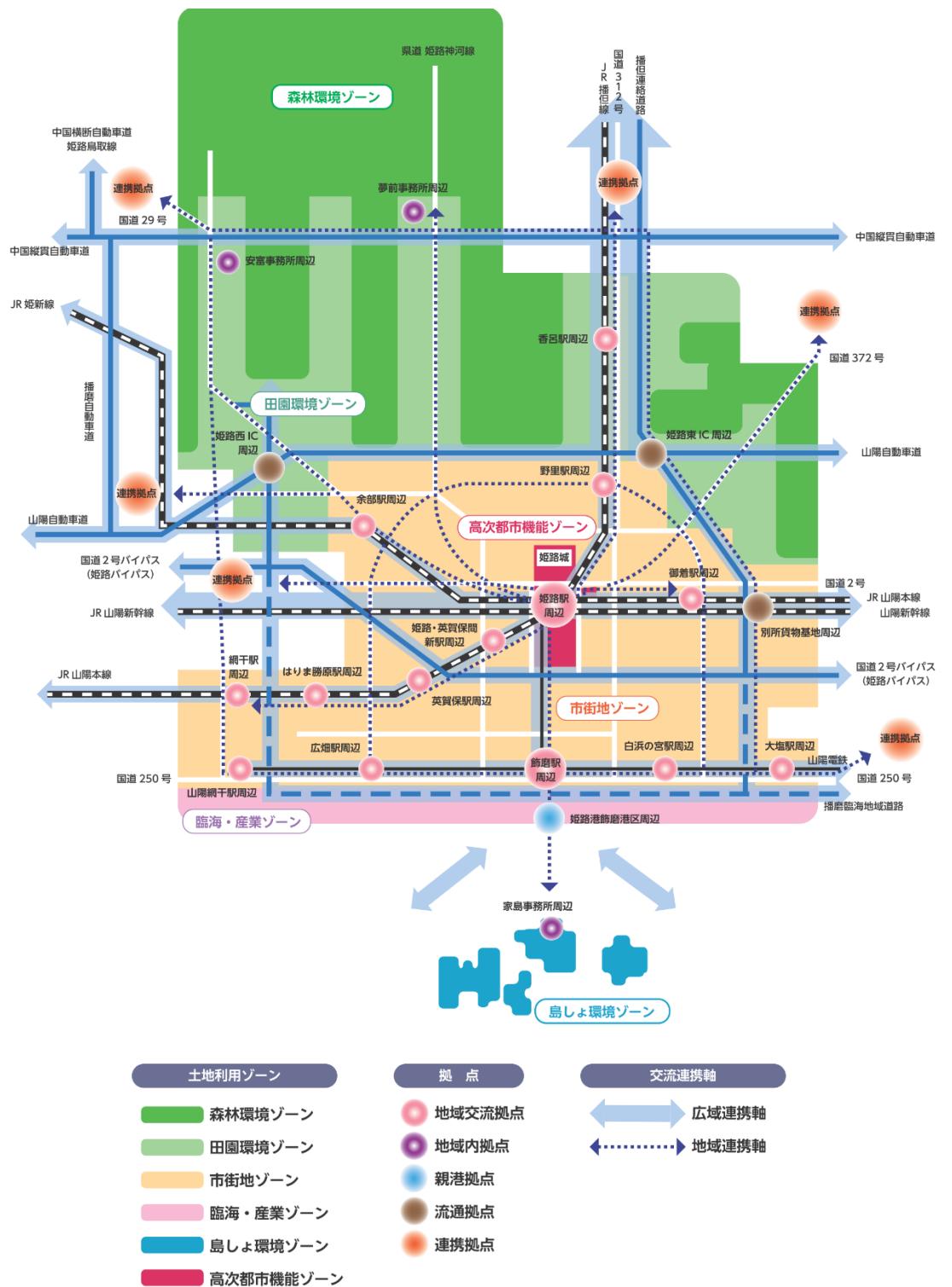
本計画の素案について、広く市民等の意見を聴取するため、令和6年10月15日～令和6年11月15日までの間、パブリック・コメントを実施し、本計画策定の参考とした。

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### 10.1 都市機能の集積の促進の考え方

#### (1) 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」

姫路市総合計画では、人口減少、少子高齢化の進行が見込まれる中、地域の活力の維持・向上を図るために、市域を越えた生活の結びつきに着目した広域的な視点と、市内各地域の特性に応じた都市機能のさらなる集約化と各地域間を結ぶ交通体系の強化（コンパクト・プラス・ネットワーク）の観点を持った「多核連携型都市構造」の構築を進めている。

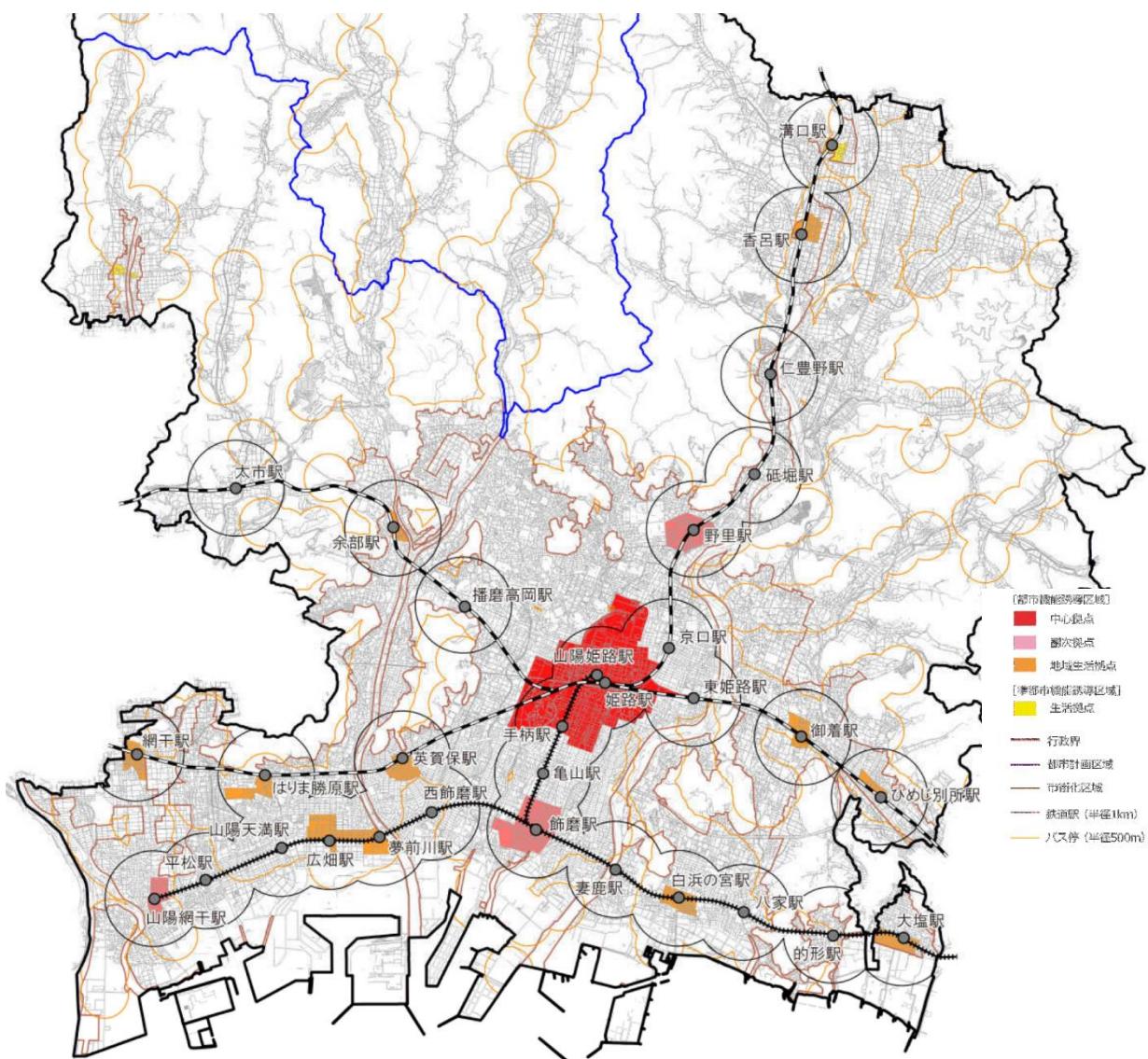


## (2) 姫路市立地適正化計画

姫路市立地適正化計画では、将来にわたり、持続可能な都市を形成するため、都市機能誘導区域を設定し、商業施設や医療施設などの都市機能を維持・確保することで、人口減少・少子高齢化が進展した場合でも拠点周辺等の区域における生活の利便性を確保するとともに郊外部における生活の利便性も確保することを目指している。

都市計画マスターplanや総合交通計画等の上位計画で位置づけられた都市の拠点を都市機能の維持・確保を図る拠点とし、また、公共交通アクセス性が確保され、隣接市町も含めた市街化調整区域の中心となっている一定規模の人口集積等がある地区についても拠点とする。

上記で選定した拠点の周辺において、都市機能誘導区域及び準都市機能誘導区域を定めており、都市機能誘導区域の位置図は、以下に示すとおりである。



## 10.2 都市計画手法の活用

本市は、市町合併(平成18年)前の旧姫路市及び旧香寺町が都市計画区域であり、都市計画図のとおり用途地域を指定し、JR姫路駅、山陽姫路駅を中心に「商業地域」、そのまわりを「近隣商業地域」、さらにそれらを取り囲むように各種住居地域を指定市、都市機能の集積を図っている。また、臨海部は「工業地域」、「工業専用地域」を指定市、工業の利便増進を図っている。

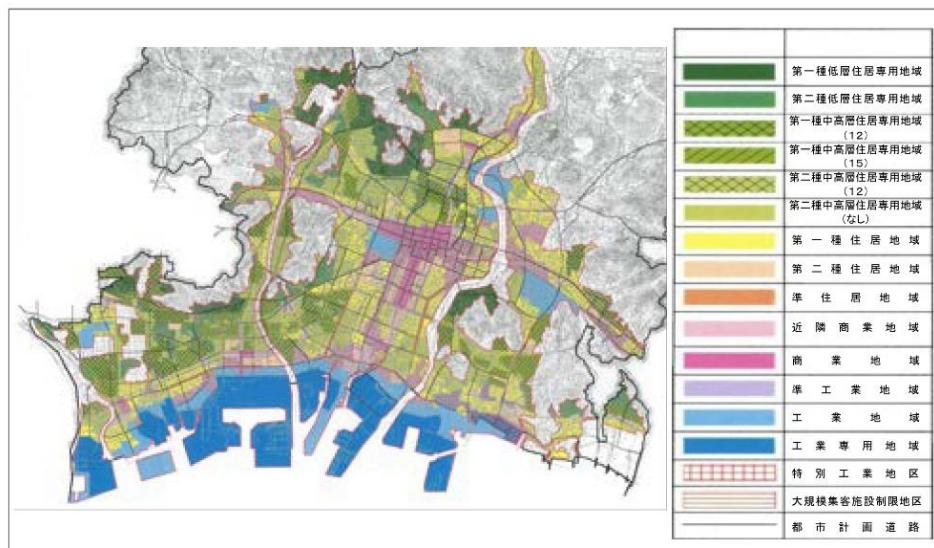
さらに、本市では、大規模集客施設の適正立地を測り、郊外開発を抑制するため、平成21年6月23日に都市計画変更し、中播都市計画特別用途地区として、準工業地域(763ha)における大規模集客施設制限地区を定めた。平成21年の第3回姫路市議会定例会(9月開会)の議決を経て、「姫路市大規模集客施設制限 地区建築条例」を制定し、平成21年10月8日に施行した。

### < 制限する用途 >

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝場投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類する用途で、法令で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧上の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

### < 法手続き等の経緯 >

平成21年1月・2月	地元説明会
2月	姫路市都市計画審議会(事前審)
4月	都市計画決定(変更)案の縦覧
5月	姫路市都市計画審議会(本審)
6月	都市計画決定(変更)告示
10月	姫路市大規模集客施設制限地区建築条例の交付、施行



都市計画概要図

### 10.3 都市機能の集積のための事業等

中心市街地は、姫路城の城下町から戦後の戦災復興を経て、商業・業務を中心に様々な都市機能を集積してきた。これらを礎として、「にぎわい」の創出と「活力」の増大に向け、新たな都市機能の集積を積極的に図る。

#### (1) 市街地の整備改善のための事業

- ・駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)
- ・姫路駅南駅前広場周辺まちなみ整備事業
- ・姫路駅周辺土地区画整理事業

#### (2) 都市福利施設の整備のための事業

- ・旧市場跡地活用(新高校建設)事業

#### (3) まちなか居住の推進のための事業

- ・駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(再掲)
- ・姫路駅周辺土地区画整理事業(再掲)

#### (4) 経済活力の向上のための事業

- ・中心市街地空き店舗対策事業
- ・リノベーションまちづくりの推進
- ・商店街整備事業

## 11. その他中心市街地の活性化に資する事項

### 11.1 都市計画等との調和

#### (1) 姫路市都市計画マスタープラン

本市は、姫路駅を中心に各種交通機関や商業・業務機能が集中し、播磨地域における社会経済活動の中心地として発展してきた。

今後の市街地整備等に当たっては、既存の都市機能の集積と都市施設を活かした都心部におけるにぎわいの創出と活力の増大、他の主要な鉄道駅周辺における交通施設の再整備や日常生活に必要な機能の充実、密集市街地における防災力の向上など、既成市街地の整備、改善を重点的に進める。

さらに、地域住民、事業者の参加、協力を得ながら、地区計画制度や各種整備手法を活用し、地域の特性に応じた個性ある都市づくりを推進する。

#### (2) 姫路市立地適正化計画

将来にわたり、持続可能な都市を形成するため、都市機能誘導区域を設定し、商業施設や医療施設などの都市機能を維持・確保することで、人口減少・少子高齢化が進展した場合でも拠点周辺等の区域における生活の利便性を確保するとともに郊外部における生活の利便性も確保することを目指す。

#### (3) 姫路市総合交通計画

姫路駅周辺の都心部においては、市民と国内外からの来訪者が来訪する本市の核となっていることから、公共交通相互の乗り継ぎ利便性向上をより一層推進するとともに、過度な自動車の流入を抑制し、都心・中心市街地内での回遊性を向上させるため既存公共交通だけでなく、高度なモビリティサービスの活用も視野に入れながら、多様な交通手段による快適な交通環境づくりを目指す。

#### (4) 姫路市ウォーカブル推進計画

中心市街地の活性化をはじめとする分野を横断した取組みと連携し、ハード整備によらず、既存の都市空間、都市環境の潜在力を読み取り、それを公民連携の仕組みによって高めていくことで歩きやすく豊かな都市環境の実現を目指す。

中心市街地における取組みとして、短期的には、検証区域として姫路駅周辺3箇所で象徴的なプロジェクトの目指すシーンを実験し、ウォーカブルな取組みの機運を醸成し、展開するための仕組みを構築する。中期的には、短期の取組み成果をもとに、中心部の重点区域においてウォーカブルな環境づくりを進め、行きたくなる魅力的な目的地が増えネットワークが広がることを目指す。長期的には、中心部にウォーカブルなエリアが増加し、様々な目的地が生まれ、多様な人が集まり、エリア間を歩いて楽しめる街となることをを目指す。

## (5) 姫路市バリアフリー基本構想

「だれもが安全で安心して快適に移動できる 共生のまちづくり」を基本理念とした姫路市バリアフリー基本構想において、JR 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区は特に優先してバリアフリー化事業の実施が必要な重点整備地区に設定されている。

本地区は、駅を核として商業・業務施設及び公共施設等が集積するエリアが形成されている。また、駅北側へ約 1 km に世界遺産が位置し、その周辺には観光・文化施設が立地しているなど、播磨地域を代表する中心拠点となっている。さらにアクリエひめじ、県立はりま姫路総合医療センターが整備され、新たな都市基盤の整備により、21 世紀の播磨の発展の核としてふさわしい魅力と活力ある都心の形成が図られている。そのため、あらゆる来訪者に対する総合的なバリアフリー化の取組みをさらに充実させる必要がある地区とされている。

## 11.2 その他中心市街地の活性化に資する事項

### (1) 大手前通りにおける歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用

姫路市では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現を図るべく、本市のシンボルロードである「大手前通り」を、道路法改正により創設された「歩行者利便増進道路（ほこみち）」に指定した。

公募を経て決定した占用者（民間事業者）によって、創意工夫を活かしたにぎわい創出が行われている。

また、これらの取組みを周知するために、「姫路がめざすウォーカブルなまちなかシンポジウム」を開催した。

#### 【歩行者利便増進道路（ほこみち）の概要】

歩行者利便増進道路の指定日	令和3年3月12日
占用者	大手前通り街づくり協議会
利便増進誘導区域	大手前通りの一部

#### 【姫路がめざすウォーカブルなまちなかシンポジウムの概要】

開催日時	令和5年2月13日（月）
開催場所	姫路キャスパホール（山陽百貨店・西館7階）
概要	公民が連携して実施するウォーカブル施策の取組内容の紹介及び市長と民間事業者によるトークセッションの実施

### (2) みちしば

姫路市では、令和3年3月に策定した「姫路市ウォーカブル推進計画」に基づき、居心地が良く、歩きたくなるまちなかづくりに取組んでいる。当計画に基づくアクションの一環として、人が憩い、日常的ににぎわいを創出する空間をつくることを目的に、JR西日本アーバン開発株式会社、西日本旅客鉄道株式会社と姫路市が協力して、ベンチや人工芝等の什器を設置し、滞留や行動変容等に対する効果や課題を検証するために、社会実験を実施した。

社会実験の概要は、以下に示すとおりである。

開催期間	令和5年11月7日（火）～令和7年3月31日（月）（予定）
開催場所	市道159号線（JR姫路駅東側、東自由通路の北出入口付近）
主催者	JR西日本アーバン開発株式会社 ピオレ姫路

### (3) Himeji 大手前通りイルミネーション

姫路城世界遺産登録 30 周年を契機として、大阪・関西万博等を視野に、大手前通りを上質なイルミネーションで華やかに彩るとともに、夜のほこみちを活用したまちなかのにぎわいや出会いの場の創出に官民一体となって取組むことで、観光客への”おもてなし”や市民にとっての”誇れる城下”を目指す。

開催概要は、以下に示すとおりである。

令和 5 年 度	開催期間	令和5年11月22日(水)～令和6年2月29日(木)の100日間 日の入りから午後10時まで(週末・祝日などは午前0時まで)
	開催場所	大手前通り(姫路駅前から姫路城前まで)
令和 6 年 度	開催期間	令和6年11月22日(金)～令和7年2月23日(日)の94日間 午後5時から午後10時まで(週末・祝日などは午前0時まで)
	開催場所	大手前通り(姫路駅前から姫路城前まで)、大手前公園及び家老屋敷跡公園の一部

### (4) リノベーションまちづくり

姫路駅西エリア（久保町・忍町・西駅前町の一部）は、かつては卸売市場として 200 以上の店舗が建ち並び、人が行き交っていたが、現在は空き店舗や駐車場が増加している。昔ながらの雰囲気が残るこのエリアで、新たなアイデアと歴史ある建物を組み合わせ、エリア価値の向上を目指す。

当該エリアにおいては、空き家、空き店舗、空きビル及び空き地等の既存の建物や土地（以下、遊休不動産という。）をリノベーション手法による活用を行う「リノベーションまちづくり」により、遊休不動産の再生と質の高い雇用の創出等を掛け合わせ、新たな産業振興と地域コミュニティの再生を図ることを目的としているまちづくり事業を実施している。

実在の遊休不動産の活用方法を検討しオーナーへ提案する「リノベーションスクール」を令和 2 年度及び令和 3 年度にかけて開催した。

#### 【第1回リノベーションスクール@ひめじ】

開催日時	令和3年6月11日(金)～令和3年6月13日(日)
開催場所	銀ビルストアー4階
概要	姫路駅西エリアにある空き店舗を対象に、3日間で事業計画を検討し、最終日に物件オーナーへ提案するワークショップを実施

【第2回リノベーションスクール@ひめじ】

開催日時	令和4年1月28日(金)～令和4年1月30日(日)
開催場所	銀ビルストア4階
概要	姫路駅西エリアにある空き店舗を対象に、3日間で事業計画を検討し、最終日に物件オーナーへ提案するワークショップを実施